

# 草加の環境



ノウルシ  
@中川河川敷

環境共生都市

草加市

2022

# 草加市環境共生都市宣言

私たちのまち草加は、綾瀬の川の流れと草加松原をシンボルに、歴史と文化を築いてきました。

しかし、急激な都市化により、かつての良好な環境が徐々に失われ、さらに私たちの活動は、川や空気の汚れ、ダイオキシンなどの有害物質、地球の温暖化など、身近な環境から地球環境まで影響を及ぼしています。

私たちは、かけがえのない環境を次の世代に引き継ぐため、共に生きるしくみや役割を考えながら、身近なことから協力して実行しなければなりません。

私たちは、「人と自然が共に生きるまち そうか」をつくるため、ここに環境共生都市を宣言します。

- 1 私たちは、水と緑を生かした環境にやさしいまちづくりに努めます。
- 1 私たちは、エネルギーの節約やリサイクルの推進に努め、限りある資源を大切にします。
- 1 私たちは、毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを学び、環境を良くすることを考え、行動するように努めます。

(平成11年(1999年)6月5日制定)

この報告書は、草加市の環境の現況について取りまとめたもので、草加市環境基本計画、草加市地球温暖化対策実行計画、環境マネジメントシステム等の報告を含んでいます。

# はじめに

この報告書は、令和3年度（2021年度）における本市の環境施策の内容と環境の状況、草加市環境基本計画に関する実績等についてまとめたものです。

本市は、平成11年（1999年）6月に環境共生都市宣言を行い、「人と自然が共に生きるまち そうか」という理念の実現に向け、令和2年（2020年）3月に第二次草加市環境基本計画（第二版）を策定し、5つの環境目標「水環境の保全と創造」「身近な自然の保全と創造」「低炭素社会の推進」「生活環境の保全」及び「環境に配慮した行動の実践と拡大」を掲げ、市民の皆様や事業者の皆様と協働で様々な環境施策に取り組んでいます。また、令和3年（2021年）4月26日に、埼玉県東南部地域5市1町（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町）は「ゼロカーボンシティ」共同宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、連携して取組を推進しています。

令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響によって、事業の一部が中止となりましたが、環境問題の市民への普及・啓発事業として、グリーンカーテン事業によるゴーヤ苗の配布及び市立中央図書館での「そうかの環境展」などを行いました。また、第二次草加市環境基本計画（第二版）で取り入れた持続可能な開発目標（SDGs）を念頭に置き、市民・事業者・市の連携・協力をを行いながら、施策の展開を図ってまいりました。引き続き本市の環境像の実現を目指し、事業を進めてまいります。

本報告書が、環境行政に対するご理解を深めていただく、お役に立てば幸いです。

令和5年（2023年）3月

草加市長 山川百合子

# 目 次

<b>【 第1部 】総 説</b>	<b>頁</b>	<b>第3章 低炭素社会の推進</b>	<b>頁</b>
<b>第1章 草加市の概要</b>		<b>第1節 省エネルギー・創エネルギーの推進</b>	35
1 概況	1	1 温室効果ガス排出量削減対策の推進	35
<b>第2章 環境の保全及び創造へ向けての総合的推進</b>		2 資源・エネルギーの有効活用の推進	36
<b>第1節 草加市環境共生都市宣言</b>	2	3 再生可能エネルギーの活用の推進	37
<b>第2節 草加市環境基本条例</b>	2	4 低炭素型まちづくりの推進	37
<b>第3節 草加市環境基本計画</b>	3	<b>第2節 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進</b>	38
<b>第4節 草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）</b>	5	1 ごみの減量化と分別収集の普及・啓発	38
<b>第5節 草加市気候変動適応計画</b>	7	2 環境にやさしい消費者の育成及び支援	40
<b>第6節 草加市役所エコ計画 -第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）-</b>	7	3 草加市グリーン購入に関する指針 (環境にやさしい商品等の購入)	41
<b>第7節 生物多様性そうか戦略</b>	8	4 リサイクルの推進	41
<b>第8節 草加市環境基本計画の推進体制</b>	9	<b>第3節 気候変動適応策の推進</b>	43
1 草加市環境基本計画の推進体制	9	1 気候変動に伴う適応策の推進	44
2 草加市環境マネジメントシステム	11	<b>第4章 生活環境の保全</b>	46
<b>第3章 草加市環境基本計画等の進捗状況</b>		<b>第1節 公害防止対策の推進</b>	46
1 草加市環境基本計画の環境施策における達成目標と実績値	13	1 公害防止対策の推進	46
2 草加市環境基本計画の現状と課題、今後の方向性	15	2 監視・測定体制の充実	47
3 生物多様性そうか戦略の現状と課題、今後の方向性	19	<b>第2節 快適なまちなみの形成</b>	59
<b>【 第2部 】環境の保全と創造に関して講じた施策</b>		1 環境美化対策の推進	59
<b>第1章 水環境の保全と創造</b>		2 まちなみ景観の向上	59
<b>第1節 水質浄化対策の推進</b>	22	<b>第5章 環境に配慮した行動の実践と拡大</b>	
1 河川浄化対策の推進	22	<b>第1節 学校・地域における環境教育・環境学習の推進</b>	60
2 公共下水道の推進と生活排水対策	25	1 学校における環境教育の推進	60
<b>第2節 親水空間の創造・維持管理の推進</b>	27	2 地域における環境学習の推進	60
1 多自然川づくりの推進	27	<b>第2節 環境に配慮した行動及び生活の実践</b>	62
2 河川環境の維持管理の推進	27	1 エコライフの普及・啓発	62
<b>第2章 身近な自然の保全と創造</b>		2 地域の環境保全活動の充実	62
<b>第1節 生きものと共生するまちづくりの推進</b>	29	3 環境に配慮した活動への支援	62
1 自然環境の調査	29	4 環境情報の収集と提供	63
2 生きものの生息・生育環境の保全	30	<b>【 第3部 】資料編</b>	64
3 生きものとふれあえる空間の創造	30	<b>用語説明</b>	134
<b>第2節 みどりの保全と創出</b>	32		
1 公園整備や公共用地の緑化推進	32		
2 民有地内の緑化対策の推進	33		
3 緑化活動への支援	34		

# 第1部 総 説

## 第1章 草加市の概要

### 1 概 况

本市は、埼玉県の東南部に位置し、東に八潮市、西に川口市、北は越谷市、南は東京都足立区に接しており、市の面積は27.46km<sup>2</sup>です。

地質は、おおむね古東京湾で堆積された沖積層に覆われています。地形は、中川低地と言われる元荒川や古利根川等の大小河川によって形成された平均海拔2.0m程度の起伏の少ない低地帶です。

本市は、江戸時代日光道中第二の宿場であった草加宿を中心に集落が散在し、新田が開発され豊かな水田地帯となりました。明治維新以降、東武鉄道が開通すると、宿場から駅を中心とした町へと変化し、昭和33年11月1日に市制を施行しました。当時の人口は34,878人、県内で21番目に誕生し、県の主要都市として発展してきました。

昭和30年代の後半からは、東京都心からわずか20km圏内に位置するという地理的条件等に加え、東武鉄道と地下鉄日比谷線の相互乗り入れや松原団地の完成等により急速に都市化が進み、人口増となりました。昭和50年代半ば以降、人口の伸びは鈍化したものの、その傾向は現在まで続いています。令和4年1月1日現在、人口は250,824人、世帯数は121,575世帯で、県下第6位の規模となっています。

鉄道としては、東武スカイツリーラインが市の中心を南北に走っています。一方、道路は一般国道4号線、県道足立越谷線、越谷八潮線が南北に、東京外かく環状道路、県道さいたま草加線、草加流山線が東西に通っています。

産業は、豊かな水と米により草加せんべいが生まれ、さらに、ゆかた、晒（さらし）業が栄え、皮革業等の転入等により、特色ある地場産業が形成されました。その後、県営工業用水の供給（昭和39年）、草加・八潮工業団地の造成（昭和37～43年）等により化学工場、製紙・パルプ業等が相次いで進出し、県下有数の工業都市になりました。平成28年の経済センサス活動調査によると、事業所数は7,288事業所、従業員数は約7万1千人を擁しています。

土地利用をみると、昭和33年には約70%を占めていた田畠の面積は、令和3年には市域の約6.3%まで減少する一方、宅地面積は16.39km<sup>2</sup>と、その割合は約60%を占め、さらに都市化が進んでいます。



■ 都市化が進むまちなみ（高砂一丁目）

## 第2章 環境の保全及び創造へ向けての総合的推進

1960年代以降に多発した産業型公害に対しては法令等による規制型行政で対処してきましたが、1980年代以降に顕著となった都市生活型環境問題や地球環境問題等に対しては、市民、事業者の協力のもとに行う参加型行政で対処するよう転換が図られてきました。そこで、本市でも市民との協働、パートナーシップ（協力・連携）による施策を重要視し、啓発を中心とした行政とこれに基づく市民の自発的な取組を展開するようになりました。

本市は、平成11年6月に「人と自然が共に生きるまち そうか」を目指す**草加市環境共生都市**を宣言し、この宣言の推進を図りながら環境政策の基本理念を明らかにする**草加市環境基本条例**を制定しました。さらに、この条例に基づく市民、事業者、行政、それぞれの取組等を具体化する**草加市環境基本計画**を策定しました。

### 第1節 草加市環境共生都市宣言

平成11年6月5日、本市は草加市環境共生都市を宣言しました。

私たちを取り巻く環境問題は、都市化の進展、生活の便利さや豊かさの追求により、河川の汚濁や大気汚染、緑の減少等身近なものから、地球の温暖化やオゾン層の破壊等の地球規模のものまで及んでいます。さらに、最近では、ダイオキシン類やPM2.5等、人の健康に悪影響を及ぼす物質への対応等多岐に広がっています。

私たちの環境をよくするためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を考え協力し、足元から取り組んでいくことが必要です。地域の環境保全はもとより、地球環境の保全という視点に立って、本市の環境と共生する都市像「人と自然が共に生きるまち そうか」の実現を目指すものです。（宣言文は表紙の裏に掲載）

### 第2節 草加市環境基本条例

平成12年3月に草加市環境基本条例を制定しました。本条例は本市の環境の保全及び創造に関して基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を規定しています。さらに、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進しながら、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保しようとするものです。条例の概要は、次のとおりです（条例全文は資料編を参照）。

- 前文　・環境を享受する権利と将来の世代へ引き継ぐべき責務
- 総則　・目的　・定義　・基本理念　・市、事業者、市民の責務
- 環境の保全等に関する基本的な施策等
  - ・施策の策定等に当たっての環境への配慮　・環境基本計画
  - ・事業等に係る環境への配慮
  - ・規制措置　・助成措置
  - ・資源・エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
  - ・環境教育　・情報の提供　・市民意見の反映
  - ・民間団体との連携　・地球環境の保全　等
- 環境審議会

## 第3節 草加市環境基本計画

### (1) 概要

草加市環境基本計画は、草加市環境基本条例第8条に基づき策定しています。21世紀半ばを展望し、環境に関する市の施策の方向を示すとともに、市民・事業者・市の環境保全のための取組の指針を明示しています。「草加市環境基本条例」の基本理念と『第四次草加市総合振興計画』に示す本市の将来像を環境面から実現するための計画であり、本市の環境関連計画においては最上位に位置づけられるものです。本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、本市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業計画等、各施策の内容との整合を図っています。

なお、本計画は、『草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』を包含した計画として位置づけています。

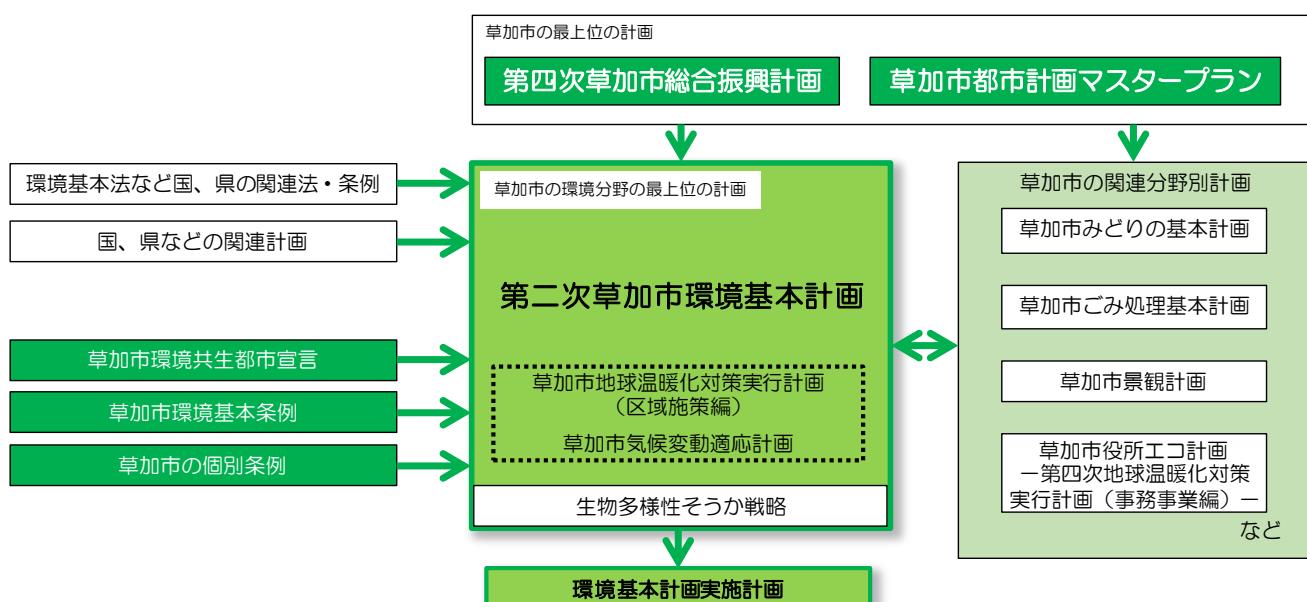
### (2) 経緯

平成12年3月、草加市環境共生都市宣言及び草加市環境基本条例を具体化するため、平成12年度から平成27年度までを目標期間とする草加市環境基本計画を策定しました。

その後、計画期間満了を迎えたことから、それまでの成果を踏まえつつ、市民意見等を取り入れ、草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含した内容で、平成28年3月、第二次草加市環境基本計画を策定しました。第二次草加市環境基本計画は、第四次草加市総合振興計画との整合性を図り、平成28年度から令和17年度までを目標期間としています。

令和2年3月には、基本的な骨組みは踏襲しつつ、各種関連分野別計画との整合性を図り、時代や環境の変化に柔軟かつ適切に対応するため、第二次草加市環境基本計画（第二版）への見直しを行いました。

#### ■ 第二次草加市環境基本計画の位置づけ



## ■ 第二次草加市環境基本計画施策の体系

第四次 草加市総合振興計画 第二期基本計画		第二次草加市環境基本計画			
中目標	小目標 施策 ・施策の柱	環境像	環境目標	環境施策の柱	取組方針
快適な環境 ～環境にやさしい水とみどりのまちをつくる	水とみどりの まちづくり  水環境の保全 ・水質浄化対策の推進 ・親水空間の創造 ・維持管理の推進	人と自然が共に生きるまち そうか	水環境の 保全と創造  身近な自然 の 保全と創造  低炭素社会 の 推進  生活環境の 保全  環境に 配慮した行動 の実践と拡大	水質浄化対策の推進  親水空間の創造・ 維持管理の推進  生きものと共生する まちづくりの推進  みどりの保全と創出  省エネエネルギー・ 創エネルギーの推進  3R（発生抑制・再 使用・再生利用）の 推進  気候変動適応策の推 進  公害防止対策の推進  快適なまちなみの形 成  学校・地域における 環境教育・環境学習の推進  環境に配慮した行動 及び生活の実践	河川浄化対策の推進  公共下水道の推進  多自然川づくりの推進  河川環境の維持管理の推進  生物多様性への理解の促進  生物多様性の保全  市民との協働活動の推進  公園整備や公共用地の緑化推進  民有地内の緑化対策の推進  緑化活動への支援  温室効果ガス排出量削減対策の推進  資源・エネルギーの有効活用の推進  再生可能エネルギーの活用の推進  低炭素型まちづくりの推進  ごみの減量化と分別収集の普及、啓発  環境にやさしい消費者の育成・支援  リサイクルの推進  自然生態系等に関する適応  都市機能に関する適応  人の健康に関する適応  適応策における横断的取組  公害防止対策の推進  監視・測定体制の充実  環境美化対策の推進  まちなみ景観の向上  学校における環境教育の推進  地域における環境学習の推進  エコライフの普及、啓発  地域の環境保全活動の充実  環境に配慮した活動への支援  環境保全情報の収集と提供

## 第4節 草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

### （1）概要

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項により、全ての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）には当該地域における温室効果ガス排出量抑制のための計画、すなわち地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定が義務付けられています。

### （2）経緯

本市は、平成24年3月に草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。平成28年3月に見直しを行い、第二次草加市環境基本計画に組み入れました。

さらに、令和2年3月に第二次草加市環境基本計画（第二版）の策定に併せて見直しを行い、国の「地球温暖化対策計画」との整合性を図り基準年度や目標値を設定したほか、気候変動適応法第12条の規定に基づき、草加市気候変動適応計画を包含した計画としました。

### （3）削減目標

#### ① 基準年度 平成25年度（2013年度）

国の『地球温暖化対策計画』と整合を図っています。

#### ② 目標年度 短期目標 令和5年度（2023年度）

中期目標 令和12年度（2030年度）

長期目標 令和17年度（2035年度）

#### ③ 削減目標 平成25年度（2013年度）比で市内の温室効果ガス総排出量を 令和5年度（2023年度）に17%、 令和12年度（2030年度）に26%、 令和17年度（2035年度）に34%削減する。

#### ④ 目標排出量 短期目標 令和5年度（2023年度）1,133千t-CO<sub>2</sub>（17%削減）

中期目標 令和12年度（2030年度）1,010千t-CO<sub>2</sub>（26%削減）

長期目標 令和17年度（2035年度）896千t-CO<sub>2</sub>（34%削減）

#### ⑤ 電力のCO<sub>2</sub>排出係数 毎年度変動

#### (4) 排出量等の推移

草加市の温室効果ガス排出量は、埼玉県の計算方法に基づき算出していますが、埼玉県では過年度実績を含めて計算方法の全面的な見直しが行われています。基準年度である平成25年度（2013年度）の排出量も変更となり、数値比較ができなくなることから、今後は草加市でも見直し後の計算方法に基づく温室効果ガス排出量を採用していきます。表1は見直し前の計算方法に基づく草加市の温室効果ガス排出量、表2は見直し後の計算方法に基づく草加市の温室効果ガス排出量の推移です。

#### 草加市の温室効果ガス排出量の推移

表1 見直し前

	温室効果ガス排出量		エネルギー消費量	
	総排出量 (単位 : 千t-CO <sub>2</sub> )	削減率 (対H25年度比 : %)	総消費量 (単位 : TJ)	削減率 (対H25年度比 : %)
H25年度(2013年度) 基準年度	1,364.5	—	14,971.7	—
H26年度(2014年度)	1,398.4	2.5	16,619.4	11.0
H27年度(2015年度)	1,337.2	▲2.0	15,866.3	6.0
H28年度(2016年度)	1,277.4	▲6.4	15,784.6	5.4
R5年度(2023年度) 短期目標値	1,133	▲17.0		

出典：埼玉県温暖化対策課、埼玉県環境科学国際センター「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書」

表2 見直し後

	温室効果ガス排出量		エネルギー消費量	
	総排出量 (単位 : 千t-CO <sub>2</sub> )	削減率 (対H25年度比 : %)	総消費量 (単位 : TJ)	削減率 (対H25年度比 : %)
H25年度(2013年度)	1,317.0	—	13,488.1	—
H26年度(2014年度)	1,183.6	▲10.1	12,771.0	▲5.3
H27年度(2015年度)	1,207.5	▲8.3	12,981.1	▲3.8
H28年度(2016年度)	1,127.6	▲14.4	12,434.8	▲7.8
H29年度(2017年度)	1,164.3	▲11.6	12,934.1	▲4.1
H30年度(2018年度)	1,123.0	▲14.7	12,577.1	▲6.8
R元年度(2019年度)	1,046.9	▲20.5	11,894.1	▲11.8
R2年度(2020年度)	1,029.0	▲21.9	11,731.3	▲13.0

出典：埼玉県環境科学国際センター「市町村温室効果ガス排出量算定結果」

## 第5節 草加市気候変動適応計画

### (1) 概要

気候変動適応法第12条に基づき、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、地域気候変動適応計画として草加市気候変動適応計画を策定しました。令和2年3月に策定した第二次草加市環境基本計画（第二版）に包含しました。

これまでにも行ってきた熱中症に関する注意喚起・予防、災害に際した避難場所の周知等を適応策として位置づけるとともに、適応策の観点から施策を見直し、健康安全面での対策や浸水被害への対策等をより積極的に推進していきます。

## 第6節 草加市役所エコ計画

### －第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－

### (1) 概要

本市は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量削減に努めています。本計画に基づき、地球温暖化対策に向け市役所自らが環境配慮を実践する市内最大級の事業所として、全庁的に二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)等の温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。

### (2) 経緯

平成12年4月に草加市環境にやさしい府内率先実行計画（エコ計画）を策定、その後、平成18年4月に改定、平成23年4月に第二次計画、平成28年3月に第三次計画を策定し、さらに令和2年3月には、職員等へのさらなる周知浸透を図るため名称を改め、「草加市役所エコ計画－第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－」を策定し、府内のエネルギー削減に向け取り組んでいます。

### (3) 実施期間

令和2年度から令和5年度（4年間）

平成25年度を基準年度に、令和5年度までに30%以上の削減を目指す。

### (4) 計画の範囲

- ① 本市の事務事業及び全施設を対象とする。（市立病院、無人の施設、民間のビルのテナントとして入居する所属等を含む。）
- ② 学校及び指定管理者等は、とくに推進機構を設置しないが、所管課を通じてエネルギー等の使用状況を集約するほか、委託内容等に明記し協力を要請する。
- ③ 公社及び市設立法人等は対象外とし推進機構を設置しないが、市の施設に入居し電気料金等を市が負担するもの及び施設管理を行う場合は対象とし、所管課を通じてエネルギー等の使用状況を集約する。
- ④ 草加八潮消防組合（消防局・消防署）、東埼玉資源環境組合（ごみ焼却処理）等の一部事務組合は対象外とする。

## (5) 排出量の推移

(単位:t-CO<sub>2</sub>)

	目 標	実 績	削減結果（対H25年度比）
平成25年度（基準年度）	—	25,009	—
平成30年度（参考）	—	19,920	—
令和2年度	19,757 (▲21%)	19,095	-5,914.1 (-23.65%)
令和3年度	19,007 (▲24%)	19,213	-5,795.2 (-23.17%)
令和4年度	18,257 (▲27%)	—	—
令和5年度	17,506 (▲30%)	—	—

※削減結果は小数点以下四捨五入

## 第7節 生物多様性そうか戦略

### (1) 概 要

本市は生物多様性基本法第13条に基づき、平成31年3月に生物多様性そうか戦略を策定しました。本戦略により、生物多様性の保全及び持続可能な利用の重要性を浸透させ、地域におけるさまざまな取組を進めようとするものです。生物多様性は現在、①開発や乱獲による資源の減少、②自然への働きかけの縮小・撤退、③外来種による脅威の増大、④地球温暖化などによる地球環境の変化の増大という4つの危機にさらされています。都市化が進み自然が失われつつある本市は、生物多様性の保全と都市の健全な発展をバランスよく実現する必要があることから、残された草加らしい自然の恵みを次世代に引き継ぎ、水と緑の質を向上させるため、本戦略に基づく取組を開始しています。

### (2) 計画期間

令和元年度から令和17年度（17年間）

### (3) 対象区域

原則、市内全域（本市内で行う事業に関係する経済活動は市外でも対象に含む）

### (4) 実施主体

市民、事業者、草加市

### (5) 基本理念

草加の自然の恵みを 次世代に引き継ぐ

### (6) 基本方針

- ① 生物多様性への理解の促進—主流化・生物多様性を「知る」—
- ② 「守り・育てる」—水とみどりの質を向上する—
- ③ 市民との協働を推進する—「参加」による向上—

## (7) 達成目標（将来像）

- ① 行政、市民、事業者が、生物多様性に係る取組を発信している
- ② 生物多様性の基盤となる緑地等が十分に存在している
- ③ 多様な生きものの生息・生育場所が保全・再生・創出されている
- ④ 生きもののネットワークが形成されている
- ⑤ 子どもたちが、のびのびと育つことができる環境や、自然からの恵みを享受できる場所が残されている
- ⑥ 生物多様性を保全する活動への参加機会が確保されている
- ⑦ 生物多様性を保全する活動に市民や事業者が主体的に参加している

## (8) 施策方針と保全実行計画（重点プラン）

将来像を実現するため、10の施策方針を設定しています。また、施策方針に基づき、市が率先実行する32の保全実行計画（重点プラン）を定めています。

# 第8節 草加市環境基本計画の推進体制

## 1 草加市環境基本計画の推進体制

草加市環境基本計画を推進するため、市民、事業者、行政（市）がお互いの役割を理解し、それぞれができること、なすべきことを行い、これら三者のパートナーシップを基礎として、計画の推進を図っています。

### (1) 草加市環境審議会（平成12年7月5日設置）

草加市環境基本条例に基づき設置する市長の附属機関であり、公募委員を含む市民・学識経験者・事業者等で構成しています。草加市環境基本計画の推進に当たっては、環境に関する専門的な知識はもとより、環境行政全般にわたる広範囲な知識に基づいた外部評価等が必要です。そのため、所掌事項である、①草加市環境基本計画、②公害防止、③自然保護、④地球環境、⑤その他環境の保全等に関すること等、本市の環境保全等に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて審議や答申、助言等を行っています。

### (2) 環境施策管理会議（環境会議）（平成16年4月設置）

草加市環境基本計画に挙げた施策には多くの部署が関係しているため、事業の推進に当たり各部署の意見を取りまとめ、本市全体として環境行政を推進する全庁的な組織が必要となります。そこで、副市長を議長、教育長を副議長として、部局長により構成する環境施策管理会議（環境会議）を設置し、施策を総合的・計画的に推進しています。

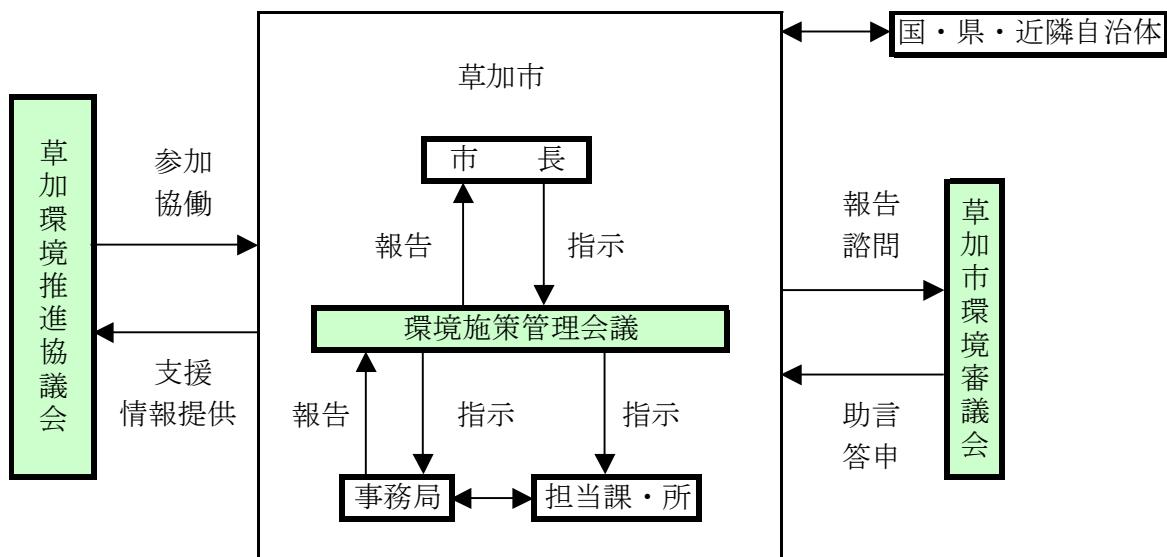
### (3) 草加環境推進協議会（市民・事業者等の推進組織）（平成19年4月設置）

草加市環境基本計画の実効性をより高めるためには、市民・事業者の理解と協力が不可欠です。そこで、幅広く環境に係る施策、事業の推進を図る協議会として組織されました。市民・事業者・行政（市）相互の意見交換を行う場を設け、市民や事業者の意見が施策等に反映するよう配慮するとともに、協働によりさまざまな事業を推進しています。会員は、市民・各種団体・事業者等で構成しています。

#### (4) 広域的な連携

国、県及び近隣の地方自治体と共に課題や地球環境問題等への対応について、緊密な連携を図りながら、広域的な視点から取り組んでいます。

#### ■ 草加環境基本計画の推進体制



■ トウキョウダルマガエル



■ ゴイサギ

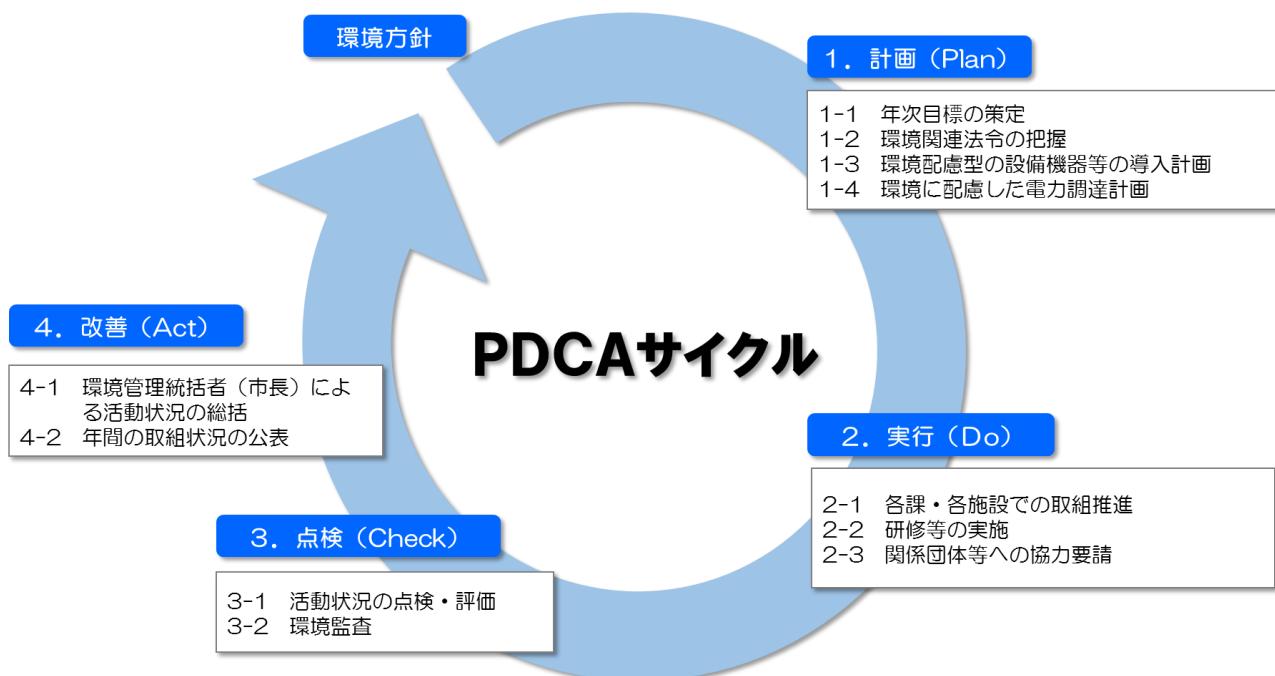
## 2 草加市環境マネジメントシステム

本市は、環境に配慮した組織運営を行うため、環境マネジメントシステム（EMS）の構築により、環境施策等を管理し運営しています。

平成16年3月、本市は、環境マネジメントシステムに関する国際標準規格であるISO14001の認証を取得しました。職員の環境に関する意識が向上する等の一定の成果を得たことから、平成24年2月にISO14001の認証を返上し、平成24年5月からは、本市の実情に合致し、また環境施策を一元的に管理できる独自の環境マネジメントシステムへ移行しました。平成29年度には国のカーボン・マネジメント事業補助金により、システムの強化を図るため、各種マニュアルの整備及びエネルギー管理システムの導入等を行いました。

本システムにより、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の環境施策、草加市役所エコ計画－地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－による府内の温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の抑制等を管理しています。また、毎年、府内の環境推進員による内部環境監査の実施や環境審議会による外部評価、市長による総括等により継続的改善を進め、令和3年度には環境方針を改定する等、着実な向上を図っています。

### ■ 草加市環境マネジメントシステムの進行管理





# 環境方針

## (基本理念)

本市は、草加市環境共生都市宣言の基本理念である「人と自然が共に生きるまち そうち」の実現に向け、草加市環境基本計画に基づき、様々な環境施策を実施しています。人類共通の課題である地球環境問題を解決するためには、持続的に発展可能な循環型社会を構築することが重要です。

近年、地球の温暖化は深刻さを増しています。気候変動の影響は市域にも波及し、異常気象のほか、これまで生息していなかった生きものが現れるなど、環境の変化が目に見えるようになっています。

さらに、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故は、従来型のエネルギー依存方法についての問題提起となり、省エネ意識と再生可能エネルギー導入の契機となりました。

令和3年4月には本市を含む埼玉県東南部地域5市1町の首長が「ゼロカーボンシティ」共同宣言を行い、将来にわたり持続可能な脱炭素社会の構築に向けて、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを表明しました。

私たちは、環境への影響の継続的な改善に向けて、行政として先進的な役割を果たすべく、率先して地域における温室効果ガス削減の模範となるため、環境マネジメントシステムを適正に運用し、組織全体で自主的かつ積極的に環境への配慮を推進できるよう行動します。

## (基本方針)

### 1 自然と共生するまちづくりの推進

環境施策を実施するに当たり、第二次草加市環境基本計画に基づき、市民との協働のもと、自然と共生する持続可能なまちづくりを進めます。

### 2 環境に配慮した事務事業の推進

事務事業の実施に際しては、「草加市役所エコ計画－地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－」や草加市グリーン購入に関する指針、COOL CHOICEへの賛同等に基づき、省エネルギー、省資源及びリサイクル等を実施するとともに、率先して環境配慮型の設備機器の導入や設備運用の改善に努め、市民・事業者に対し低炭素社会における先導的な役割を担うようにします。

### 3 継続的な改善

市役所のすべての事務事業が環境に影響を与える可能性を十分に認識し、その軽減を図るため、環境目標を設定します。事務事業は定期的に評価し、適正に見直すなど継続的に改善を行い、効果的な環境保全及び環境負荷の低減を図ります。

### 4 法規制等の遵守

環境に関連する法令や条例その他の合意事項を遵守するため、常に関連法規の改正情報等の収集に努め、手順や内容を確認するとともに、適正な運用を行います。

### 5 職員等の研修及び実践の徹底

職員等が環境方針の実践者として自覚を持ち、確実に事務事業を実施するための研修等を実施します。

この環境方針をはじめとする環境マネジメントシステムに関する情報は、広く内外に公表します。

令和4年1月6日

草加市長 浅井昌志

# 第3章 草加市環境基本計画等の進捗状況

## 1 草加市環境基本計画の環境施策における達成目標と実績値

第二次草加市環境基本計画は、5つの環境目標を定めています。その環境目標を具現化するため、11項目の環境施策の柱と達成目標を設定しています（4ページ参照）。

達成目標は、令和17年度までの長期計画、令和5年度までの短期計画を設定しています。令和3年度における各々の実績値は下表のとおりです。

さらに、本市の望ましい環境像を実現するため、5つの環境目標と11項目の環境施策の柱に沿ってそれぞれで取組方針を定めています。その取組方針を具体化し、それを基に各所属において事務事業として実施できる内容を毎年度当初に、実施計画として設定し、展開を図っています。

### ■ 環境基本計画の達成目標及び令和3年度実績値

長期達成目標(令和17年度(2035年度)達成目標)

指標	単位	現状値 (基準年度 平成30年度 (2018))	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	目標値 令和17年度 (2035)	令和3年度 時点達成率	令和3年度(2021年度)実績値に対する自己評価
オイカワ等が繁殖できる水質 (綾瀬川の水質基準)	-	河川類型C	河川類型C	河川類型C	河川類型C		河川類型B	未達成	
市内で確認された猛禽類(鳥類) の子育て(繁殖・営巣)	種	1	1	1	1		4	25%	
市内から排出される温室効果ガス 排出量	千t-CO <sub>2</sub> (平成28年度)	1,277	-	-	-		896	-	直近で算出された県データは、令和元年度のもの。
大気、騒音・振動、ダイオキシン類 の環境基準達成割合	%	84.6	78.6%	82.1	75.0		100	75%	道路騒音において昨年度よりも基準を満たせない地点が増加したため。
まちなみの美しさに対する 市民の満足度	%	12.7	-	42.8%	-		70.0	-	
地域の環境活動に参加した ことがある市民の割合	%	15	-	12.7%	-		50	-	『草加市民アンケート』は2年に一度の実施。

短期達成目標年度実績値(令和5年度(2023年度)まで)

指標		単位	現状値 (基準年度) 平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	目標値 令和5年度 (2023)	令和3年度達成状況	令和3年度(2021年度)実績値に対する自己評価
B O D 75 % 値	綾瀬川(中曾根橋)	mg/L	2.5	3.9	3.6	3.0		2.2以下	未達成	令和2年度～令和3年度にかけてBODの値は減少傾向だが、ここ数年は横ばいで推移している。  河川異常水質事故については、随時原因確認と再発防止に向けた指導を行っているが、令和3年度は多発したことから、目標未達成となった。
	綾瀬川(手代橋)	mg/L	2.5	3.0	4.1	2.5		2.2以下	未達成	
	古綾瀬川(綾瀬川合流地点前)	mg/L	3.4	4.7	4.8	3.1		3.0以下	未達成	
	伝右川(伝右橋(下))	mg/L	2.6	2.5	3.9	2.7		2.3以下	未達成	
	毛長川(鰐宮橋)	mg/L	2.1	2.8	3.2	2.3		1.9以下	未達成	
	辰井川(上町境橋)	mg/L	3.1	5.8	5.7	3.6		2.9以下	未達成	
	河川異常水質事故件数	件	19	20	15	26		0	未達成	
	古綾瀬自然ひろばで確認された鳥類の種数	種	14	20	16	14		27	未達成	
	公園・広場等の面積	ha	57.82	57.89	59.42	59.81		58.19	達成	
	緑化推進団体の数	団体	44	43	41	41		49	未達成	
B O D 75 % 値	ビオトープ保全活動参加者数	人	月平均28人	-	21	33	月平均50人以上	未達成	コロナ禍でも可能な範囲で活動を行った。	両新田くすのき公園新設 新里第7公園(提供公園)  直近で算出された県データは、令和元年度のもの。  直近で算出された県データは、令和2年度のもの。  新型コロナウイルス感染拡大に伴い、家庭から出るごみの量が増えた中で、ごみ出しの正しい分け方、出し方の啓発活動を行った。引き続き啓発活動に取り組みます。  リサイクルセンターでの火災の影響によって、粗大ごみや不燃ごみの資源化が困難であったため。  道路騒音において昨年度よりも基準を満たせない地点が増加したため。  『草加市民アンケート』は2年に一度の実施。  参加方法は主に電子化されたこと、コロナ禍で周知等も難しかったため、報告を登録した市民が大きく減少した。  コロナ禍でも行えたイベントでアンケート結果が良好だった。
	市内から排出される温室効果ガス排出量	千t-CO <sub>2</sub> (平成28年度)	1,277	-	-	-	1,133	-	直近で算出された県データは、令和元年度のもの。	
	市内の太陽光発電システムの導入容量	kW	18,636	-	-	-	21,000	-	直近で算出された県データは、令和2年度のもの。	
	市民1人1日当たり可燃ごみ排出量	g	503	506	517	498	495	未達成	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、家庭から出るごみの量が増えた中で、ごみ出しの正しい分け方、出し方の啓発活動を行った。引き続き啓発活動に取り組みます。	
	資源化率	%	18.6	18.3	18.5	17.6	19.8	未達成	リサイクルセンターでの火災の影響によって、粗大ごみや不燃ごみの資源化が困難であったため。	
	大気、騒音・振動、ダイオキシン類の環境基準達成割合	%	85.7	78.6	82.1	75.0	92	未達成	道路騒音において昨年度よりも基準を満たせない地点が増加したため。	
	まちなみの美しさに対する市民の満足度	%	41.8	-	42.8	-	50	-	『草加市民アンケート』は2年に一度の実施。	
	市内4駅周辺における昼間の放置自転車数	台	62	43	49	34	55	達成		
	エコライフデイへ取り組む市民の数	人	70,035	71,215	-	6,658	73,000	未達成	参加方法は主に電子化されたこと、コロナ禍で周知等も難しかったため、報告を登録した市民が大きく減少した。	
	草加環境推進協議会との協働によるイベント等の参加者の満足度	%	74	81.7	-	95.0	90	達成	コロナ禍でも行えたイベントでアンケート結果が良好だった。	
	そうか生きもの調査 集合調査会への参加者数	人	283	-	73	47	年300人以上	未達成	コロナ禍で、1回のみの実施になった。	

※  は目標達成

## 2 草加市環境基本計画の現状と課題、今後の方針

本市の望ましい環境像を実現するため、第二次草加市環境基本計画における長期・短期の目標達成に向け、施策を展開しています。また、各所属においては、成果の目安としての指標と目標値を自ら定め、さまざまな事業活動に取り組んでいます。実施した結果は、年度実績と自己評価に基づき総合的に評価し、計画の進捗状況と改善点を把握するとともに、内容や手法の見直しに努め、来年度以降の事業への展開を図っています。

令和3年度における5つの環境目標ごとの現状と課題、今後の方針については次のとおりです。

### (1) 水環境の保全と創造

#### ① 実施した事業活動の概要・成果

河川や水路について水とみどりが一体となった地域資源としての活用を図るため、水質浄化や水量確保、子どもが近づける親水空間の創造など、水環境の改善を図り、水とみどりを生かしたまちづくりを推進するため、さまざまな事業を展開しました。

水質汚濁防止法に基づく特定事業場等に対し、立入調査を23回実施しました。

食用油の排水への流入を抑制するため、1,910 kg の廃食油を回収しました。

適正に管理されていない浄化槽の管理者に対し、法定検査の受検を促す通知を409通送付し、指導を行いました。

公共下水道の整備完了区域において、未接続世帯へ訪問等による接続啓発を実施し、水洗化率は94.6%となりました。また、公共下水道の未整備区域において、整備延長0.60 km、整備合計面積0.85haの整備を行い、下水道普及率は98.0%となりました。

翌年度以降の葛西用水改修工事におけるキタミソウ保全策について、環境団体や専門家の意見を聴取し、検討を行いました。

河川愛護精神の高揚を図るため河川環境展を開催しました。また、「綾瀬川流域クリーン大作戦」として、伝右川沿いの清掃を実施しました。綾瀬川再生21事業、そうか環境とくらしふェアについては新型コロナウィルス感染症の影響で中止になりました。

事業目標23項目中、目標達成17件、目標達成できなかった項目が5件、未実施1件でした。

#### ② 来年度の方針

工場等に定期的な立入検査を行う、食用油の流入を抑制する、浄化槽の適正な管理を呼びかける等、水質改善や事故防止等を図り、河川類型Bの水質基準達成を目指します。

農業用水路で浄化用水の導水を行います。

河川愛護精神の高揚を図るためのイベントについては、新型コロナウィルス感染症等による中止に備え、代替策等を検討します。



■ 水質調査の様子

## (2) 身近な自然の保全と創造

### ① 実施した事業活動の概要・成果

身近な自然の保全と創造を目指し、市民との協働や市民団体の自主的な活動を支援するとともに、生きものと共生するまちづくりを推進し、みどりの保全と創出を進めるため、さまざまな事業を展開しました。

「そうか生きものだより」を発行し（4回）、本市の生物多様性に係る基礎情報を市民に知らせ、生物多様性を保全する取組への参加を呼びかけました。そうか生きものの調査については、個別調査及び1回の集合調査を実施し、集合調査には47人が参加しました。生きもの調査員登録者数は126人（令和3年5月に登録者の更新を実施）となりました。

保存樹林・保存樹木・保存生垣の維持保全に努めている方に対し67件の補助を実施しました。

希少種であるキタミソウを保全するため、葛西用水の水位について定期的な確認と調整を行いました。また、翌年度以降の葛西用水改修工事におけるキタミソウ保全策について、環境団体や専門家の意見を聴取し、検討を行いました。

多様な生きものの生息空間や環境学習の場として、環境団体と連携し、綾瀬川バードサンクチュアリや古綾瀬自然ひろば等のビオトープの維持管理を推進しました。柿木フーズサイト公園ビオトープにおいては、維持管理業務委託によって、移植した希少植物種の保全を図りました。

特定外来生物に関する啓発を実施するとともに、外来カミキリムシ対策を実施し、広報で周知を行いました。

葛西用水沿いに環境に配慮した修景護岸を120.0m整備予定でしたが、入札不調のため工事を翌年度に繰り越しました。

国指定名勝の草加松原を適正に管理するため、松203本に活性剤を投与しました。

公共施設の整備の際に積極的に緑化を進め、担当部局と1件の緑化協議を行いました。また、民間開発事業者との30件の緑化協議を行い、民間開発事業に際し、敷地面積10%以上の緑化を実現しました。

市街化区域内の農地を貴重な緑地として保全するとともに、庁内で連携し、生産緑地の適正な維持管理の指導を行いました。また、より小規模な都市農地の生産緑地地区指定に向けた取組を実施し、チラシ等で制度の周知を図りました。

事業目標40項目中、目標達成31件、目標達成できなかった項目が7件、未実施2件でした。

### ② 来年度の方向性

キタミソウ等希少生物種の保全策を講じます。

ビオトープの維持管理に努め、多様な生きものの生息空間として充実させます。柿木フーズサイト公園ビオトープでは、維持管理業務委託によって移植した希少植物種の保全を図ります。

庁内及び関係団体と連携し、外来カミキリムシ対策を行います。



■ キタミソウ

### (3) 低炭素社会の推進

#### ① 実施した事業活動の概要・成果

大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、エネルギー消費が最小限に抑えられ、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会を構築していくため、様々な事業を開きました。

温室効果ガス排出量の一層の削減を進めるため、施設照明のLED化をさらに推進し、令和3年度は関連する全ての工事で実施しました。

地球温暖化防止活動補助金制度を活用し、家庭における高効率機器や次世代自動車の設置・購入を促進し、のべ274件の補助金を交付しました。補助した太陽光発電の容量は611.5kWhとなりました。

「草加市役所エコ計画－第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－」の推進によって、庁内の省エネルギーを進め、空調や照明等、省エネルギーを意識して行動しました。また、庁内から排出されるごみのリサイクルと分別収集を進めました。

グリーンカーテンの設置を普及させるため、市内コミュニティセンター7か所等でゴーヤ苗の配布を行い、市民に1,150株、公共施設23施設に318株を配布しました。

コミュニティバス3ルートの利用を促進し、エネルギーの効率化を図りました。新型コロナウイルス感染症の影響による利用減への対策として、駅や公共施設へのポスター掲示及び町会への利用啓発活動等を実施しました。

自動車の利用を控え、快適に外出できるまちにするため、バリアフリー化等に配慮した歩道を157.3m整備しました。

生ごみ処理機・容器の普及のため、55件の補助金申請を受け付け、1,065,600円の補助金を交付しました。

食品リサイクルや食品ロス削減等について年28回の啓発活動を行いました。

紙パック・古紙等の回収、再生利用を進めるため、古紙類等回収奨励金制度によって団体支援を行い、合計24,039,484円の奨励金を交付しました。団体等による回収量は3,434tとなりました。

古着・古布等の回収及び再生利用を進め、環境業務センター、リサイクルセンター及び市内13か所の公共施設で83.20tを回収しました。

気象庁や環境省から発信される熱中症情報の収集に努め、熱中症警戒アラートを9日発令しました。

事業目標99項目中、目標達成79件、目標達成できなかった項目が17件、未実施3件でした。

## ② 来年度の方向性

市内の家庭・事業所に対し温室効果ガスの削減を呼びかけます。

草加市役所エコ計画を推進し、庁内での温室効果ガス排出量削減についてさらなる施策推進の方法等を検討、実施していきます。

コミュニティバスの1便当たりの利用者を増加させ、エネルギーの効率化を目指すため、より一層の利用促進活動を展開します。

グリーンカーテン設置のためのゴーヤ苗の配布については、配布の種類や方法等を検討していきます。

光化学スモッグ注意報発令時には、緊急連絡網を使って関係機関へ連絡します。

熱中症患者の発生を予防するため、「クールオアシス」の普及啓発と協力施設の増加に努めます。高年者への声掛け・見守りを徹底し、地域住民の安全管理に努めていくとともに、デング熱等感染症についても、適切に情報提供に努めています。



■ 公共施設 みどりのカーテン

## (4) 生活環境の保全

### ① 実施した事業活動の概要・成果

公害問題の解決と防止に取り組み、公害のない安心なまちを目指すとともに、快適で美しいまちなみの形成を目指すため、様々な事業を展開しました。

公害の発生を未然に防止するため、特定工場等に対する事前指導を12件行いました（設置許可申請5件、変更許可申請7件）。

騒音・振動の苦情対応を93件行いました。

水質事業者立入を23回、大気事業所立入を12回実施しました。

交通騒音等を緩和するため、路面の亀裂、段差解消のための工事を1,268.9m実施しました。

生活道路へ通過車両が進入することを防ぐため、安全対策の見直しや交通規制の実施の検討等を進め、ゾーン30として19.6haを整備しました（交通対策課）。都市計画道路（谷塚松原線）を整備するため、23.79m<sup>2</sup>の用地買収を予定していましたが、補助金の交付を受けられなかつたため、取り止めとしました。

廃棄物焼却炉の立入検査を6件、野外焼却行為に対する指導を13件実施しました。

石綿廃棄物の適正処理に向けて、関係事業者に対する啓発、普及や指導を行い、開発審査時や問い合わせ時において、適切に助言指導を実施しました。

PM2.5等の大気汚染の監視・測定（監視地点3局）、ダイオキシン調査（5か所）、道路騒音・振動調査（5か所）を実施し、ホームページ等で測定結果を公表しました。

市内主要施設の放射線量の測定を行い、毎月ホームページで測定結果を公表しました。結果は全て基準値以下でした。

クリーンふるさと運動については、第81回春の美化運動は126団体44,192人が参加し、第82回秋の美化運動は123団体41,976人が参加し実施しました。

事業目標21項目中、目標達成14件、目標達成できなかった項目が6件、未実施1件でした。

## ② 来年度の方向性

石綿廃棄物の適正処理について、関係事業者に対する啓発を行い、排出等作業に当たっては、事業者に適切に作業するよう指導を行います。

大気汚染の監視・測定、ダイオキシン類の測定調査、道路交通の騒音・振動の監視・測定を行います。

市内主要施設の放射線量の測定を行い、測定結果を公表します。

## (5) 環境に配慮した行動の実践と拡大

### ① 実施した事業活動の概要・成果

市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちを実現するため、様々な事業を展開しました。

例年は小学5年生及び中学2年生による自然教室（奥日光及び福島県昭和村）を全32校で実施していますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できませんでした。そのため、各校で工夫して自然体験を通じて環境を大切にする心を育てる活動を推進しました。

学校給食用牛乳パック及びアルミ缶の再資源化事業を実施し、牛乳パック34.07t、アルミ缶2.0tを回収しました。

中央図書館児童室を中心に、環境学習に関する資料の充実に努め、環境関係の図書32冊を購入しました。

環境に配慮した消費生活を営むグリーンコンシューマーを養成していくため、消費者団体との共催によってグリーンコンシューマー養成講座を1回開催しました。

令和3年度はそうか環境とくらしフェア、綾瀬川再生21事業等が新型コロナウイルス感染症の影響で中止になったものの、草加環境推進協議会の主催によって環境映画鑑賞会を開催しました。

地球温暖化防止活動補助金の申請（274件）に伴うエコライフチェックシートによる家庭のエネルギー使用削減の啓発を行いました。

広報『エコ・そうか』を刊行し、環境問題に係る情報の提供を行いました。

事業目標34項目中、目標達成16件、目標達成ができなかった項目が14件、未実施4件でした。

### ② 来年度の方向性

環境保全活動をけん引する市民団体やボランティアの活動を支援し、次世代の人材育成を図り、人材の発掘及び育成の支援を行います。

## 3 生物多様性そうか戦略の現状と課題、今後の方向性

本市の自然の恵みを将来に渡り享受し続けるために、3つの基本方針を定め施策を展開しています。実施した結果は、環境基本計画と同様に年度実績と自己評価に基づき総合的に評価し、計画の進捗状況と改善点を把握するとともに、内容や手法の見直しに努め、来年度以降の事業への展開を図っています。

## (1) 生物多様性への理解の促進 -主流化・生物多様性を「知る」-

### ① 実施した事業活動の概要・成果

『そうか生きものだより』を計画どおりに発行し、市民に向けて生きもの調査の個別調査の結果等を周知することができました。また、個別調査結果等をホームページに掲載しました。

例年は、そうか環境とくらしぐれや綾瀬川再生21事業において、生物多様性保全の取組等に関する展示を行っていますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止になりました。

事業目標3項目中、目標達成が3件でした。

### ② 来年度の方向性

『そうか生きものだより』を発行し、市民に向けて個別調査の結果等を周知します。

## (2) 「守り・育てる」 -水とみどりの質を向上する-

### ① 実施した事業活動の概要・成果

民有地に残る保存樹林・保存樹木・保存生垣の維持管理に対し支援を行い、その保全に努め、保存樹林24箇所、保存樹木22箇所、保存生垣21箇所となりました。

中川河畔林の良好な自然環境の保全を推進し、絶滅危惧種であるノウルシの生育状況の確認等を行いました。

令和4年(2022年)の特定生産緑地指定に向けて、生産緑地所有者に対する説明会を開催し、また、88件の個別訪問を行いました。

柿木地区の乱開発抑止のため、開発行為等に当たり環境に配慮するよう指導を行いました。柿木フーズサイト公園ビオトープにおいては、維持管理業務委託によって、移植した希少植物種の保全を図りました。

キタミソウの保全のため、葛西用水の水位について定期的な確認と調整を行いました。翌年度以降の葛西用水改修工事におけるキタミソウ保全策について、環境団体や専門家の意見を聴取し、検討を行いました。

草加市みどりの基本計画に基づき公園・広場の整備を推進し、公園の新設2件を行いました（両新田くすのき公園、にっさと防災公園）。

草加市緑化推進団体等緑化事業補助金を活用し、市街地の緑化を推進しました。

草加松原の松並木の維持管理、葛西用水における桜並木再生工事1件を行いました。

環境団体と連携し、綾瀬川バードサンクチュアリや古綾瀬自然ひろば等のビオトープの維持管理を行いました。

府内及び関係団体等と連携し、外来カミキリムシ対策を実施するとともに、啓発活動を実施しました。また、チラシの配布等でアライグマ等の特定外来生物に対する意識啓発に努めました。

事業目標31項目中、目標達成25件、目標達成できなかった項目が4件、未実施2件でした。

### ② 来年度の方向性

市内に残る樹林地については、所有者の意向をふまえつつ、保全していくよう努めていきます。

本市に現存するキタミソウ個体群を維持するよう、自生地の保全活動支援と市民協力の仕組みづくりを進めます。

柿木フーズサイト公園ビオトープに移植した希少植物種を保全するため、適切な維持管理を行っていきます。

環境団体と連携し、綾瀬川バードサンクチュアリや古綾瀬自然ひろば等のビオトープの適正な維持管理に努めます。

外来種防除を推進し、外来カミキリムシ対策を実施するとともに、啓発活動を実施します。

### (3) 市民との協働を推進する -「参加」による向上-

#### ① 実施した事業活動の概要・成果

市民との協働による綾瀬川バードサンクチュアリや古綾瀬自然ひろば等のビオトープの維持管理を行いました。

市民参加による生きもの調査は、新型コロナウイルス感染対策に配慮する形で集合調査会を1回実施し、47人が参加しました。生きもの調査員の登録者数は126人（令和3年5月に登録者の更新を実施）となりました。

事業目標8項目中、目標達成7件、目標達成できなかった項目が1件でした。

#### ② 来年度の方向性

市民との協働による綾瀬川バードサンクチュアリや古綾瀬自然ひろば等のビオトープの維持管理を行います。

市民参加による生きもの調査を行うとともに、身近な生活と生物多様性との関係について考える機会を提供します。そうか生きもの調査の集合調査会等を活用し、地域の生物多様性保全の分野において指導者となる人材の育成を図ります。産官学連携を意識し、意欲ある参加者には積極的に声掛けし、地域での繋がりを広げていきます。



■ カワウ



■ タヌキ



■ コシアキトンボ



■ ナナホシテントウ

# 第2部 環境の保全と創造に関して講じた施策

## 第1章 水環境の保全と創造

### 第1節 水質浄化対策の推進

本市には、草加のシンボルである綾瀬川をはじめ、伝右川、古綾瀬川、葛西用水、谷古田用水等の河川・用水路があり、中川、毛長川が市境で接しています。これらの河川は、急激な都市化等によって水質の汚濁が進んでいましたが、水質汚濁防止法に基づく排水規制や公共下水道等の排水処理施設の整備推進によって改善傾向にあります。

引き続き、より一層の水質改善を目指し、国及び県と協調した水質浄化対策や、生活排水対策及び工場・事業所の排水対策に関する周知・指導等、河川の浄化対策を実施していきます。

#### 1 河川浄化対策の推進

##### (1) 市内河川水質調査結果

市内25地点において、水質調査を実施しています。近年の水質状況は、少しずつですが改善傾向となっています。

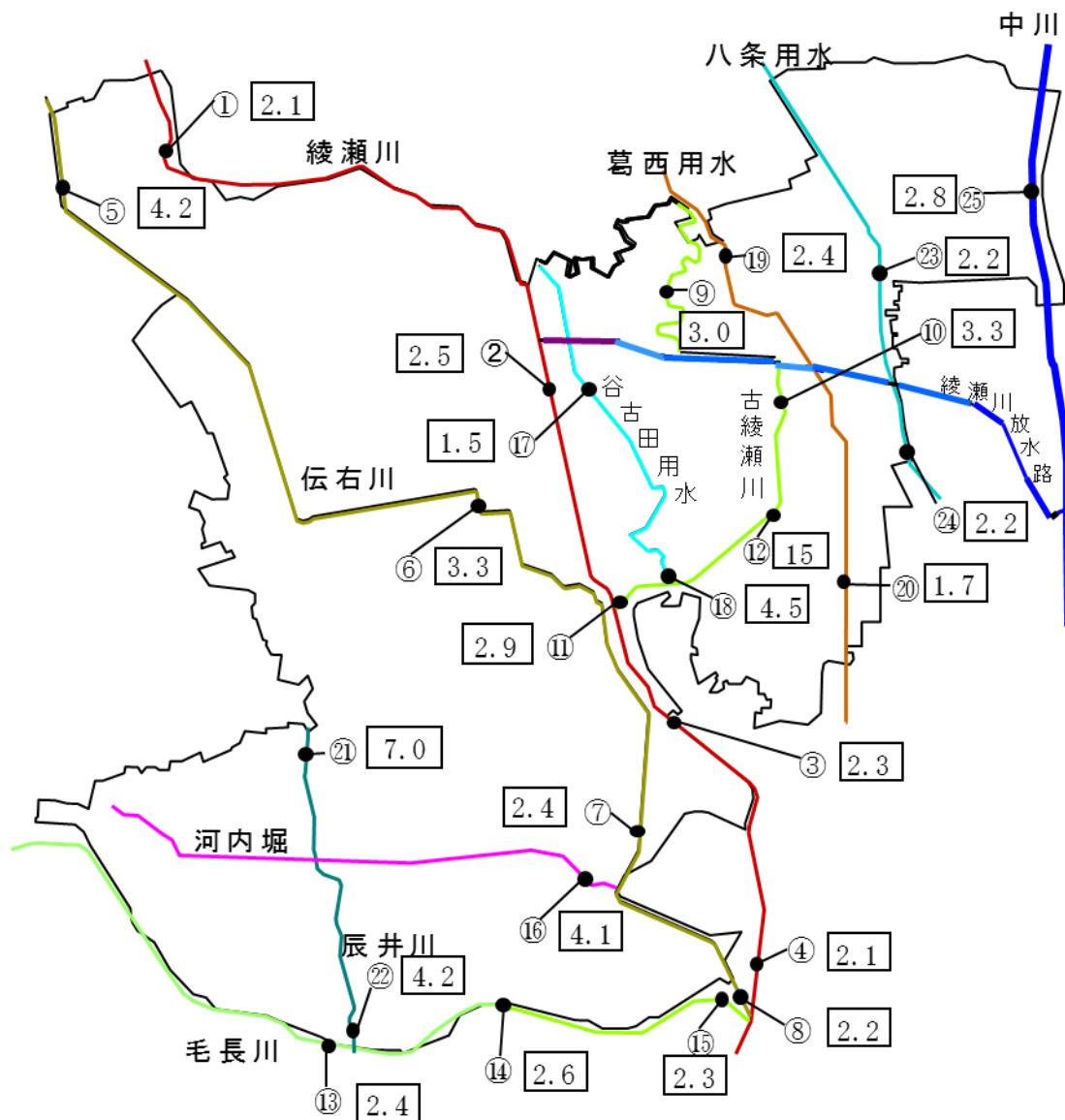
###### ① 地点別水質経年変化 (BOD年平均値)

(単位 : mg/L)

河川名	測定地点	年度															
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
綾瀬川	① 一之橋	3.6	3.6	4.0	3.4	4.0	3.4	4.3	3.5	3.1	2.8	3.7	2.2	2.7	2.5	2.9	2.1
	② 中曾根橋	3.9	3.3	4.2	3.1	3.7	3.8	4.0	3.7	2.9	3.2	3.3	2.2	1.9	3.1	3.6	2.5
	③ 手代橋	3.9	4.1	4.0	3.1	4.0	4.0	4.2	3.9	2.9	3.6	3.4	2.4	1.9	2.7	3.7	2.3
	④ 桑袋大橋	4.4	3.6	3.6	3.2	3.6	3.6	4.0	3.9	2.6	3.6	3.2	2.4	2.0	2.3	3.0	2.1
伝右川	⑤ 伝右橋(上)	5.5	6.0	4.6	3.9	5.9	5.1	6.2	5.0	4.6	3.7	3.8	4.8	2.9	3.5	7.0	4.2
	⑥ 男女土橋	5.6	4.0	5.1	3.6	4.9	3.9	4.6	4.1	3.7	3.6	4.5	3.3	2.2	3.7	5.4	3.3
	⑦ 山王橋	4.8	5.1	3.2	3.5	3.9	3.5	3.7	4.8	2.5	3.4	3.6	2.0	2.8	3.5	3.3	2.4
	⑧ 伝右橋(下)	4.6	3.9	3.5	3.1	2.8	3.3	3.5	3.4	2.4	3.2	2.7	2.1	1.8	2.1	3.0	2.2
古綾瀬川	⑨ 古川橋	6.4	4.4	5.7	4.9	5.3	4.5	4.6	4.6	3.6	3.5	3.9	3.1	3.6	3.1	5.7	3.0
	⑩ 越戸橋	4.3	3.8	4.4	3.7	6.3	3.7	2.8	3.7	3.2	3.3	2.8	1.9	2.4	2.7	3.7	3.3
	⑪ 綾瀬川合流点前	5.8	6.4	5.8	3.9	4.3	6.0	6.6	6.5	4.0	6.1	3.3	3.5	2.7	3.2	3.8	2.9
	⑫ 工業団地排水口	16	18	51	14	32	28	20	20	16	9.3	23	11	22	7.4	31	15
毛長川	⑬ 谷塚橋	4.4	4.0	3.1	3.4	3.2	2.8	3.8	3.8	2.5	3.2	2.5	2.9	1.9	3.3	3.6	2.4
	⑭ 水神橋	4.5	4.1	3.4	3.4	3.5	3.4	3.9	3.6	2.9	3.3	3.0	2.8	1.9	2.9	3.3	2.6
	⑮ 鷺宮橋	4.0	3.5	3.3	3.2	3.3	3.4	3.6	3.7	2.1	3.2	2.5	1.9	1.6	2.4	2.9	2.3
河内堀	⑯ 大渕橋	16	19	23	6.6	8.8	5.2	11	6.2	4.9	6.6	6.0	5.3	5.3	8.9	4.4	4.1
谷古田用水	⑰ ミニ親水公園北側	3.9	2.0	2.2	2.1	2.1	2.5	2.6	2.7	1.8	2.3	2.1	1.6	1.5	1.4	1.9	1.5
	⑱ 古綾瀬川合流点前	5.6	7.2	5.9	5.7	5.7	7.5	7.2	8.3	5.7	10	7.6	5.7	6.1	5.4	6.4	4.5
葛西用水	⑲ 青北橋	6.7	5.0	4.2	4.5	4.9	4.0	3.9	4.0	3.0	3.5	4.7	3.1	2.9	3.3	5.0	2.4
	⑳ 緑橋	3.9	3.4	3.1	3.5	3.0	4.1	3.2	3.8	2.4	3.2	3.1	3.4	2.9	4.4	4.2	1.7
辰井川	㉑ 柳島二の橋	11	14	12	8.3	12	7.1	12	6.3	5.0	4.8	5.9	7.5	4.7	7.3	8.2	7.0
	㉒ 上町境橋	7.5	6.4	5.5	4.8	5.2	3.6	6.5	3.7	2.9	3.7	3.6	3.0	2.3	4.5	4.9	4.2
八条用水	㉓ 笹橋	3.7	4.3	3.8	3.6	3.0	4.0	4.1	3.6	2.5	3.5	3.4	2.8	3.2	3.8	5.0	2.2
	㉔ 境橋	2.6	3.3	2.7	3.8	2.7	3.9	2.3	3.2	1.7	3.0	2.9	2.2	3.4	2.2	2.2	2.2
中川	㉕ 柿木グランツ東側	3.1	2.7	2.5	2.9	3.3	3.0	3.0	3.5	2.3	2.9	3.5	2.1	2.3	2.7	4.3	2.8

## ② 地点別河川水質調査結果

- …調査地点
- …BOD年平均値 (mg/L)
- …市内河川



### (2) 綾瀬川の環境基準との比較 (BOD75%値)

令和3年度に本市が実施した綾瀬川のBOD値の水質調査結果を環境基準と比較すると、4地点の全てにおいて、環境基準5.0mg/Lを達成しました。

(単位 : mg/L)

調査地点	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	環境基準値
一之橋	3.0	2.9	2.8	3.2	2.4	5.0(C類型)
中曾根橋	3.1	2.5	3.9	3.6	3.0	
手代橋	3.2	2.5	3.0	4.1	2.5	
桑袋大橋	2.6	2.7	2.8	4.0	2.6	

### (3) 工場・事業場の排水規制の強化

埼玉県生活環境保全条例の基準に基づく上乗せ規制により、水質汚濁防止法よりも一部厳しい規制基準を適用しています。

### (4) 工場・事業場の立入指導

令和3年度は、延べ23か所の規制対象工場・事業場の特定（指定）施設に立入指導を実施しました。この結果、排水基準違反が2件あり、違反割合は8.7%でした。

業種別では、製造業、洗濯業、浄化槽等の違反となっています。違反状態が判明した全ての工場・事業場に対し是正指導を行っています。

### (5) 水質汚濁防止協定に基づく立入指導

排水量の多い製紙関連2社と平成2年に水質汚濁防止協定を通常の基準より厳しいBOD10mg/L、SS40mg/Lの排水基準で締結し、立入指導しています。令和3年度は全て協定値に適合していました。

### (6) 河川直接浄化施設

河川の水質改善を図ることを目的として、市内には、4か所の浄化施設が稼働しており、処理量の合計は最大で26,240m<sup>3</sup>/日となっています。

市設置：①辰井川浄化施設（240m<sup>3</sup>/日）

県設置：②古綾瀬川浄化施設（20,000m<sup>3</sup>/日）

県設置：③伝右川浄化施設（1,000m<sup>3</sup>/日）

県設置：④横手堀浄化施設（5,000m<sup>3</sup>/日）



■ 辰井川浄化施設

### (7) 浄化用水の導入

#### ① 工業用水による浄化対策

非かんがい期における水量の減少とそれに伴う水質悪化の対策し、水辺の景観や水辺環境の安定を図るため、谷古田用水に26,300m<sup>3</sup>の工業用水を導入しました。

#### ② 冬期試験通水

令和3年度は、冬水懇談会（国、県、市の関係機関及び土地改良区で構成）の要望によって非かんがい期において利根川から綾瀬川に通じる見沼代用水ルートに143日間、試験的に導水が行われました。

また、大落吉利根川から葛西用水への冬期試験通水は、181日間行われました。

#### ③ 荒川からの浄化導水事業

荒川の水を地下鉄のトンネル下部に設置した導水管を通じて、綾瀬川（計画最大1.17m<sup>3</sup>/s）・毛長川（計画最大0.12m<sup>3</sup>/s）等へ導水する「綾瀬川・芝川等浄化導水事業」は、平成15年に施設が完成し、平成21年4月から本格運転が実施されています。令和3年度は約59万m<sup>3</sup>導水が行われました。

#### ④ 水質異常時の対策

水質異常時には、綾瀬川放水路を通じて中川から綾瀬川へ浄化用水（最大5m<sup>3</sup>/s）が導水されます。

## (8) 広域浄化対策

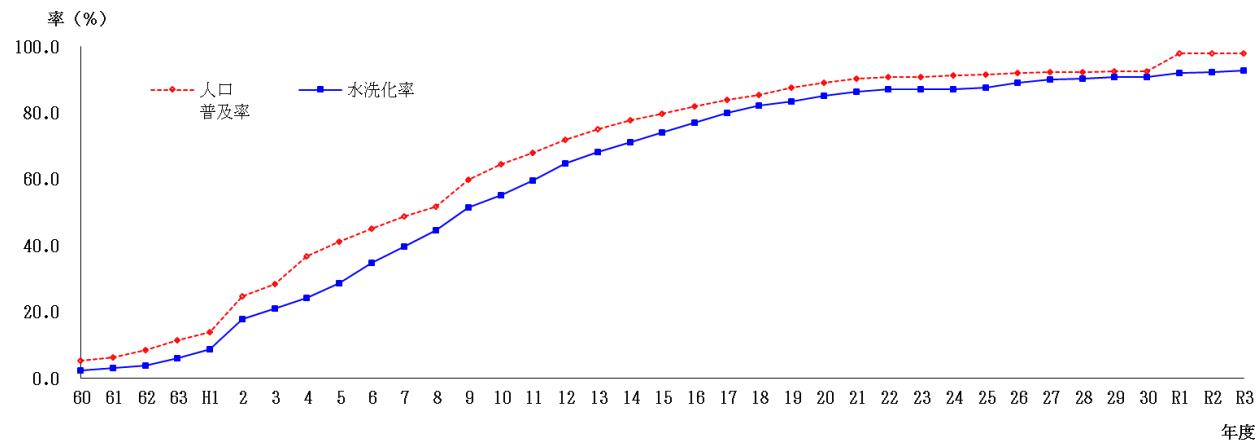
### ① 綾瀬川水環境連絡会の活動

綾瀬川水環境連絡会は、流域自治体4市2区（草加市・越谷市・川口市・八潮市・足立区・葛飾区）が綾瀬川に係わる環境行政等について相互に情報を提供、交換、共有することで綾瀬川の水環境の維持、改善に寄与することを目的に、綾瀬川浄化対策協議会に続く新たな体制として結成されました。令和3年度は河川水質調査等の結果の情報共有や啓発活動の報告を会議において行いました。

## 2 公共下水道の推進と生活排水対策

### (1) 公共下水道の普及促進

令和3年度末における公共下水道の人口普及率は98.0%で、水洗化率は92.8%でした。また、これまでの経年変化は、次のとおりです。



### (2) 処理槽の適正管理指導

下水道未整備地区等の処理槽排水が、河川に与える負荷を軽減するため、処理槽を適正に管理するよう指導、啓発活動を行いました。令和3年度の指導件数は0件、啓発件数は409件でした。

### (3) エコ・クッキング教室

素材を使い切り、できるだけごみや汚れた水を出さず、省エネルギーに配慮した料理法であるエコ・クッキングの普及を図るため開催しています。

令和2～3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によって中止になりました。



■ エコ・クッキング教室  
(令和元年度)

### (4) 綾瀬川再生21事業

綾瀬川への関心を高め、市民共有の財産としての愛着やふるさと意識の向上を図るために、綾瀬川及び左岸広場で、ふささら祭りと同時開催しています。例年はEボートでの綾瀬川水上探検、生活排水対策等のパネル展示、生きものの展示等、綾瀬川の再生に向けた啓発を行っています。令和2～3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によって中止になりました。



■ 河川浄化啓発に係る展示(令和元年度)



■ 綾瀬川等で捕れた魚等展示(令和元年度)

■ Eボートでの水上探検(令和元年度)

## 第2節 親水空間の創造・維持管理の推進

本市では、河川や用水路を市民共有の貴重な財産として保全するため、葛西用水等の水辺整備を行う等、水辺に親しめる空間づくりを行っています。

### 1 多自然川づくりの推進

市内を流れる河川、準用河川及び用水の改修に当たっては、治水上の安全の確保はもとより多様な河川環境を保全するため、多自然型工法による川づくりを導入し、多様な生きものが生息できる川づくり、親しめる水辺空間づくりを進めています。

令和3年度は、葛西用水において167.5mの区間で親水空間の整備を行いました。

### 2 河川環境の維持管理の推進

#### (1) 河川愛護キャンペーン（河川環境展）

河川愛護精神を普及させるため、河川環境展等のPR活動を行っています。令和3年度は、あいの森及び葛西用水（緑橋拠点広場）において、市民が撮影した写真17点、市内小中学生が描いた絵画50点を展示しました。



■ 河川環境展（令和3年度）

## (2) 河川の清掃活動

### ① 綾瀬川流域クリーン大作戦

平成7年度から毎年、綾瀬川の水環境改善施策の一環として、国・県・流域市町とともに綾瀬川流域を清掃する綾瀬川流域クリーン大作戦を実施しています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によって規模を縮小して少人数で河川周辺のごみ拾い等の清掃作業を行いました。

### ② 草加市夏のボランティアスクール

青少年による市内河川環境の美化活動を通じて、河川の浄化と身近な自然の保全を進めながら、地球環境保全の精神を養うため、中高生を対象に、草加市夏のボランティアスクール－川で自転車をさらっちやおう！大作戦－を開催しています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によって中止になりました。



■ 草加市夏のボランティアスクール（令和元年度）

## 第2章 身近な自然の保全と創造

### 第1節 生きものと共生するまちづくりの推進

本市は、都心のベッドタウンとしての地理的条件や市街地の発展過程から、身近な自然が減少しています。このような自然環境の現状を把握した上で、生物の多様性を保全・活用するための施策の充実を図っています。

市民が自然に親しめるよう、自然観察イベント等の取組やビオトープ等の適切な維持管理を実施します。

#### 1 自然環境の調査

##### (1) そうか生きもの調査の実施

本市に生息・生育する動植物について、市民参加によるそうか生きもの調査（植物、鳥、昆虫等、魚類）を実施し、得られた動植物の情報はデータとして蓄積して、今後の生物多様性保全の取組を進めるまでの基礎情報として活用しています。

令和3年度は生きもの調査員登録数が222人となりました。新型コロナウイルス感染症の影響によって、集合調査会は1回のみ実施し、47人が参加しました。



■ 集合調査会の様子



■ 調査結果まとめの様子

##### (2) そうか生きものだよりの発行

生きもの調査員から寄せられた市内の珍しい生きものの情報や身近な生きものの見分け方、集合調査会の感想等の投稿を掲載した『そうか生きものだより』を平成29年度から発行しています。

そうか生きもの調査運営委員を中心とし、市民によるそうか生きものだより編集委員会が編集に当たり、令和3年度は第16号～19号を発行しました。



■ そうか生きものだより（表紙）

## 2 生きものの生息・生育環境の保全

### (1) 水とみどりのネットワークの形成

主要な河川、水路や緑道、公園や広場、街路樹、屋敷林や農地等のみどりをつなげ、親水空間の創出や生態系保全のための「水とみどりのネットワーク」の形成を図っています。令和3年度は葛西用水において120.0mの区間で二次整備を行いました。

### (2) 外来種対策

外来生物法や『生態系被害防止外来種リスト』に基づき、外来生物による生態系への被害の防止に努めています。令和3年度は、生息域が広がりつつある特定外来生物のクビアカツヤカミキリの駆除及びネットの設置による拡散防止策を実施しました。

## 3 生きものとふれあえる空間の創造

### (1) ビオトープの整備・維持管理

多様な生きものの生息空間や環境学習の場として、市民との協働によってビオトープやバードサンクチュアリの適切な維持管理を行っています。

#### ① 古綾瀬自然ひろば

古綾瀬自然ひろばは、古綾瀬川と綾瀬川の合流点に位置し、古綾瀬川排水機場の整備と河道の付替によって生じた旧河道を利用し、整備したものです。全体をビオトープとし、多目的ひろばを併設することで、市民と自然との距離を縮めることができる場所です。令和3年度は、地元町会・草加環境推進協議会による施設の維持管理のほか、環境団体による植生管理や生きもの調査を定期的に行いました。

また、トンボの産卵場所等の確保のため、水面に繁茂したガマ等の刈取り等を行いました。



■ 草加環境推進協議会による維持管理の様子

## ② 綾瀬川バードサンクチュアリ

綾瀬川バードサンクチュアリは新栄四丁目に位置し、「鳥と友だち広場」「トンボ池」「あやせ新栄ビオトープ」を構成要素とし、全体として大きなビオトープを形成しています。野鳥、植物等の調査や観察会を行うことで、市民、児童・生徒等の知識習得を支援する場となっています。

令和3年度は環境団体による除草等、定期的な維持管理を行いました。



■ トンボ池

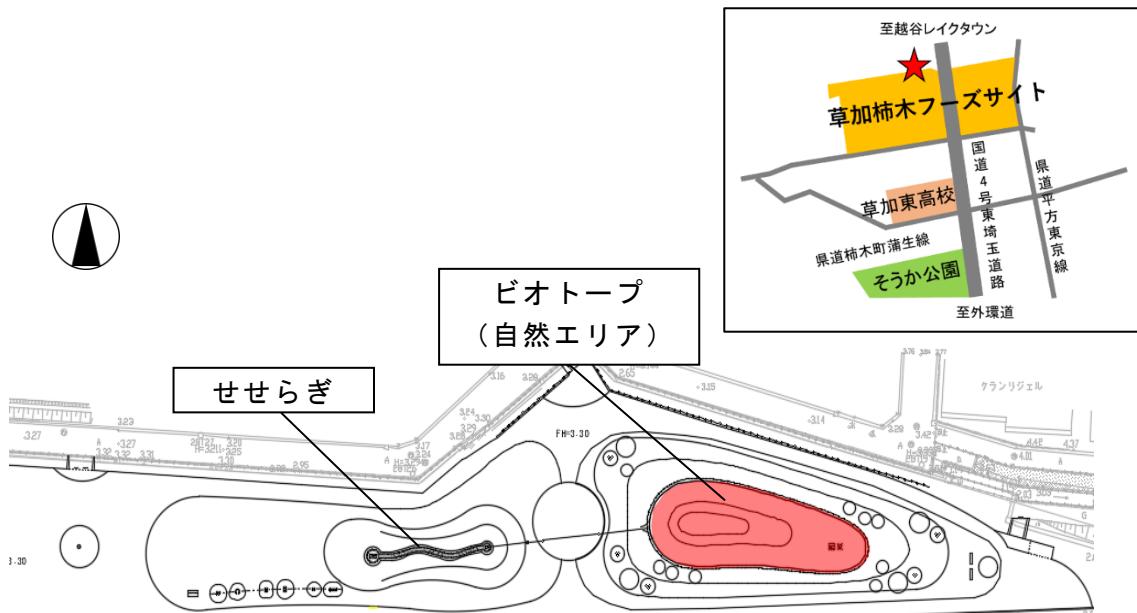


■ そうか生きもの調査会の様子

## ③ 柿木フーズサイト公園ビオトープ

柿木フーズサイト公園ビオトープは柿木町に位置し、草加柿木地区産業団地（草加柿木フーズサイト）の整備に伴い、柿木田んぼの生態系が大きく変化することから、柿木田んぼに自生していた15種の希少植物を移植し、定着を目指して整備された湿地で、令和3年3月に完成しました。令和3年度のモニタリング等業務委託において、新たに1種（ヒメミソハギ）が確認できました。

今後は、移植した希少種を保全するため、適切な植生管理や調査等を行っていきます。



■ 柿木フーズサイト公園ビオトープの全体図

## (2) 生きものふれあい講座

自然とふれあう機会の少なくなった子どもたちに生きものとふれあう機会を提供し、自然環境の大切さを学んでもらうことを目的に、例年は綾瀬川再生21事業において、モンドリによる魚類調査と綾瀬川に生息するモツゴ、ウナギ等の展示を実施していますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によって、中止になりました。



■ 綾瀬川再生21事業での魚類調査・展示の様子（令和元年度）

## 第2節 みどりの保全と創出

本市の市街地では、用地の確保が容易ではないことから新たな公園の整備がなかなか進まない状況にありますが、引き続き、自然とのふれあいの場、やすらぎの場の創出に努めます。

また、屋敷林をはじめとする既存のみどりを守るとともに公共用地内の緑地確保、開発事業等に伴う緑化を推進し、市内のみどりを保全・創造していくとともに市民による緑化活動を支援します。

### 1 公園整備や公共用地の緑化推進

#### (1) 自然とのふれあいの場の創出

自然とのふれあいの場、やすらぎの場として都市公園や都市公園以外の公園等の機能の維持や更新を図りました。令和3年度は、公園が2園増加したことから、公園・広場の合計面積が59.8haとなりました。

#### ■ 市立公園の種別と公園数

（令和4年3月31日現在）

種類	種別	公園数	面積(ha)	公園名称
都市公園 (都市計画 決定公園)	街区公園	21	5.76	松江公園 他20か所
	近隣公園	2	3.80	工業団地公園、松原団地記念公園
	地区公園	1	4.16	まつばら綾瀬川公園
	総合公園	1	17.80	そうか公園
都市公園及び 都市公園以外 の公園	公園等	259	16.16	高砂第1公園 他258か所
	緑道	2	2.46	草加松原公園、札場河岸公園
都市公園以外 の公園	児童遊園	20	1.49	谷塚上町児童遊園 他19か所
	遊園	13	0.09	手代遊園 他12か所
	広場	19	8.05	小山一丁目ふれあい広場 他18か所



■ 松原団地記念公園

## (2) 街路樹や河川沿いの樹木の保全及び整備

街路樹や河川沿いの樹木について保全・整備を行い、道路や水辺の緑化を進め、緑地空間を作っています。葛西用水の桜並木を将来に継承していくため平成31年3月に葛西用水桜並木保全管理計画を策定しました。令和3年度は、この計画の3年目の事業として、青柳新橋橋詰の魅力アップを図るため、そうか桜を4本植栽しました。

## (3) 草加松原の松の保全

草加松原は、平成26年3月に「おくのほそ道の風景地」の一群をなすものとして、国名勝に指定されました。

草加松原の松は合計634本あり、毎年秋に松の天敵であるマツカレハの幼虫を駆除するこも巻きを行っています。また、令和3年度は203本（古木25本、若木178本）に対し、樹勢回復のため、樹木周りの土壤改良を行いました。



■ こも巻き

## 2 民有地内の緑化対策の推進

### (1) 緑地保全事業

屋敷林をはじめとする保存樹林等の所有者に対し一部助成によって支援し、みどりの保全を図っています（令和3年度末現在）。

① 保存樹林(市指定：草加市みどりの条例)	24か所	3.2ha
② 保存樹木(市指定：草加市みどりの条例)	22本	
③ 保存生垣(市指定：草加市みどりの条例)	21箇所	



■ 保存樹林等

## (2) 生産緑地の指定

都市農業を振興するとともに市街化区域内の農地を貴重な緑地として保全し、必要に応じて生産緑地の追加指定を行っています。また、所有者と連携し、生産緑地の適正な維持管理に努めています。令和4年1月1日現在で、73.44haを指定しています。これは本市の市街化区域面積（2,502ha）の約2.93%に当たります。

## (3) 開発等に伴う緑化

建築行為等に対して、「草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づき、緑化や公園緑地の設置等の指導を行い、みどりを増やしています。  
また、工場・事業所等に対しても指導を行い、緑化を推進しました。

## 3 緑化活動への支援

緑化推進及びみどりの保全に協力する団体の育成と市民の自主的な緑化活動を促進するため、緑化推進団体の支援・育成を図りました。令和3年度は、緑化推進団体41団体を支援しました。

# 第3章 低炭素社会の推進

## 第1節 省エネルギー・創エネルギーの推進

東日本大震災等の後、市民・事業者の省エネルギーに対する行動様式が変化し、節電等の取組は「日常的な習慣」として定着しており、家庭及び事業所からの温室効果ガスの排出量は減少傾向にあります。また、令和3年4月には本市を含む埼玉県東南部地域5市1町の首長が「ゼロカーボンシティ」共同宣言を行い、将来にわたり持続可能な脱炭素社会の構築に向けて、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを表明しました。これまでの取組に加え、より削減効果の高い取組の定着に向けた支援、並びに、再生可能エネルギーの有効活用及びエネルギーの面的利用等に向けた取組を実施し、低炭素型まちづくりを推進しています。

### 1 温室効果ガス排出量削減対策の推進

#### (1) 草加市役所エコ計画－第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－の取組実績

本市は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市役所自らが環境配慮を実践する市内最大級の事業所として、全庁的に二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)等の温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。

令和3年度は、CO<sub>2</sub>換算量で実績値として約19,214tとなりました。基準年度(平成25年度)から約5,795tの削減(約23.2%削減)となりましたが、前年度から約119t増加となつたため、今後より一層の対策が必要です。

#### (2) 公共施設におけるエネルギーの有効活用

草加市役所エコ計画－第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－や草加市公共施設設計方針等に基づき、公共施設に対し温室効果ガス削減やヒートアイランド、浸水対策等に配慮した設備等を率先して導入しています。

- |                                |                                   |
|--------------------------------|-----------------------------------|
| ① 緑化活動（屋上・壁面）                  | 小学校2校 中学校1校 他4施設                  |
| ② 雨水利用                         | 市役所西棟 小学校6校 中学校1校 保育園2施設<br>他17施設 |
| ③ 太陽光発電システム                    | 市役所第二庁舎 水道庁舎 小学校3校 他5施設           |
| ④ 太陽熱利用温水器                     | 小学校3校 他2施設                        |
| ⑤ BEMS<br>(ビルエネルギー・マネジメントシステム) | 水道庁舎                              |
| ⑥ 蓄電池                          | 市役所第二庁舎 小学校1校                     |

#### (3) 公共施設屋上の太陽光発電システム

再生可能エネルギーを有効利用する地球温暖化防止対策の一環として、平成22年3月に市役所本庁舎屋上に出力9.36kWの太陽光発電システム（中古パネル0.72kWを含む）を設置しましたが、本庁舎取り壊しに伴い、平成30年度に運用停止としました。

防災拠点としての機能強化と再生可能エネルギーの有効利用を図るため、平成28年2月に市役所第二庁舎屋上に出力10kWの太陽光発電システムと蓄電池システム15.6kWhを設置し、平成29年3月に谷塚小学校・谷塚文化センターに太陽光発電システム10kWと蓄電池システム15kWhを設置しました。令和3年度の市役所第二庁舎の総発電量は13,429kWh、二酸化炭素総削減量は6.08t-CO<sub>2</sub>、谷塚小学校・谷塚文化センターの総発電量は12,248kWh、二酸化炭素総削減量は5.55t-CO<sub>2</sub>でした。



■ 谷塚小学校・谷塚文化センター



■ 市役所第二庁舎屋上

#### (4) 都市照明のLED化

都市照明のLED化をさらに推進し、温室効果ガス排出量の一層の削減を進めています。令和3年度は、LED照明を新規に36基設置し、24基の既存照明をLED照明に交換しました。

## 2 資源・エネルギーの有効活用の推進

### (1) 省エネ機器等の普及促進

市民が再生可能エネルギー等を有効に利用し、環境への負荷の少ない生活様式を築くための経費の一部を補助しました。

#### 令和3年度実績

① 太陽光発電システム設置補助	130件	9,100,000円
② 太陽熱・地中熱利用給湯器設置補助	0件	0円
③ 燃料電池給湯器購入補助	36件	720,000円
④ HEMS購入補助	28件	280,000円
⑤ 家庭用蓄電池購入補助	75件	1,500,000円
⑥ 雨水貯留施設設置補助	1件	10,000円
⑦ 次世代自動車購入補助	4件	80,000円

※大規模災害時の太陽光おすそ分け宣言は令和2年度で廃止



■ 太陽光発電システムの設置・購入



■ 雨水貯留施設の設置

## (2) エコライフチェックシート

埼玉県のエコライフチェックシート等を活用した家庭の省エネルギー活動の普及啓発を推進しています。令和3年度から、ペーパーレス化推進の観点から電子化による実施に変更となり、小中学校に実施の呼びかけを行いました。結果、夏季は4,309人が参加、二酸化炭素削減量3,620kg、冬季は1,732人が参加、二酸化炭素削減量2,037kgとなりました。

## (3) エコドライブ、アイドリング・ストップ

安全運転管理目標及び重点取組事項啓発通知に併せ、「ワンポイントエコドライブ」として、「アイドリング・ストップ」や「急発進・急ブレーキを控えよう！」等、エコドライブを促進し、エネルギーを無駄にしない運転についての情報提供を毎月庁内掲示板で実施しました。

## 3 再生可能エネルギーの活用の推進

草加市地球温暖化防止活動補助金制度を活用し、家庭における太陽光発電システム等の再生可能エネルギー機器の設置等を促進しました。

開発行為申請への意見として、集合住宅等における再生可能エネルギーの導入について呼びかけました。

## 4 低炭素型まちづくりの推進

### (1) エコ建築への誘導

建築物の新築・改築時においては、エネルギーの地産地消（創エネ・省エネ・蓄エネ）等エコ建築物への指導・誘導を図り、市街地の低炭素化を促進しています。令和3年度は119件、開発行為申請への意見として、再生可能エネルギー機器の設置を呼びかけました。

### (2) グリーンカーテン事業

屋上緑化や壁面緑化の促進、グリーンカーテンの普及等、まちの低炭素化に貢献する緑化を推進しました。令和3年度はゴーヤの苗を市民や公共施設に1,468株配布し、グリーンカーテンの普及に努めました。



■ グリーンカーテン（ゴーヤ）

### (3) 公共交通の利用促進

エネルギーの効率化が図れる公共交通機関の利用を呼びかけています。「パリポリくんバス」北東・南西・新田ルートの3系統で運行を行いました。



■ サイクルポートの様子

## 第2節 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

ごみの総排出量及び市民1人1日当たりの可燃ごみの排出量は、平成30年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度に微増、令和2年度に増大しました。令和3年度につきましては、令和2年度と比較すると減少しており、平成30年度と同等の量まで戻っています。

3R推進の一環として、市ホームページや草加市ごみ分別アプリ、広報そらか等を活用した「ごみの分け方・出し方」の周知や、粗大ごみとして出されたもののうち、まだ使用できる家具類を職員が清掃、補修し、展示販売する「リユース品の展示販売」、公共施設等に専用の回収ボックスを設置し、小型家電や古着・古布等を回収する拠点回収事業等を実施しています。

今後も各関係機関等と連携し、ごみの減量や資源の有効活用に向けた取組を実施していきます。

また、令和3年度から、新たな再生資源としてせともの類の回収を開始しました。家庭で不要となつた、お茶碗、お皿やコップ等の食器類を対象に月に2回実施している古着・古布、廃食油の拠点回収に併せて回収を行っています。回収したせともの類については、海外でリユースされます。令和3年度については、8,796kgのせともの類を回収し、リユースしました。

### 1 ごみの減量化と分別収集の普及・啓発

#### (1) 家庭から排出されるごみの処理量



Android



App store



#### (2) ごみの減量化と分別収集の普及・啓発

#### (1) 家庭から排出されるごみの処理量

種別	形態	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
可燃ごみ		45,631,040	45,661,190	46,262,790	47,255,290	45,600,380
(可燃性粗大ごみ、各処理施設の可燃残さ、り災ごみを含む)	直営(※)	283,110	216,370	258,320	336,310	458,380
	委託	45,347,930	45,444,820	46,004,470	46,918,980	45,142,000
枝・草	直接	8,280	8,380	8,870	14,800	10,360
不燃ごみ	委託	2,282,950	2,352,950	2,370,160	2,588,690	2,354,700
資源物		5,329,584	5,496,709	5,741,001	6,393,543	6,087,916
びん	委託	1,324,545	1,290,668	1,278,020	1,336,824	1,307,232
かん	委託	555,759	540,401	546,055	613,945	587,238
ペットボトル	委託	710,840	762,820	789,150	845,460	880,440
古紙類	委託	2,689,360	2,854,210	3,070,460	3,523,280	3,233,180
古着	拠点(回収量全体)	58,075	56,500	66,545	87,880	83,200
	拠点(リサイクル分)	46,460	45,200	53,236	70,304	66,560
	拠点(リサイクル不能分)	11,615	11,300	13,309	17,576	16,640
廃食油	拠点	—	860	2,060	2,600	1,910
有価物(自転車+廃家電)	拠点	2,620	2,550	2,020	1,130	2,560
せともの類	拠点	—	—	—	—	8,796
粗大ごみ		814,720	928,640	942,940	956,560	811,580
リサイクルセンター搬入分	直営	741,440	861,140	901,100	920,740	790,170
環境業務センター持込(木製粗大ごみ)	直営	73,280	67,500	41,840	35,820	21,410
集団回収古紙類	団体	4,251,815	4,036,307	3,744,845	3,442,996	3,434,212
合計(A)		58,318,389	58,484,176	59,070,606	60,651,879	58,299,148

※ 環境業務センター、リサイクルセンター、各公共施設の拠点回収分における古着返却分(リサイクル不能分)を含む。

## (2) クリーンふるさと運動の推進

年2回の市内一斉清掃「美化運動」やごみ減量に係る情報紙の発行等の事業を行っているクリーンふるさと推進協議会に対して補助金を交付し、事業活動の支援をしています。



### ■ 草加市クリーンふるさと情報誌

## (3) ごみの出し方の周知、普及啓発

ごみの減量やごみの分別に対する市民意識の向上を図るために、ごみ収集カレンダーの配布や草加市ごみ分別アプリの配信を通して、ごみの分別方法や収集日、収集運搬許可業者の連絡先等、ごみに関する様々な情報を市民の方にお知らせしています。

## (4) 生ごみ処理器等購入補助事業

家庭から排出される生ごみの自家処理を推進するため、生ごみ処理機や生ごみ処理容器（コンポスト）を設置する市民に、購入費の一部を補助しています。



### ■ 生ごみ処理機

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付件数(件)	コンポスト	1	3	1	9
	機械式	20	14	13	48
	計	21	17	14	57
交付金額(円)	コンポスト	2,300	7,200	2,400	28,200
	機械式	507,700	274,900	262,600	826,200
	計	510,000	282,100	265,000	854,400
					1,065,600

## (5) ごみの減量等啓発

本市のごみの現状や取組について理解を深めるため、リサイクルセンターの施設見学や出前講座等のイベントを開催しました。

## (6) 食品ロス削減の啓発

市内の食品ロス発生状況を把握するため、平成29年（2017年）、令和元年（2019年）に引き続き、令和2年（2020年）9月に食品ロス実態調査を実施するとともに、市内における食品ロス発生状況や、食品ロスを発生させない取組「買いすぎない」「使い切る」「食べ切る」の3つの心がけ等について、市ホームページや広報そうか等で周知しました。また、市内小学校4年生を対象に毎年作成・配布しているごみ減量等啓発冊子『くらしとごみ』において、食品ロスに関するページを増やし、食品ロス削減に関する意識の向上を図りました。

草加市商店連合事業協同組合と連携し、各商店会に食品ロス削減を呼びかける紙ナップキンを配布し、加盟飲食店での活用を促進したほか、リサイクルセンターの見学会やごみ減量講座において、食品ロス削減に関する情報を盛り込む等の啓発を行いました。

そのほか、各種イベントにおいても、市民へ食品ロスに関するチラシ及び啓発品等を配布する等、食品ロス削減を呼びかけました。

## 2 環境にやさしい消費者の育成及び支援

### (1) 消費者団体・グリーンコンシューマーの支援

環境にやさしい取組や持続可能な社会を形成するため、消費者団体との共催で消費生活講座を開催しました。

また、環境に配慮した消費生活を営む消費者（グリーンコンシューマー）を養成するグリーンコンシューマー講座を開催し、環境に配慮する消費者としての意識を育むための啓発を行いました。



■ 消費生活講座

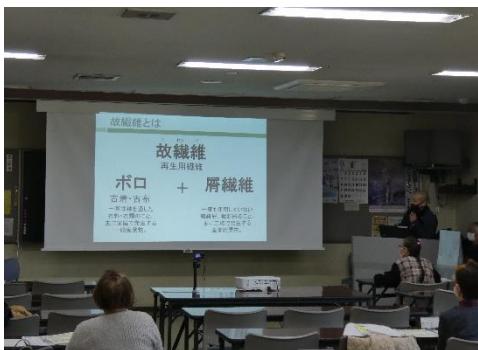


■ グリーンコンシューマー講座

### (2) 古着・古布のリサイクルの普及等

古着・古布のリサイクルの意義を知り、環境や消費生活問題を考える機会づくりとして、消費者団体との共催で古着・古布のリユース・リサイクルをテーマとした講座を開催しました。

また、勤労福祉会館では、各種資源の回収拠点のほか、ポスター掲示等を通じて限りある資源の有効活用等の啓発を行っています。



■ 古着・古布のリユース・リサイクル講座 ■ 資源回収ボックスとポスター

### 3 草加市グリーン購入に関する指針（環境にやさしい商品等の購入）

平成30年度にGPN（グリーン購入ネットワーク）の支援を受け改定した「草加市グリーン購入に関する指針」を令和元年度から運用し、市役所庁内における紙類、文具類、機器類等について環境物品の調達を推進しています。

令和3年度のグリーン購入適合物品の調達率（グリーン購入率）は、99.9%でした。



エコマーク



FSC森林認証制度



省エネラベル



燃費基準達成車ステッカー

#### ■ グリーン購入に当たって参考となるラベル等の例

### 4 リサイクルの推進

行政回収において、びん、かん、ペットボトル、古紙、小型家電等を資源物として分別収集するほか、不燃ごみや粗大ごみ等について可能な限り資源化しています。

種別		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
不燃 ごみ ・ 粗大 ごみ	堆肥	8280	8,380	3,104	5,180	3,626
	アルミニウム類スクラップ	80,040	84,090	93,580	101,430	49,840
	鉄類スクラップ	898,860	965,880	979,830	1,072,690	614,870
	銅類スクラップ	35,320	37,530	39,240	44,090	20,620
	非鉄金属類スクラップ	17,010	14,340	14,420	16,120	11,170
	資材（電池）	32,650	32,140	32,790	23,740	36,160
	資材（蛍光管）	6,370	8,240	5,790	5,180	1,300
	木製粗大（※1）	141,760	162,000	134,290	95,230	40,070
	小型家電	83,411	81,320	56,950	59,560	5,710
	トランク	4,710	5,380	6,290	7,090	2,540
資源 物	有価物（自転車、廃家電）	2,620	2,550	2,020	1,130	2,560
	びん	カレット（白・茶）	980,070	909,760	882,180	890,310
		カレット（青緑・黒）	315,500	288,410	290,710	350,560
		リターナブルびん	97,564	92,936	87,665	87,908
	かん	アルミ缶プレス	360,710	373,570	391,160	426,867
		スチール缶プレス	139,620	136,510	126,440	125,600
		缶類スクラップ（※2）	—	—	—	282,486
	ペットボトル	710,840	762,820	789,150	845,460	880,440
	古新聞・古雑誌等	2,689,360	2,854,210	3,070,460	3,523,280	3,233,180
	ウエス	46,460	45,200	53,236	70,304	66,560
	廃食油	—	860	2,060	2,600	1,910
せともの類		—	—	—	—	8,796
集団回収古紙類		4,251,815	4,036,307	3,744,845	3,442,996	3,434,212
合計（B）		11,399,665	10,902,433	10,806,210	11,197,325	10,248,318

※1 リサイクルセンター分の合計数量=18,660kg 環境業務センター分の合計数量=21,410kg

※2 火災復旧工事に伴う設備等停止期間中は、缶類スクラップ（アルミ缶とスチール缶の混合スクラップ）として再資源化

## (1) 草加市のリサイクル施設

草加市リサイクルセンターは、資源の有効利用とごみの減量を目的として、家庭から出されたびん・かん、不燃ごみ及び粗大ごみからより多くの資源を選別する作業を行うほか、展示コーナーを設け、ごみ減量について分かりやすい資料を展示し、意識啓発を行っています。

また、同施設内のプラザ棟では、平成27年度から、粗大ごみとして収集した再使用可能な家具等(リユース品)の販売を実施しています。



■ かん類プレス機



■ びん・かん手選別ライン



■ 展示コーナー



■ リユース品の販売 (プラザ棟)

## (2) 最終処分

草加市リサイクルセンターで処理を行った後に、資源化できずに残ったものは、不燃残さとして最終処分場に埋め立て処分しています。

(単位 : kg)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県営処分場	1,068,200	1,042,400	967,660	1,164,600	430,700
民間処分場	51,860	80,390	115,480	101,950	383,540
合計	1,120,060	1,122,790	1,083,140	1,266,550	814,240

※有害廃棄物、処理困難物等の最終処分を除く



■ 不燃残さ

### (3) 資源回収団体の育成

市内の地域住民で組織する団体が実施する資源物の回収（古新聞、古雑誌、段ボール等の古紙及び古繊維類）に対し、回収実績量1kg当たり7円の奨励金を交付しています。

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
団体数（団体）	225	226	219	228	227
交付額（円）	29,762,705	28,254,149	26,213,915	24,100,972	24,039,484
回 収 量 (kg)	新聞	2,171,920	2,001,665	1,786,932	1,471,920
	雑誌	943,282	903,349	863,962	838,593
	段ボール	1,022,655	1,020,974	985,598	1,016,277
	古繊維	110,178	108,349	106,443	100,596
	紙パック他	3,780	1,970	1,910	15,610
	計	4,251,815	4,036,307	3,744,845	3,442,996

※ 団体数は登録活動団体数

### (4) 市役所庁内のごみのリサイクルと分別収集

市役所庁内におけるクリーンリサイクルデー、古紙の処分、不要行政文書の溶解を実施しています。令和3年度はクリーンリサイクルデーを24回実施し、23,690kgの古紙をリサイクルしました。

### (5) 剪定枝・刈り草堆肥化

東埼玉資源環境組合の堆肥化施設では、剪定枝・刈り草の再生利用を推進するため、剪定枝・刈り草の個人搬入を受け付け、堆肥化に取り組んでいます。草加市においても、草加市ごみ収集カレンダー等によって、搬入案内の啓発を行いました。

### (6) 特定建設資材の再資源化の推進

公共工事等の解体に伴って発生した資材廃棄物は、特定建設資材の分別・再資源化を実施し、適正に処理を行いました。

## 第3節 気候変動適応策の推進

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書第1作業部会報告書（令和3年8月）によれば、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」等とされており、気候変動による影響は避けられない状況になっています。

これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」の一層の推進に加えて、気候変動の影響に対する「適応策」を講じていく必要があり、令和2年3月に草加市気候変動適応計画を策定しました（草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に包含）。

気候変動の影響は様々な分野に及びますが、本市においては健康安全面での対策や浸水被害への対策等を推進しています。

## 1 気候変動に伴う適応策の推進

### (1) クールオアシス

熱中症予防のため、市内の公共施設や薬剤師会薬局において感染症拡大防止に留意した上で一時休息所「クールオアシスそうか」を設置し、ポスターを掲示し、周知しました。また、草加市お知らせメールや防災無線を利用し、熱中症予防の注意喚起を行いました。



### (2) 渇水時における節水の周知

令和3年度は、「県営水道における取水制限」が実施されなかったことから、節水啓発を行いませんでしたが、県との情報共有や連携に努めました。また、渇水時の適切な対応ができるよう、新たに草加市水道事業渇水対策マニュアルを作成しました。

### (3) 緑化によるヒートアイランド現象の緩和

ヒートアイランド現象を緩和するため、公共施設の屋上に緑化施設を設置し、その維持管理をしています。また、夏季のエネルギー使用量削減を目的として、グリーンカーテンを公共施設18か所に設置しました。

#### ■ 公共施設における屋上緑化

施設名	設置年度	緑化面積	緑化種類
市立病院	平成16年度	387m <sup>2</sup>	ナンテン、アオキ、ツツジ等
ふれあいの里	平成16年度	180m <sup>2</sup>	ウメ、マンサク、サクラ、モモ、エゴノキ等
谷塚小学校	平成18年度	212m <sup>2</sup>	スプリューム、タイトゴメ、メキシコマンネングサ等
新田西文化センター	平成21年度	100m <sup>2</sup>	スナゴケ
消防西分署	平成21年度	65m <sup>2</sup>	コケ類
松原小学校	平成22年度	107m <sup>2</sup>	セダム等
草加中学校	平成22年度	117m <sup>2</sup>	セダム等
消防谷塚ステーション	平成23年度	178m <sup>2</sup>	スナゴケ
市役所第二庁舎	平成28年度	70m <sup>2</sup>	アオキ、ビヨウヤナギ、ウツギ、ユキヤナギ等

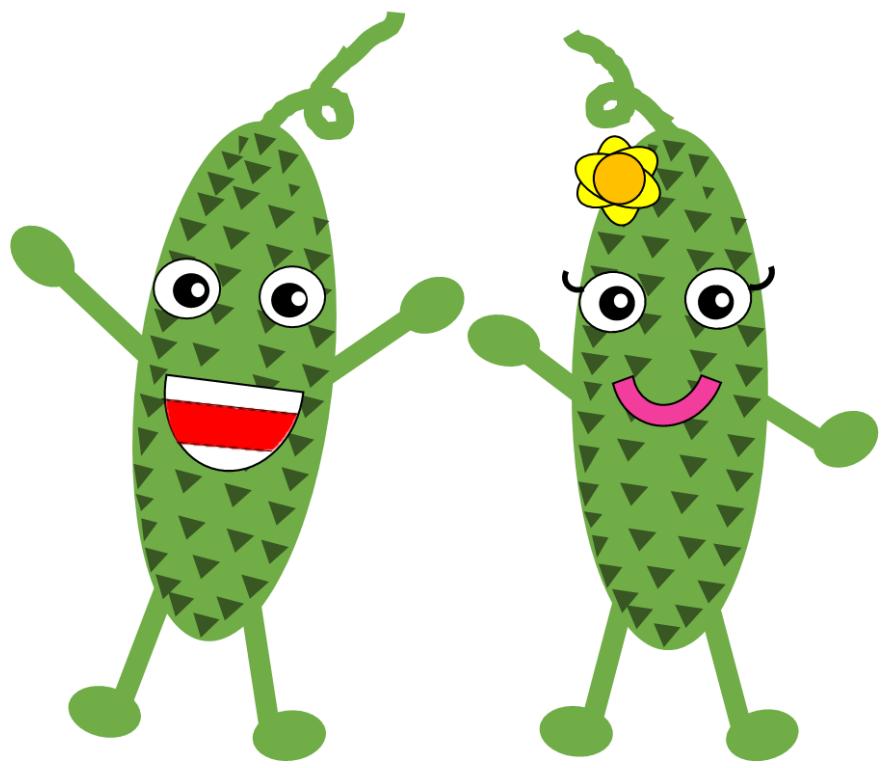


新田西文化センター



市役所第二庁舎

■ 公共施設における屋上緑化の例



ゴーヤくん

ゴーヤちゃん

■ グリーンカーテン促進キャラクター

# 第4章 生活環境の保全

## 第1節 公害防止対策の推進

生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立入検査のほか、騒音・振動の発生防止に向けた取組等、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施していきます。

### 1 公害防止対策の推進

#### (1) 公害未然防止対策

本市では、公害の原因となる行為や環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、法律及び県条例に基づく届出と併せ、市条例によって特定工場等の設置に関しては許可制を導入し、未然防止の措置を講じています。

令和3年度の市条例に基づく特定工場に関する許可件数は、設置許可が5件、変更許可が7件でした。

#### (2) 公害苦情の現状・対策

令和3年度の苦情件数は192件で、苦情発生状況の種類別では、騒音が最も多く約37.5%を占めました。

次いで、悪臭、大気汚染、水質汚濁、振動の順となっており、前年度と同様の傾向にあります。また、苦情が寄せられた場合には、法律、条例に基づき指導を行っています。

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
大気汚染	35	32	37	33	37	34	38	30	35	28
水質汚濁	16	23	22	16	20	18	19	20	15	26
騒 音	57	87	89	70	73	67	62	65	92	72
振 動	7	8	14	6	9	11	12	10	11	21
悪 臭	36	37	24	24	24	25	25	20	21	29
土 壤 汚 染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	15	14	13	8	8	9	10	10	14	16
計	166	201	199	157	171	164	166	155	188	192

#### ■ 公害別苦情件数の推移

#### (3) 道路環境の改善

大型車が通る道路では、自動車交通騒音等を緩和する高機能舗装による整備等、道路環境の改善を進めています。令和3年度は、舗装面の亀裂、段差等の解消のための工事を1,268.9m実施しました。また、生活道路へ通過車両が進入することを防ぐため、瀬崎三丁目でゾーン30の整備を19.6ha実施しました。

#### (4) 廃棄物焼却等の指導

##### ① 廃棄物焼却炉の指導

法及び県条例で規制の対象となる既設の廃棄物焼却炉について、定期的に市及び埼玉県で立入検査を実施しました。令和3年度は不適合の施設はありませんでした。

## ② 野外焼却の防止

廃棄物等の不適正な野外での焼却を防止するため、定期的にパトロール等を実施しました。また、野外焼却行為13件の指導を行いました。

## ③ 広報等での啓発

事業者には焼却炉の管理の徹底や野外焼却の禁止を、市民にはごみの減量化やリサイクルの推進を行うよう広報等で啓発を行いました。また、野外焼却の苦情が多くみられる地域に町会を通じ、野焼き禁止のパンフレットを回覧しました。

## (5) 石綿飛散防止対策

大気中への石綿の飛散を防止するため、建築物の解体現場等における飛散防止対策について助言し、排出等作業に当たっては、事業者に適切に作業するよう指導を行っています。令和3年度は大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出が3件あり、立入検査したところ、いずれも作業基準は遵守されており、適合と認められました。

No.	届出年月日	特定工事場所	特定建築材料の種類	耐火・準耐火	作業の種類
1	令和3年8月9日	中央	吹付け石綿	耐火	解体作業
2	令和3年9月9日	瀬崎	吹付け石綿	耐火	解体作業
3	令和3年12月27日	金明町	吹付け石綿	耐火	解体作業

## 2 監視・測定体制の充実

### (1) 大気汚染の現況

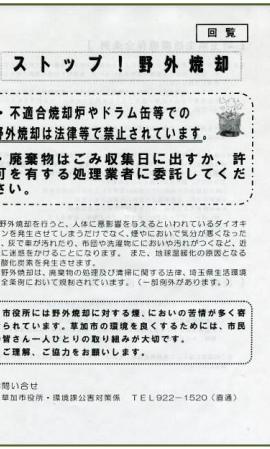
大気汚染は、私たちが社会活動を行うことに伴って引き起こされます。その主な原因としては、工場等が生産活動を行う際に排出される場合と、自動車等の使用によって排出される場合があります。

工場等から排出される大気汚染物質については、大気汚染防止法や埼玉県条例等によって規制され、大幅に改善されています。一方、自動車交通量の増加によって、排出ガスに含まれる窒素酸化物や浮遊粒子状物質による汚染が課題となっています。

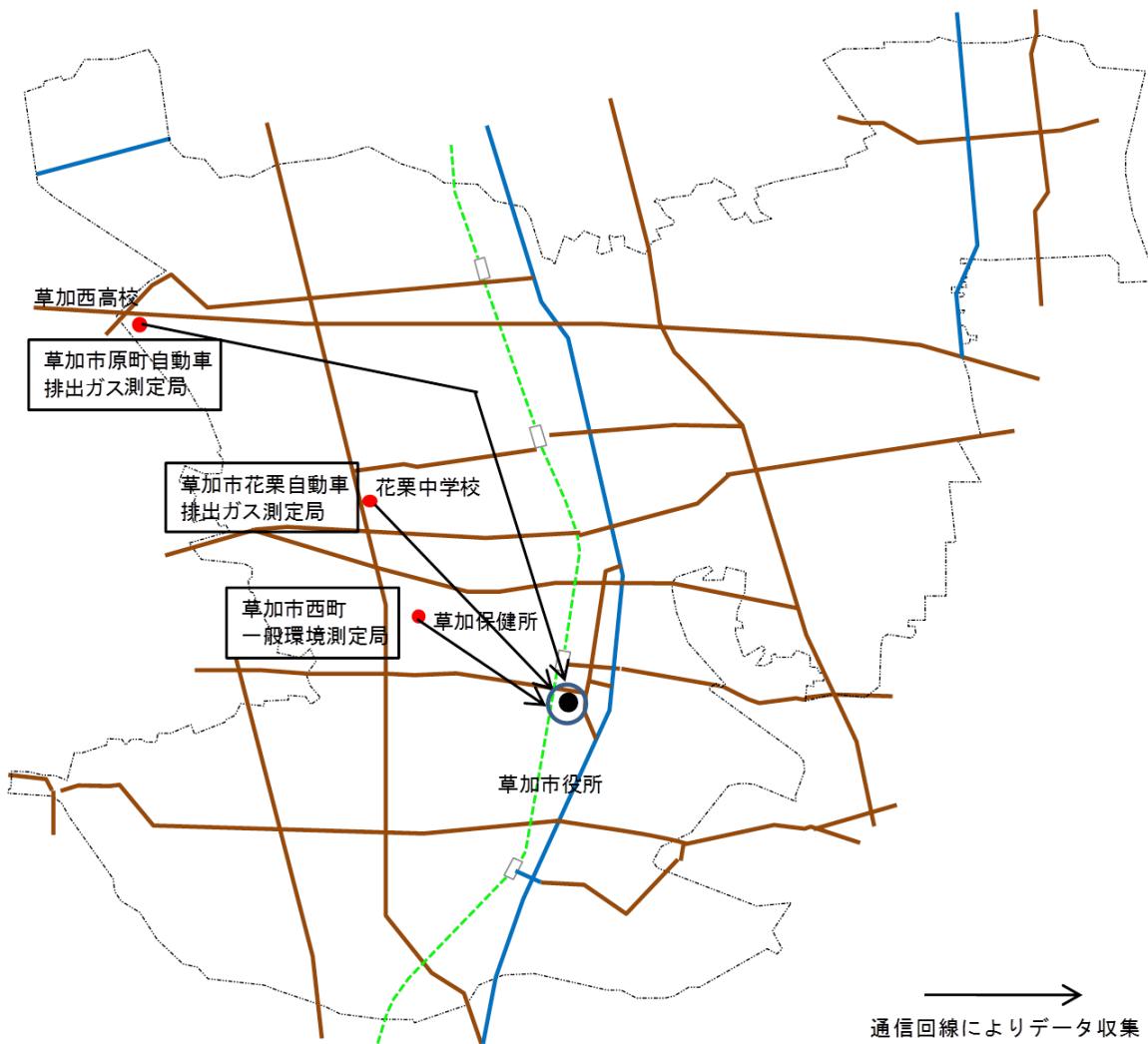
さらに、微小粒子状物質(PM2.5)に関しては、昭和48年に環境基準が定められた浮遊粒子状物質(SPM)よりも更に小さい粒子であり、肺の奥まで入りやすく、健康への影響が懸念されているため、平成21年9月に環境基準が設定されました。本市では、平成24年度に測定機を整備し、常時監視を開始しました。

### (2) 大気汚染の常時監視

大気汚染を常時監視するため、一般環境大気測定局として草加市西町局（草加保健所内）、自動車排出ガス測定局として草加市花栗自排局（花栗中学校内）及び草加市原町自排局（草加西高校内）を設置しています。これらの測定局では、環境基準の定めのある10物質に対し、草加市西町局では5物質（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント）を、草加市花栗自排局では4物質（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化窒素）を、草加市原町自排局では2物質（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）を測定し、監視を行っています。



### ■ パンフレット



■ 常時監視測定局位置図



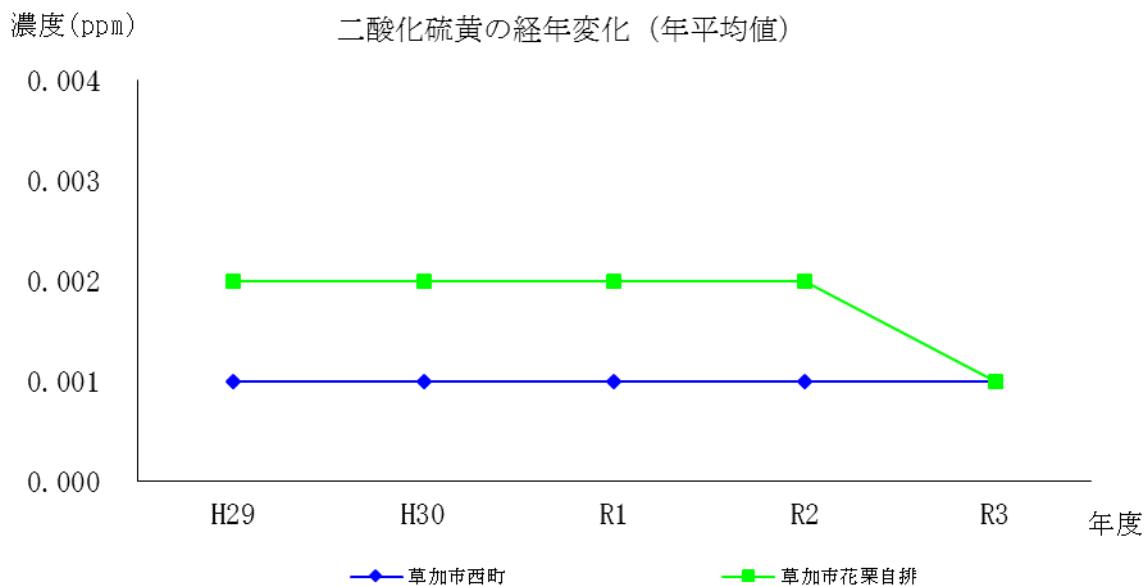
■ 草加市西町一般環境測定局

### (3) 大気環境基準達成状況

#### ① 二酸化硫黄

大気中の二酸化硫黄は、石油や石炭等硫黄を含んだ燃料の燃焼や火山活動に伴い排出されるものです。

市内一般環境大気測定局1局、自動車排出ガス測定局1局で測定を行っていますが、令和3年度は、両測定局で環境基準を達成しました。

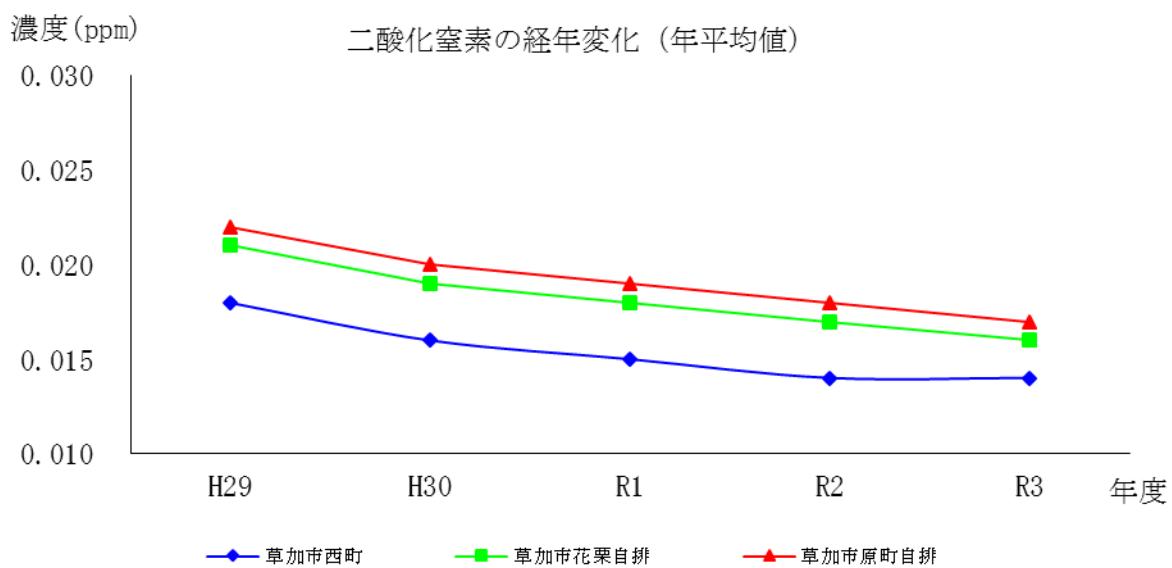


#### ② 二酸化窒素

二酸化窒素は、主として物の燃焼によって発生した一酸化窒素が大気中で酸化されたものです。代表的なものに自動車の排出ガスがあります。

市内一般環境大気測定局1局、自動車排出ガス測定局2局で測定を行っていますが、令和3年度は、全ての測定局で環境基準を達成しました。

しかし、自動車の交通量が増加すれば、環境基準を達成できない状況も起こりうることから、今後もアイドリングストップ（駐停車時のエンジン停止）等の対策を継続する必要があります。

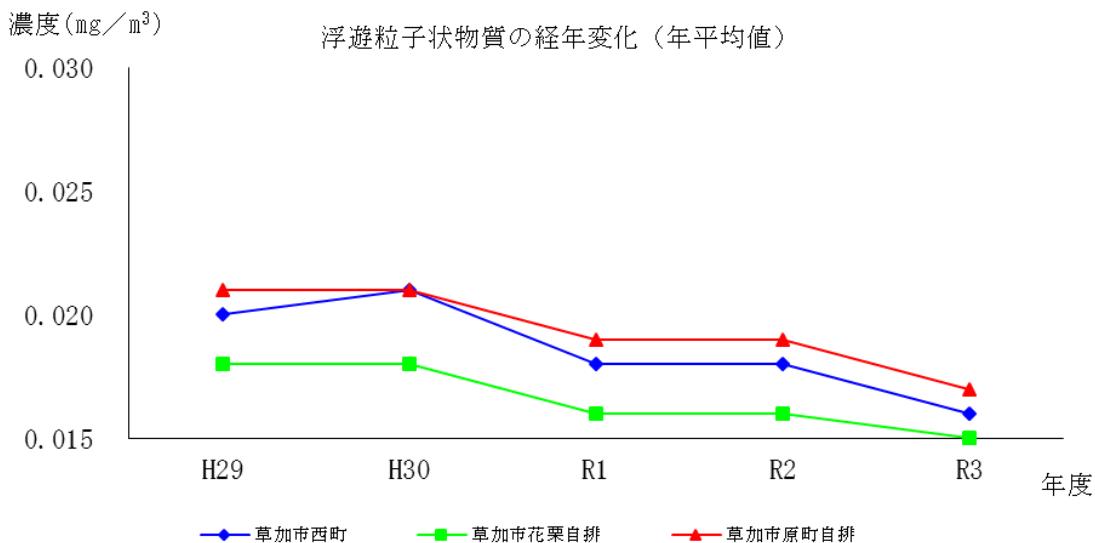


### ③ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、工場等から排出されるばいじんや自動車の排出ガス、土ぼこりの巻き上げによって発生します。

また、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物（VOC）等のガス状の物質が大気中で粒子状物質に変化する場合もあります。

市内一般環境大気測定局1局、自動車排出ガス測定局2局で測定を行っていますが、令和3年度は、全ての測定局で環境基準を達成しました。

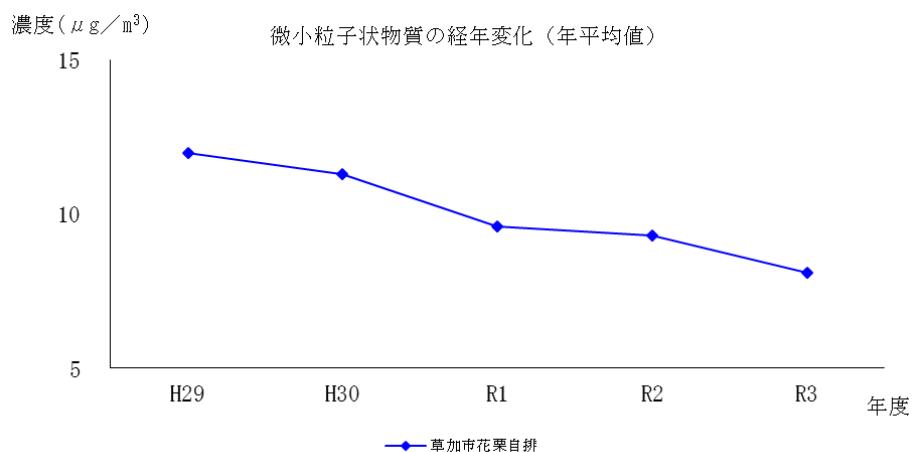


### ④ 微小粒子状物質

微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)は、大気中を浮遊する粒子状物質の中で、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ (マイクロメートル)以下の物質のことです。人の髪の毛の太さが $70 \mu\text{m}$ 程度といわれますので、およそ30分の1の大きさです。これは物質の種類ではなく、粒子の大きさによる定義であり、微小粒子状物質には様々な成分が含まれています。

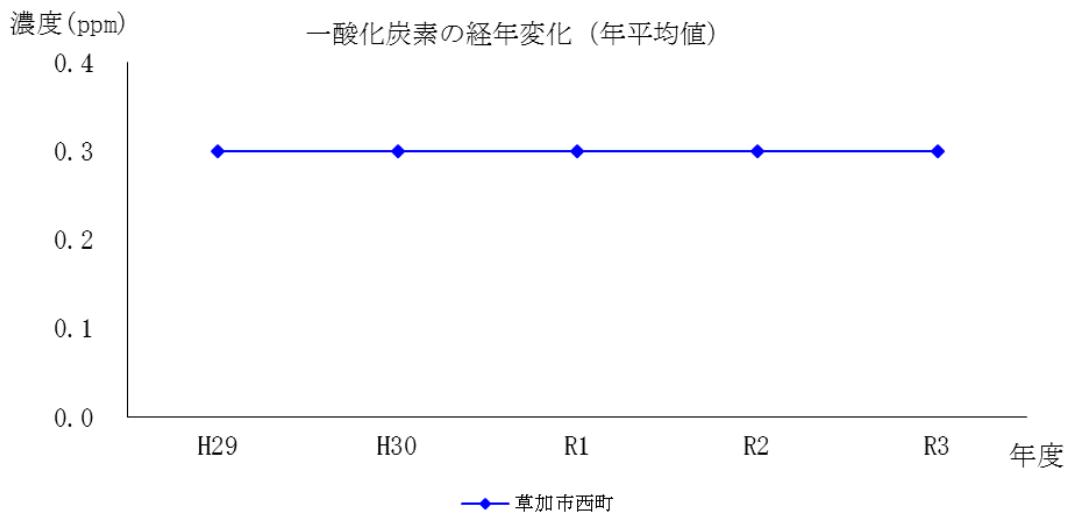
市内自動車排出ガス測定局1局で平成25年2月21日から測定を開始しており、令和元年度については、年平均値が $9.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。また、令和3年度は、長期基準、短期基準ともに満足し、環境基準を達成しました。

微小粒子状物質の発生源としては、ボイラーや焼却炉等ばい煙を発生する施設、自動車排ガス、越境汚染等が指摘されています。埼玉県では日平均値が暫定指針値( $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ )を超えると予測される場合には注意喚起を行うこととしていますが、令和3年度はありませんでした。



## ⑤ 一酸化炭素

一酸化炭素は、主として物の不完全燃焼によって発生し、その主な発生源は自動車です。市内一般環境大気測定局1局の測定の結果、令和3年度は、環境基準を達成しました。

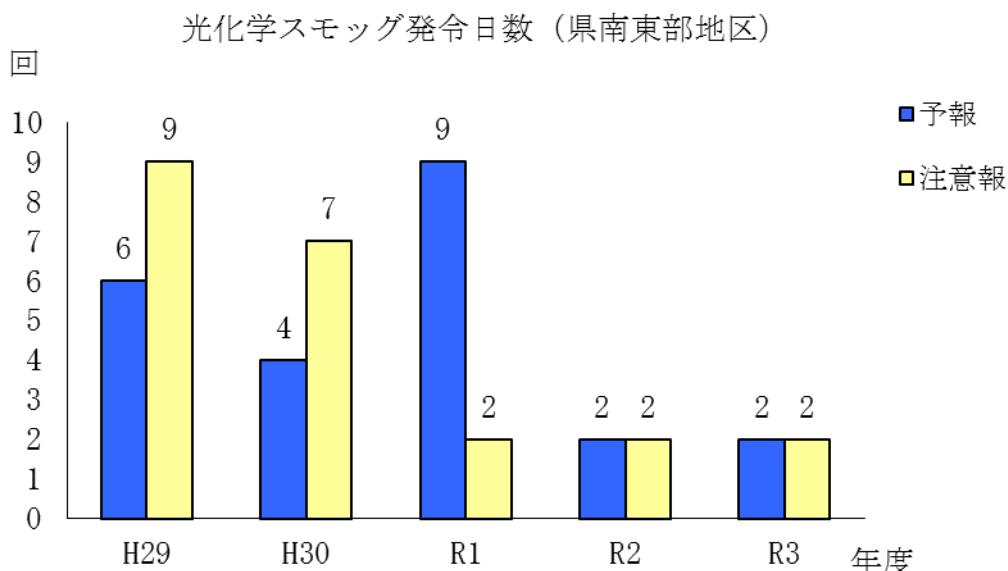


## ⑥ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽光（紫外線）の作用によって反応を起こすことによって、二次的に生成された汚染物質の集合体で光化学スモッグの主原因です。

市内一般環境大気測定局1局で測定を行っていますが、令和3年度は環境基準を超えて、草加市を含む県南東部地区で2回の光化学スモッグ注意報が発令されました。注意報発令時には「草加市光化学スモッグに係る緊急時対策要領」に基づき、緊急連絡網を使って市内の小中学校、公共施設等に連絡するとともに、看板所有施設に看板を設置して、周辺地域に注意喚起しました。

なお、警報は平成17年に1回発令されましたが、それ以降の発令はありません。



#### (4) 酸性雨

水は通常pH7.0前後ですが、雨水には主に空気中の二酸化炭素が溶け込み、pH5.6前後になります。これに硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が取り込まれて、pHが低下し、pH5.6以下になった雨を一般的に酸性雨といいます。測定については、市役所本庁舎西棟屋上に設置する降雨採取装置で採取し、測定を行っています。令和3年度は12検体の測定を行い、pH5.6以下になる検体は測定されませんでした。なお、平成31年3月より採水器を更新し、月1回の測定に変更しました。

測定月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
pH	6.8	6.4	6.3	5.9	6.4	6.4	6.3	6.3	6.2	5.9	6.2	6.4

#### (5) 工場等から発生する騒音と振動

騒音とは、「好ましくない音」「ない方がよい音」であり、工場や建設作業の音が代表的なものでした。近年、都市化の進展や生活環境の変化に伴い、市民の快適な生活環境に対する要求が高まり、カラオケの音や近隣の生活音等も身近な騒音として問題となっています。

振動は工場・事業所、建設作業が発生源となる場合が多く、その振動が家屋に伝わり、人が直接感じたり、戸や障子がガタガタ鳴る振動音を聞くことで間接的に感じたりします。

##### ① 騒音・振動苦情件数の現況

令和3年度の騒音及び振動の苦情件数は93件あり、公害苦情件数全体（192件）の約48%を占めています。そのうち騒音にかかる苦情は72件、振動にかかる苦情は21件でした。主な発生源は、土木・建築作業で約40%を占めています。

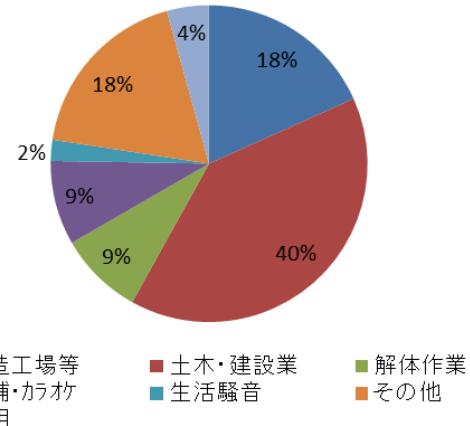
##### ② 騒音・振動防止対策

市では、法律、条例に基づき規制を行っています。また、苦情発生時には立入調査を実施し、指導・啓発を行っています。

■ 騒音・振動別苦情件数

種別	件数
騒音	72
振動	21
合計	93

■騒音・振動発生源別割合



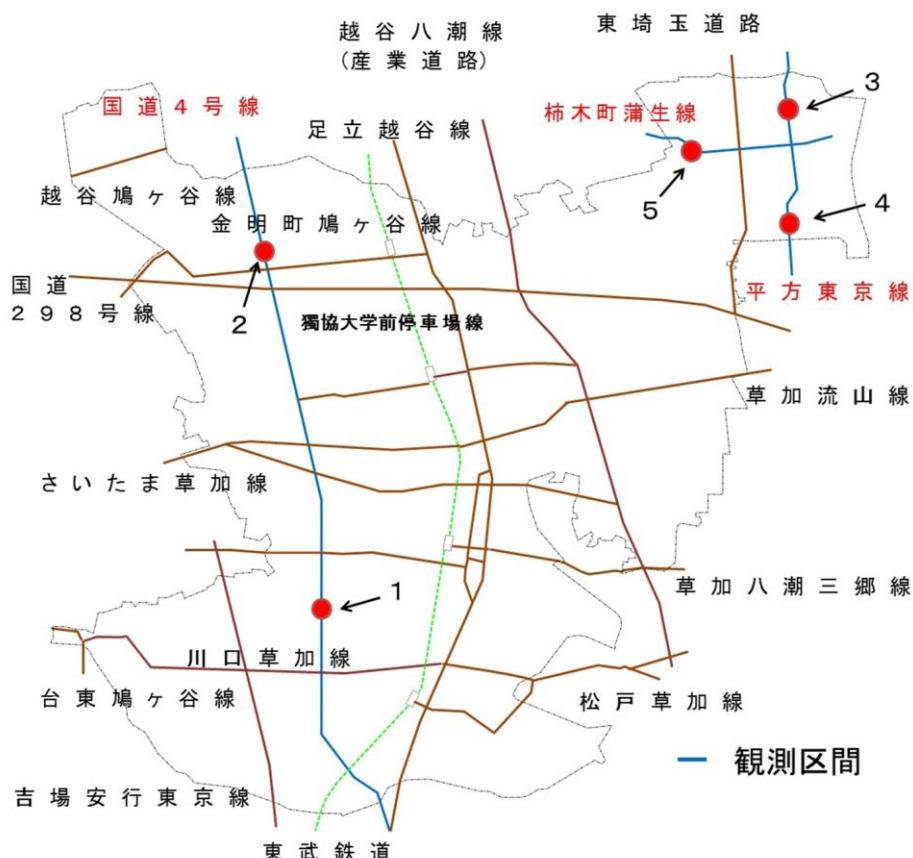
## (6) 自動車交通騒音・振動の現況

近年の自動車交通需要の急激な増大に伴い、都市生活型公害として、自動車交通騒音・振動の公害が発生しています。

この自動車交通公害に対しては現況を把握し、各関係機関との連携によって地域の実態にあった対策を推進していくことが必要となります。

令和3年度は、次の図の5地点で自動車交通騒音、振動を測定した結果、越谷線八潮線で夜間の騒音レベルが環境基準を超過していましたが、公安委員会に対し措置を取ることを要請する要請限度までは至っておらず、他の3地点はいずれも環境基準に適合していました。測定結果は国や県と共有するとともに引き続き監視を行います。

### ■ 自動車交通騒音、振動測定区間



### ■ 自動車交通騒音測定結果

No.	路線名	調査地点住所	車 線 数	等価騒音 レベル (dB)		環境基準 (dB)		環境基準 適合状況		要請限度 (dB)		要請限度 適合状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間	○：適合	×：不適合	○：適合	×：不適合	○：適合	×：不適合
1	一般国道4号	谷塚上町地先	4	73	72	70 以下	65 以下	×	×	75 以下	70 以下	○	×
2	一般国道4号	長栄2丁目1地先	4	70	68			○	×			○	○
3	平方東京線	柿木町1261地先	2	70	67			○	×			○	○
4	平方東京線	柿木町553地先	2	69	66			○	×			○	○
5	柿木町蒲生線	柿木町1105地先	2	67	63			○	○			○	○

## ■ 自動車交通振動測定結果

No.	路線名	調査地点住所	車線数	振動レベル (dB)		要請限度 (dB)		要請限度適合状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間	○：適合	×：不適合
1	一般国道4号	谷塚上町地先	4	53	51	65	60	○	○
2	一般国道4号	長栄2丁目1地先		46	44			○	○
3	平方東京線	柿木町1261地先		47	37			○	○
4	平方東京線	柿木町553地先		46	38			○	○
5	柿木町蒲生線	柿木町1105地先		48	38			○	○

### (7) 悪臭公害

悪臭は、騒音や振動とともに感覚公害と呼ばれる公害の一つであり、その不快な臭いによって生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与えるものです。

その特徴としては、風等の影響によって広範囲に拡散するため発生源の特定が困難であることと、人の嗅覚の個人差が大きいので近隣住民の被害の程度が異なることが挙げられます。

また、臭気物質の濃度（量）と臭いの強さは比例関係にあり、悪臭の除去には臭気物質を大部分取り除かなければならないため、徹底した臭気対策が必要となります。

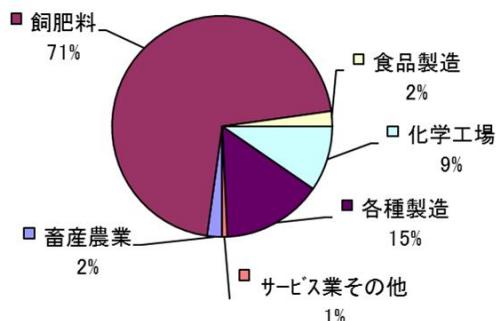
しかし、有効な脱臭装置の設置やその維持管理には高いコストがかかることから、悪臭公害の解決を困難にさせています。

#### ① 悪臭苦情件数の現況

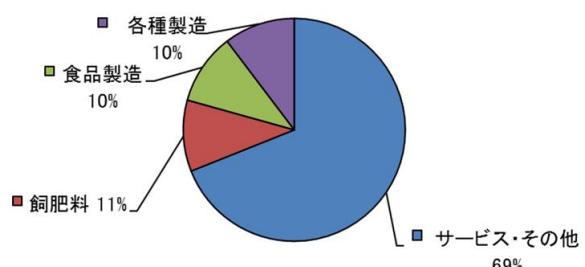
本市における悪臭公害は、長年にわたり化製場（獣骨・魚腸骨処理場）に起因する苦情が主で、他の公害と比較して苦情件数が多いのが特徴でした。現在では、脱臭施設の設置や工場の移転によって、苦情件数は昭和56年度（136件）をピークに減少し、令和3年度の悪臭苦情件数は29件でした。

近年は原因不明と思われる悪臭の苦情が多くみられ、令和3年度においては発生源が判明しない件数が7件で、全体の24%を占めています。

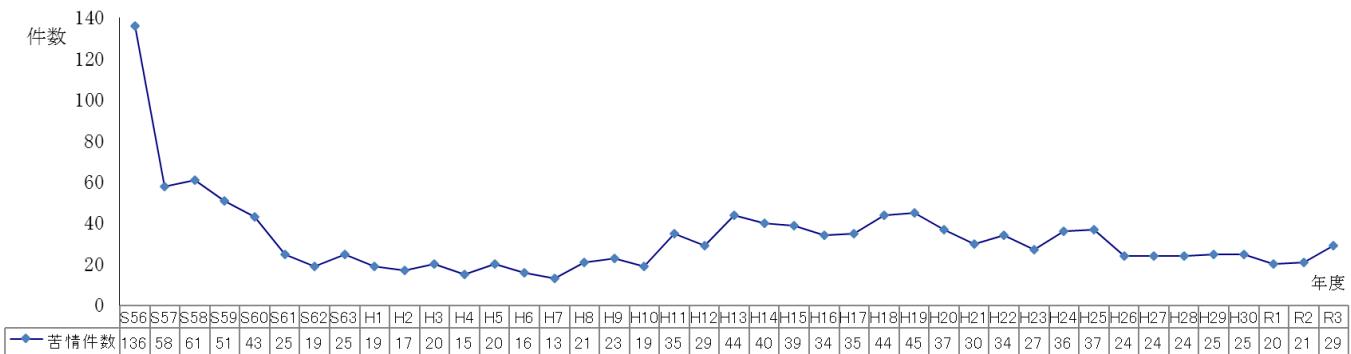
#### ■ 昭和56年度悪臭発生源別割合



#### ■ 令和3年度悪臭発生源別割合



## ■ 悪臭苦情経年変化



## ② 悪臭防止対策等

### ア 法令等による規制

工場・事業場から発生する悪臭を規制する方法は2つ挙げられます。一つは、悪臭の原因となる各物質を定め、その排出濃度に規制をかけることです。もう一つは、悪臭の特徴である複合臭に対応するため、人の嗅覚を用いた三点比較式臭袋法による臭気濃度の規制です。

### イ 指導状況

本市では悪臭判定会を実施し、臭気濃度を三点比較式臭袋法によって算出した臭気指数に基づき、工場や事業場に対して指導を行っています。

平成28年度から令和3年度の実施状況は次のとおりです。

なお、基準不適合となつた工場・事業所については、是正指導を行っています。

## ■ 悪臭判定会の実施回数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数	5	5	5	5	1	2
のべ事業所数	8	8	11	8	1	2
検体数	15	16	15	12	5	4

## ■ 対象となつた業種別工場及び算出結果

### 令和3年度

業種	臭質	臭気指数(対数)	不適合率	悪臭防止施設
魚腸骨処理業	生臭	25～31	1/3	酸・アルカリ洗浄+活性炭処理
繊維加工業	フェノール臭	21	0/1	排気処理機

### ウ 臭気監視パトロール

工場・事業場からの臭気による苦情を未然に防止するため、市では臭気監視パトロールを行っています。さらに、臭気の強い工場・事業所については、立入指導を行っています。

■ 臭気監視パトロール実施回数（平成28年度～令和3年度）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数	5	10	9	10	9	11

(8) 土壤汚染対策

① 土壤汚染の現況

土壤汚染とは、人間にとって有害な物質が土に蓄積された状態をいいます。汚染される原因としては、工場操業に伴う有害物質や危険物の漏洩、不適切な取り扱いによる地下浸透、廃棄物の埋設等があります。また、人間の活動に伴って生じた汚染だけでなく、自然由来で汚染されているものも含まれます。

土壤は一度汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるという特徴があります。また、地下深くまで浸透しやすい物質によって、土壤が汚染されると地下水汚染が生じ、一層汚染範囲が拡大してしまうこともあります。さらに、地表面下で起こるため、目に見えず、気づきにくいという特徴もあります。

土壤汚染による影響としては、人の健康への影響や生活環境・生態系への影響が考えられます。特に人の健康への影響については、汚染された土壤に直接触れたり、口にしたりする直接摂取によるリスクと、汚染土壤から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用する等の間接的なリスクが考えられます。土壤汚染は、放置すると人の健康に悪い影響が及ぶ恐れがあることから、適切な対策が必要です。

② 土壤汚染対策

平成14年4月1日から施行された埼玉県生活環境保全条例では、3,000m<sup>2</sup>以上の土地、また、平成17年4月1日から施行された草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例では1,000m<sup>2</sup>以上の土地を改変しようとする場合は、土地の履歴を調査し、報告する義務等が定められています。また、特定有害物質取扱事業者は、事業所を廃止した場合や建物を除却した場合には、土壤の汚染状況調査の実施が義務づけられています。

国においては、土壤汚染の状況を把握することやその汚染による人の健康被害を防止することを目的として、土壤汚染対策法が平成15年2月15日から施行され、平成22年4月1日から改正法が施行されました。その後、土壤汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、平成29年5月19日に土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、平成30年4月1日及び平成31年4月1日に改正土壤汚染対策法が施行されました。令和3年度の法律・条例による届出状況は次のとおりです。

■ 令和3年度届出状況

根拠法令	特定有害物質取扱工場 又は事業場設置状況等調 査報告書	土壤汚染 状況調査結果 報告書	汚染拡散防止 計画作成 報告書	汚染処理 (拡散防止措置) 完了報告書
土壤汚染対策法		1		3
埼玉県生活環境 保全条例	0	2	0	0
草加市公害を防止し市民の 環境を確保する条例	25	3	1	0
合　　計	25	6	1	3

## (9) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類の主な発生源は日常的に廃棄するごみの焼却であり、市民や事業者と行政が一体となって発生抑制対策に取り組む必要があります。

令和3年度のダイオキシン類の調査は次のとおりです。

### ① 大気

保健センター、新栄児童センター、市民活動センターの3地点で、夏・冬の年2回調査を実施した結果、年平均値がそれぞれ $0.031\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 、 $0.026\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 、 $0.023\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ と3地点とも環境基準の $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ に適合していました。

### ② 河川水質

綾瀬川（谷古宇橋）、河内堀（伝右川合流点前）の2地点で、夏・冬の年2回調査を実施した結果、年平均値が綾瀬川（谷古宇橋）で $1.1\text{pg-TEQ/L}$ 、河内堀（伝右川合流点前）では $0.64\text{pg-TEQ/L}$ となり、2地点とも環境基準の $1.0\text{pg-TEQ/L}$ を越えました。

### ③ 河川底質

綾瀬川（谷古宇橋）、河内堀（伝右川合流点前）の2地点で、調査を実施した結果、それぞれ $2.0\text{pg-TEQ/g}$ 、 $25\text{pg-TEQ/g}$ であり、2地点とも環境基準の $150\text{pg-TEQ/g}$ に適合していました。

## (10) 放射線対策

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質の影響は長期化することが避けられず、多くの市民の間に放射線に対する不安が広がりました。こうした状況を受け、本市では、国際放射線防護委員会(ICRP)の考え方、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の環境への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日環境省)及び「除染関係ガイドライン」(平成23年12月14日環境省)を踏まえ、市民の健康と安全・安心のための取組を実施しています。

### ① 総合的対策の実施

#### ア 草加市放射線対策会議の設置

放射線に関する市民の不安に対し、市全体として総合的な対策を講じるため、草加市放射線対策会議を設置し、放射線に対する総合的な対策、連絡調整等に取り組んでいます。

#### イ 他市町との連携

近隣の5市1町（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）は、広域的な行政課題について相互の連携を図っています。放射線対策についても東京電力福島第一原子力発電所の事故発生直後から互いに連携し、協議してきました。

平成23年9月29日に放射線に係る対策について5市1町で連携し、統一した手法を定め広域的に対応することを目的とする「埼玉県東南部地域放射線対策協議会」を設立しました。

## ② 放射線量の測定・放射性物質検査の実施

### ア 空間放射線量の測定

小・中学校、保育園、公園、グラウンド等、子どもたちが日常的に活動する公共施設等において、空間放射線量の測定を定期的に行い監視しています。また、市役所敷地内で、月に1回、朝9時に定点測定を実施しています。



■ 放射線測定器

### イ 放射性物質の検査

- 市の水道水については、85%が埼玉県企業局からの水で、残り15%が本市の地下水（深井戸水）となっています。埼玉県では全ての県営浄水場の水の放射性物質について週1回の頻度で検査しています。本市の地下水については、厚生労働省からの通知に基づき、3か月に1回、検査を実施しています。
- 市内小・中学校32校、公立保育園18園、民間保育園19園及びあおば学園において、子どもたちに提供する給食の放射性物質検査を実施しています。令和3年度における給食の検査結果は、全て不検出でした。

### ウ 放射線量の低減策

- 局所的に目安を超える高い放射線量を示す箇所が確認された場合、「周辺より放射線量の比較的高い箇所への対応方針」に基づき、放射線量の低減策（除染）を行います。
- 除染の目安としては、地表5cmの高さにおいて毎時1マイクロシーベルト以上、または、100cmの高さにおいて毎時0.23マイクロシーベルト以上を検出した地点で、低減策を実施します。また、目安の数値以下であっても測定地点の状況によって適宜対応しています。なお、過去に放射線量の低減策を実施した箇所及び除去土壌の仮置場について、継続的なモニタリングを実施しています。

### エ 市民への対応

#### ・放射線測定機器の貸出し

草加市放射線測定機器貸出要綱に基づき、市民が自宅付近を中心とする身近な場所の放射線量を把握するため、空間放射線量を測定できる簡易型放射線測定機器の貸出しを行っています。

#### ・放射線対応についての情報提供

放射線に関する測定結果等については、広報 souha、市ホームページへ掲載し市民への情報提供を行っています。また、市役所での定点測定値については、草加市お知らせメールを登録した方にメールでお知らせしています。

## 第2節 快適なまちなみの形成

魅力的で快適なまちなみを形成・維持していくために、ごみのポイ捨て防止等まちの美化に関する市民意識の高揚、廃棄物の不法投棄の発生抑止や草加市景観計画等に基づく、開発行為等における景観への配慮等の助言・指導等を実施しています。

### 1 環境美化対策の推進

#### (1) ポイ捨て・犬ふん放置の防止

快適で心地よい生活環境を維持するため、ごみやたばこのポイ捨てや犬のふん害防止等、まちの美化に関する市民の意識の高揚を図っています。令和3年度は犬ふん放置禁止、ポイ捨て禁止看板を614枚配布しました。

#### (2) ごみの不法投棄防止

ごみの不法投棄防止のため、不法投棄監視パトロールを実施しています。

令和3年度は、56回実施しました。また、随時、不法投棄禁止看板を貸出ししています。

### 2 まちなみ景観の向上

#### (1) 開発行為

開発行為等に当たっては、草加市景観計画等に基づき、事業者等に対し、景観に配慮するよう助言・指導を行っています。令和3年度は延べ685件の届出等を受付、助言・指導しました。

#### (2) 路上駐輪の抑制

ゆとりある駅前空間を維持するため、路上駐輪の抑制に向けた対策を進めています。令和3年度は駐輪場への誘導、放置自転車の防止に向けた啓発や放置自転車の撤去活動を行い、市内4駅周辺における昼間の放置自転車数（午前11時現在）が34台となり以前と比較して減少傾向にあります。



■ 草加駅東口

# 第5章 環境に配慮した行動の実践と拡大

## 第1節 学校・地域における環境教育・環境学習の推進

次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育について、より一層の充実を図るため、学校単位で身近な環境問題やエネルギー問題等に関する教育の取組を推進します。

地域における環境学習については、引き続き、学校と地域が連携した幅広い世代を対象とした環境教育・環境学習の活性化を図ります。また、より多くの市民の興味を引き付ける活動内容の立案や、市民が参加しやすい工夫等の改善策を講じながら、環境学習会やイベントの開催等を通じて、環境学習の充実を図るとともに、活動参加率の向上を目指します。

### 1 学校における環境教育の推進

#### (1) 小中学校における環境教育

各教科・領域における指導訪問等を通して、市内教職員に対し環境教育について指導しました。

また、自然体験を通じて環境を大切にする心を育てるため、小学5年生及び中学2年生全児童・生徒を対象に奥日光、福島県昭和村及び国立青少年教育振興機構（那須甲子・赤城・磐梯・妙高）での自然教室を実施しています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため、宿泊による自然教室は中止になりましたが、小学校では日帰りで自然を体験する活動を取り入れた校外学習を行いました。

#### (2) 教職員への環境教育研修と学習教材の活用

各小中学校の計画に従って、理科や総合的な学習の時間を中心とした環境教育の一層の充実に向けて、指導訪問等で教職員への周知を図り、児童・生徒への環境教育の推進を図りました。長期休業を利用したエコライフDAYにも取り組んでいます。

なお、埼玉県環境学習サポート制度は令和元年度で終了となりました。

#### (3) 学校給食用牛乳パック等再資源化事業

学校における環境問題への取組として、小中学校を対象に、最も身近にある学校給食用牛乳パックを回収し、トイレットロールに再生する再資源化事業を平成4年度に開始し、現在は全校で実施しているほか、アルミ缶の回収を実施しています。

令和3年度は34,070kgの牛乳パックを回収し、15,440個のトイレットロールを学校に配布したほか、アルミ缶1,999kgを回収しました。

### 2 地域における環境学習の推進

#### (1) 市民環境講座等の開催

環境問題についての知識を身につけ、自ら考え、自発的に行動することを促すため、公民館や環境団体等と連携して、市民に向けた環境講座を開催しています。

例年は、環境関連施設の見学会やエコ・クッキング教室、生物多様性についての講演会等を開催していますが、令和2,3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止になりました。



■ 生物多様性講演会（令和元年度）

## (2) 公民館との共同事業

市民の自然保護意識の向上と身近な自然環境の保全を図るため、公民館等による環境学習を実施しています。令和3年度は、自然が残る柿木公民館や新田西文化センターの周辺において生きもの調査会を実施し、47人が参加しました。



■ 生きもの調査会（令和3年度）

## (3) 環境図書の充実

市民の環境保全意識高揚のため、環境学習に資する図書館資料の充実に努め、中央図書館をはじめ、公民館・文化センター図書室で環境図書の貸出しを行いました。また、令和4年5月に環境課主催の『そうかの環境』展を中央図書館3階の展示ギャラリーにて開催しました。

## (4) こどもエコクラブの育成及び支援

地球温暖化をはじめとした環境問題については、一人ひとりが理解を深め環境に配慮して生活するとともに、環境保全活動に取り組んでいくことが必要です。こどもエコクラブは、子どもたちが自発的に楽しく継続的な環境保全活動を行う機会を提供するための、幼児、小中学生、高校生を対象とした環境省と地方自治体による全国的な取組となっています。令和3年度は市内の1団体5人が登録・活動し、環境問題の知識普及を図りました。

## (5) 市民講師や職員による出前講座

学校や地域での環境学習の一助となるよう、市民講師や職員による出前講座を実施しています。令和3年度は、市民講師による地域の自然観察・保護、学校プールのヤゴ救出、学校ビオトープの環境調査等を行いました。



■ ヤゴ救出の様子（令和2年度）

## 第2節 環境に配慮した行動及び生活の実践

環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、市民・事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、市民・事業者の環境に配慮した活動に対する支援を行います。

また、環境保全活動の充実には、その活動をけん引する市民・事業者の存在が欠かせないため、次世代を担う人材の育成を積極的に行っていきます。

### 1 エコライフの普及・啓発

#### (1) エコライフDAY埼玉の推進

温室効果ガス排出量は、産業部門・家庭部門・運輸部門・業務その他部門での削減が進んでいますが、国際情勢等を鑑み、さらなる排出量削減のためには家庭での生活スタイルを見直すことが重要です。市民に対してエコファミリー認定やエコライフ（環境にやさしい生活）の普及啓発を進めるとともに、草加環境推進協議会と協働し夏・冬にエコライフDAY埼玉への参加を呼びかけました。なお、エコライフDAY埼玉については、ペーパーレス化推進の観点から電子化による実施に変更となり、小中学校に実施の呼びかけを行いました。（37ページ参照）

### 2 地域の環境保全活動の充実

#### (1) 市民・事業者の環境保全活動参加

市民・事業者が環境保全に関心を持ち、環境保全活動を実践できるよう綾瀬川流域クリーン大作戦として、河川の清掃事業を実施しました。

また、古綾瀬自然ひろばの管理を地元町会や草加環境推進協議会に委託することで、市民・事業者が環境保全活動に参加する場を創出しています。

#### (2) 環境保全活動を担う人材育成

環境保全活動をけん引する市民団体やボランティアの次世代の人材育成を図るため、広報等で児童・生徒に対し、草加市夏のボランティアスクールや綾瀬川再生21事業、そうか環境とくらしふェア等への積極的な参加を呼びかけていますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止になりました。

### 3 環境に配慮した活動への支援

#### (1) 環境保全に貢献する市民団体への支援

本市は環境共生都市宣言の普及、環境基本計画の推進に関する事業等を行う草加環境推進協議会の活動を支援するとともに、本市と草加環境推進協議会との協働によって綾瀬川再生21事業やそうか環境とくらしふェア等の事業を実施していますが、令和3年度はその中の多くが中止になりました。

#### (2) 有機農産物の生産振興と生産者への支援

埼玉県では、農薬や化学肥料を削減する等一定の要件を満たして生産された農産物に対して、特別栽培農産物として認証を行っています。

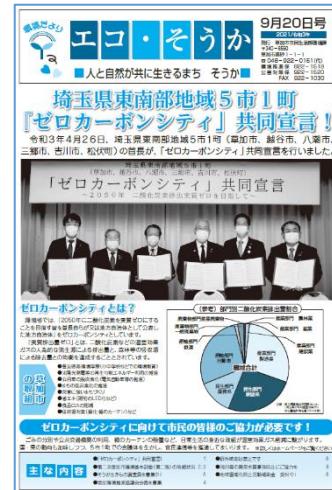
本市では、この制度に基づき生産者が行う取組に減農薬や有機栽培の情報提供等の支援を行いました。令和3年度の認証取得農家は1戸となっています。

## 4 環境情報の収集と提供

### (1) 環境問題に係る情報提供

草加市環境基本計画の年次報告書『草加の環境』（本書）を、平成12年度から毎年度発刊しています。

また、環境情報紙『エコ・そうか』を毎年度1回発行しています。令和3年度は、埼玉県東南部地域5市1町「ゼロカーボンシティ」共同宣言や第二次草加市環境基本計画の令和2年度の取組状況を掲載するとともに、地球温暖化防止活動補助金、生きもの調査員募集、野外焼却禁止、草加環境推進協議会会員募集に関する記事等を掲載しました。



■ エコ・そうか

### (2) 市民・事業者の環境保全活動等の発表～そうか環境とくらしフェア～

草加市環境共生都市宣言を推進するため、平成19年1月から環境フェアを開催してきました。さらに、消費生活展と参加団体や出展内容が類似することから、平成28年度から事業を統合し、そうか環境とくらしフェアとして開催しています。

例年は、環境・消費者団体の活動の展示や草加市環境共生都市宣言の普及活動、草加環境推進協議会の活動報告、工作体験ブース、クイズラリー等を実施していますが、令和3年度は新型コロナウィルス感染症の影響で中止になりました。



■ そうか環境とくらしフェア2019

# 資料編

# 目次（資料編）

	頁		頁
<b>1 市の概況</b>			
(1) 草加市の位置	66	(5) 大気測定局・測定項目一覧表	101
(2) 人口等の推移	66	(6) 二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	101
(3) 工業統計調査結果	66	(7) 硝素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	102
(4) 用途地域別面積	67	(8) 浮遊粒子状物質 (SPM)	103
<b>2 環境行政</b>		(9) 微小粒子状物質 (PM2.5)	103
(1) 行政機構	68	(10) 一酸化炭素 (CO)	103
(2) 事務分掌	68	(11) 光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	104
(3) 権限移譲事務	69	(12) 炭化水素 (HC)	105
(4) 予算	70	(13) 施設の設置状況	106
(5) 公害防止施設整備資金融資制度	71	(14) 立入検査の実施状況	106
<b>3 草加市環境基本計画推進組織</b>		(15) 野焼きパトロール実施状況	106
(1) 草加市環境審議会	72		
(2) 草加環境推進協議会	72		
<b>4 そうか生きもの調査結果</b>			
(1) 調査指標42種生きもの調査	73	<b>8 騒音・振動</b>	
(2) 調査区域	74	(1) 環境基準 (騒音)	107
(3) その他の生きもの	74	(2) 要請限度	108
(4) 魚類調査	75	(3) 工場等に係る騒音・振動の規制基準	109
<b>5 公害苦情</b>		(4) 特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準	109
(1) 用途地域別公害苦情件数	76	(5) 廃棄物・原材料等の保管場所、自動車駐車場、	110
(2) 発生源別公害苦情件数	77	トランクターミナルにおける規制	
<b>6 水質汚濁</b>		(6) 深夜営業騒音の規制	110
(1) 環境基準	78	(7) 拡声器騒音（商業宣伝）の規制	111
(2) 特定事業場及び指定排水工場等に適用される排水基準	79	(8) 法、県・市条例届出状況	111
(3) 特定施設及び指定排水施設	81	(9) 自動車交通騒音常時監視結果(面的評価)	114
(4) 工場・事業場立入指導結果	82		
(5) 河川水質調査結果	83		
(6) 河川底質調査結果	93	<b>9 悪臭</b>	
(7) 地下水水質調査結果	94	悪臭に係る規制基準	115
(8) 綾瀬川の生物調査結果	95		
(9) 国土交通省直轄一級河川水質現況調査結果 (BOD年平均値)	96		
<b>7 大気汚染</b>		<b>10 ダイオキシン類</b>	
(1) 大気監視システムの歩み	97	(1) 調査結果	117
(2) 大気汚染に係る環境基準	98	(2) 調査結果（経年）	118
(3) 環境基準による大気汚染の評価	99	(3) 環境基準及び排出基準	120
(4) 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例 による有害ガスに係る規制基準	100		
		<b>11 放射線</b>	
		(1) 市内の空間放射線量測定結果	122
		(2) 給食の放射性物質検査結果	125
		<b>12 草加の公害・環境行政のあゆみ</b>	127
		<b>用語説明</b>	134
		<b>条例</b>	138
		○ 草加市環境基本条例	
		○ 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例	
		○ 草加市土砂等の堆積の規制に関する条例	

## 1 市の概況

### (1) 草加市の位置



位 置	東經	139° 48' 20"
	北緯	35° 49' 32"
面 積		27.46km <sup>2</sup>
広 ば う	東西	7.24km
	南北	7.60km
海 抜		2.0m

### (2) 人口等の推移

各月1日現在	世帯数	人 口			人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
		総 数	男	女	
H30年 1月	114,578	247,991	125,831	122,160	9,031
H31年 1月	116,123	248,488	125,879	122,609	9,049
R2年 1月	118,129	249,645	126,382	123,263	9,091
R3年 1月	120,033	250,225	126,603	123,622	9,112
R4年 1月	121,575	250,824	126,660	124,164	9,134

住民基本台帳人口

特記事項 平成24年7月9日に施行された住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に基づき、従来の外国人登録情報は、基本的に住民基本台帳へ移行しました。

### (3) 工業統計調査結果

(令和2年6月1日現在)

産業分類	事業所数	従業員総数	製造品出荷額等(万円)
食料品製造業	32	1,682	5,282,211
飲料・飼料・たばこ製造業	1	59	x
繊維工業	13	233	576,887
木材・木製品製造業	7	65	132,970
家具・装備品製造業	18	181	327,838
パルプ・紙・紙加工品製造業	28	1,520	7,341,869
印刷・同関連産業	24	659	1,215,998
化学工業	17	1,146	3,722,637
プラスチック製品製造業	30	699	1,181,209
ゴム製品製造業	10	207	358,194
なめし革・同製品・毛皮製造業	18	187	287,928
窯業・土石製品製造業	6	128	487,052
鉄鋼業	2	90	x
非鉄金属製造業	5	322	7,782,000
金属製品製造業	69	1,367	2,759,936
はん用機械器具	14	2,253	9,722,136
生産用機械器具	36	765	1,711,814
業務用機械器具	11	610	1,263,062
電子部品・デバイス・電子回路製造業	3	21	12,265
電気機械器具	11	423	1,134,258
情報通信機械器具	-	-	-
輸送用機械器具	5	97	189,007
その他の製造業	33	334	398,316
総 計	393	13,048	46,895,767

(注) 従業者が4人以上の事業所の数値です。また、事業所数が1~3のところは、事業所が特定されないように、従業員数と製造品出荷額を記入していません。

(4) 用途地域別面積

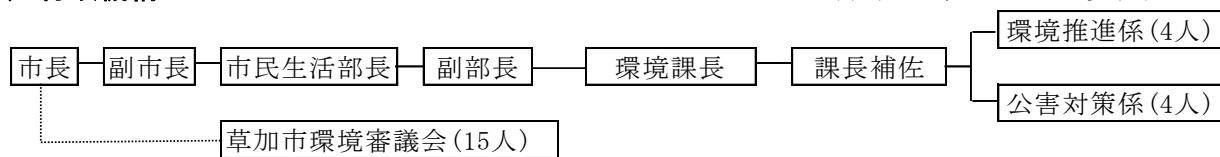
(令和3年12月31日現在)

内 容	区 域 又 は 地 域	面 積(ha)	構 成 比(%)
市 街 化 区 域 及 び 市 街 化 調 整 区 域	市街化区域	2,502	91.2
	市街化調整区域	240	8.8
	計	2,742	100.0
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	114.5	4.6
	第2種低層住居専用地域	6.8	0.3
	第1種中高層住居専用地域	891.1	35.6
	第2種中高層住居専用地域	81.3	3.2
	第1種住居地域	579.1	23.1
	第2種住居地域	159.3	6.4
	準住居地域	66.6	2.7
	近隣商業地域	35.2	1.4
	商業地域	74.9	3.0
	準工業地域	302.1	12.0
	工業地域	114.4	4.6
	工業専用地域	76.7	3.1
	計	2,502.0	100.0

## 2 環境行政

### (1) 行政機構

(令和 4 年 4 月 1 日現在)



### (2) 事務分掌

#### 環境推進係

- 環境政策の総合的な企画、立案、調査、研究及び調整に関すること。
- 環境基本計画の推進に関すること。
- 環境マネジメントシステムに関すること。
- 地球環境の保全の啓発及び普及に関すること。
- 環境団体に関すること。
- その他課の庶務に関すること。

#### 公害対策係

- 公害関係法令に基づく届出及び許可に関すること。
- 公害防止に係る調査及び指導に関すること。
- 公害の監視及び規制に関すること。
- 河川等の水質調査に関すること。
- 生活雑排水に関すること。
- 公害及び電波障害の苦情処理に関すること。
- 測定機器類の管理に関すること。
- 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)の規定によるばい煙、一般粉じん、特定粉じん及び指定粉じんの規制等に関すること。
- 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)の規定による地域の指定等に関すること。
- 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)の規定による届出の受理等に関すること。
- 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)の規定による地域の指定等に関すること。
- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和 46 年法律第 107 号)の規定による届出の受理等に関すること。
- 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)の規定による地域の指定等に関すること。
- 土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)の規定による土壤汚染対策事務に関するこ  
と。
- 工業用水法(昭和 31 年法律第 146 号)の規定による地下水の採取規制に関するこ  
と。
- 埼玉県生活環境保全条例(平成 13 年埼玉県条例第 57 号)の規定による水質規制に  
する事務及び土壤・地下水汚染に関する事務並びに大気規制(事業所に限る。)及び地下  
水の採取規制に関するこ  
と。
- 埼玉県生活環境保全条例(平成 13 年埼玉県条例第 57 号)の規定によるアイドリング・  
ストップに関するこ  
と。
- 化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)の規定による許可等に関するこ  
と。
- 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)の規定による専用水道の確認等に関するこ  
と。
- 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)の規定による騒音に係る環境基準の地域類型の  
指定に関するこ  
と。

- 放射線対策の総合調整に関すること。
- 水道法(昭和32年法律第177号)の規定による簡易専用水道に関すること。
- 埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)の規定による自家用水道に関すること。
- 飲用井戸等衛生対策要綱(昭和62年1月29日厚生省生活衛生局長通知)の規定による小規模貯水槽に関すること。

### (3) 権限移譲事務

地方分権の一層の推進を図るため、埼玉県から分権を計画的に推進するため以下の事務の権限移譲がされています。

年度	事務の内容
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の規定によるばい煙、一般粉じん及び特定粉じんの規制等に関する事務(事業所に限る)</li> <li>○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の規定による有害鳥獣の捕獲等許可等に関する事務</li> <li>○化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)の規定による許可等に関する事務</li> <li>●埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)の規定による大気規制に関する事務(事業所に限る)</li> </ul>
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定による届出の受理等に関する事務</li> <li>○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の規定による届出の受理等に関する一部の事務</li> <li>○水道法(昭和32年法律第177号)の規定による専用水道の確認等に関する事務</li> <li>●埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)の規定による水質規制に関する事務</li> <li>●埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)の規定による土壤に関する事務</li> </ul>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>特例市移行(平成16年4月1日)により</li> <li>○土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)の規定による土壤汚染対策事務に関する事務</li> <li>○騒音規制法の規定による常時監視(自動車騒音の状況)に関する事務</li> </ul>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工業用水法の規定による地下水の採取に関する事務</li> <li>●埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)の規定による地下水採取に関する事務</li> </ul>
18	○大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の規定による大気汚染の状況監視等に関する事務
20	●埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)の規定によるアイドリング・ストップに関する事務
24	○大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の規定による一般粉じんの規制等に関する事務(工場区分)
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水道法(昭和32年法律第177号)の規定による簡易専用水道に関する事務</li> <li>●埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)の規定による自家用水道に関する事務</li> <li>△飲用井戸等衛生対策要綱(昭和62年1月29日厚生省生活衛生局長通知)の規定による小規模貯水槽に関する事務</li> </ul>
26	●埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)の規定による指定粉じんの規制等に関する事務(工場区分)
R2	○大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の規定による特定粉じん排出等の届出受理(対象事業者の拡大)

○：法律によるもの ●：県条例によるもの △：要綱によるもの

## (4) 予算(当初 単位 : 千円)

各年度当初予算

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
環境政策費	75,619	55,575	57,640	48,806	43,372	48,227	54,126
報酬	210	210	1,386	1,701	1,326	182	2,004
職員手当等	0	0	0	0	147	0	364
報償費	663	362	333	323	324	160	660
旅費	181	181	131	118	228	98	145
需用費	6,792	5,923	5,826	5,508	5,495	5,281	6,828
役務費	893	1,052	758	916	927	779	1,155
委託費	20,710	25,014	20,366	20,820	15,934	22,124	21,455
使用料及び賃借料	87	66	66	66	49	9	9
工事請負費	29,358	4,500	0	0	0	0	0
原材 料費	151	151	119	50	8	0	0
備品購入費	1,400	2,912	5,140	3,930	3,560	4,770	6,702
負担金、補助及び交付金	15,174	15,204	15,124	15,374	15,374	14,824	14,804
償還金、利子及び割引料	0	0	8,391	0	0	0	0
賃金	0	0	0	0	0	0	0

## 放射線対策費（当初）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
放射線対策費	11,219	4,369	3,529	3,433	4,183	3,680	687
報酬	1,283	0	0	0	2,362	1,825	0
職員手当等	0	0	0	0	275	383	0
共済費	114	340	0	0	0	0	0
旅費	0	0	0	0	163	89	0
需用費	487	580	550	441	396	396	251
役務費	164	838	678	692	692	692	150
委託料	5,082	499	291	290	295	295	286
賃金	4,089	2,112	2,010	2,010	0	0	0

## (5) 公害防止施設整備資金融資制度

### ①埼玉県環境みらい資金融資制度

対象者	県内で、引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者等
対象経費	温室効果ガス排出削減対策、公害防止対策等に要する経費
貸付限度額	1億5,000万円(10万円以上・10万円未満切捨)
貸付利率	温室効果ガス排出削減対策 年0.3%・固定金利 (埼玉県信用保証協会の信用保証を付した場合:0.01%)
条件	公害防止対策等 年1.26%・固定金利 (埼玉県信用保証協会の信用保証を付した場合:0.96%)
貸付期間	3,000万円超:10年以内 3,000万円以内:7年以内
件	返済方法 1年以内据置、元金均等月賦償還
申込み 問合せ先	事業所の所在地にある商工会議所・商工会 埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当 Tel 048-830-3021

### ②埼玉県環境みらい資金融資制度（草加市該当分）

年度	公害種別	件数	金額(千円)	年度	公害種別	件数	金額(千円)
平成3	大気汚染	1	6,800		水質汚濁	4	84,300
	水質汚濁	3	58,400		NOx適合車	3	19,000
4	大気汚染	2	22,800		低公害車	1	2,700
	騒音	1	10,000		10	3	27,000
5	低公害車	1	12,000		低公害車	1	1,480
	6	低公害車	6		11	1	12,500
7	低公害車	8	120,300		13	1	21,000
	8	水質汚濁	1		低公害車	1	1,300
		NOx適合車	1		14	18	169,300
			15,000				

※平成15年度以降は利用なし

### 3 草加市環境基本計画推進組織

#### (1) 草加市環境審議会 (令和4年6月27日現在)

区分	氏名	所属
市民	上田 聖	公募
	林 縁	公募
	篠宮 邦昭	草加市町会連合会
事業者	阿部 正美	草加商工会議所
	谷口 敏幸	草加八潮工業会
	渡邊 明男	草加市農業振興協議会
学識経験者	一之瀬 高博	獨協大学
	小林 憲生	埼玉県立大学
	瀬田 恵之	環境カウンセラー
	宮田 尚美	NPO法人 埼玉エコ・リサイクル連絡会
関係団体の役職員	渡邊 明海	草加環境推進協議会
	菅 藤男	(公財) 埼玉県生態系保護協会草加・八潮支部
	西谷 栄子	草加市女性会議
関係行政機関の職員	斎藤 龍司	埼玉県越谷環境管理事務所
	午来 直之	埼玉県草加保健所

#### (2) 草加環境推進協議会 (令和4年4月1日現在)

会員区分	団体名
団体会員	綾瀬川自然観察同好会
	綾瀬川の緑を愛する会
	エコキッズ草加
	エコ生活ガイド草加
	葛西用水美化促進協議会
	毛長川・辰井川の水と緑を守る会
	(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部
	(公社) 草加青年会議所
	(公財) 埼玉県生態系保護協会草加・八潮支部
	柴田科学株式会社
	生活クラブ生協草加支部
	草加市温暖化対策連絡会
	草加市ガールスカウト連絡協議会
	草加市町会連合会
	草加市ボーイスカウト連絡協議会
	草加松原ロータリークラブ
	NPO法人うるおい工房村
	C S憩いの仲間～化学物質過敏症本人と その家族のための情報交換会～
	NPO法人まつぼっくりの会
賛助団体会員	(一社) 草加市コミュニティ協議会
	草加市クリーンふるさと推進協議会
	草加市商店連合事業協同組合
	草加市東部工業会
	草加市南部工業会
	草加八潮工業会
	草加商工会議所

※ その他個人会員あり

## 4 そうか生きもの調査結果

### (1) 調査指標 42 種生きもの調査

■令和3年度調査結果（4月～3月）区域別一覧

区分	No.	調査種	月												区域										確認 月数	確認 区域 数	
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
植物	1	在来タンポポ																								4	6
	2	セイヨウタンポポ																								12	10
	3	セイタカアワダチソウ																								7	10
	4	カントウヨメナ																								8	7
	5	キタミソウ																								8	2
	6	スミレ類																								7	8
	7	ミヅソバ																								4	4
	8	イヌタデ																								8	10
	9	ツユクサ																								8	10
	10	ヨシ(アシ)																								5	9
	11	ハンノキ																								1	1
	12	エノキ																								2	2
	13	クヌギ																								1	1
	14	幹周り 2m 以上の樹木																								1	1
鳥	15	メジロ																								9	7
	16	キジバト																								12	9
	17	コサギ																								12	7
	18	カルガモ																								12	8
	19	カワセミ																								12	6
	20	コゲラ																								12	4
	21	ツバメ																								7	8
	22	ツバメの巣																								5	6
	23	ハクセキレイ																								12	10
	24	モズ																								11	6
	25	ツグミ																								7	9
	26	オオヨシキリ																								4	2
	27	シジュウカラ																								12	10
	28	オナガ																								12	8
昆虫・蝶・その他	29	モンシロチョウ																								11	9
	30	アゲハチョウ																								9	10
	31	アオスジアゲハ																								7	9
	32	ナガサキアゲハ																								2	2
	33	ツマグロヒヨウモン																								10	9
	34	アカボシゴマダラ																								7	6
	35	カブトムシ																								3	2
	36	ニイニイゼミ																								4	8
	37	クマゼミ																								2	3
	38	ツクツクボウシ																								4	8
	39	オオカマキリ																								4	3
	40	シオカラトンボ																								7	8
	41	トノサマバッタ																								5	2
	42	アマガエル																								9	4
区分	No.	調査種	月												区域										確認 月数	確認 区域 数	
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
		確認数	25	30	26	32	31	28	29	25	18	14	18	23	28	9	23	32	23	27	19	37	38	28			

凡例 ■ 確認した月 ■ 確認した区域

## (2) 調査区域

区域	町名
1	瀬崎
2	谷塚、谷塚町
3	谷塚上町、谷塚仲町、両新田東町、両新田西町、新里町、遊馬町、柳島町
4	吉町、手代、中央、高砂、住吉、神明
5	草加、西町、氷川町
6	稻荷、青柳1丁目、松江5、6丁目
7	松江1～4丁目、弁天、栄町、中根、八幡町
8	旭町、新善町、金明町、清門、長栄、新栄
9	青柳（1丁目を除く）、青柳町、柿木町
10	松原、花栗、苗塚町、小山、北谷町、原町、学園町

## (3) その他生きもの

### ■令和3年度そうか生きものの月別調査結果

	月											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
植物	201	220	221	242	212	192	179	131	102	60	68	120
鳥	49	43	22	18	14	25	42	35	37	42	41	33
昆虫等	24	32	48	56	49	47	47	28	13	10	7	16
計	274	295	291	316	275	264	268	194	152	112	116	169

### ■令和3年度そうか生きものの調査区域別調査結果

	区域									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
植物	76	112	111	143	126	209	138	356	243	158
鳥	22	0	5	23	3	20	3	42	81	1
昆虫等	22	2	12	22	7	39	5	34	101	6
計	120	114	128	188	136	268	146	432	425	165

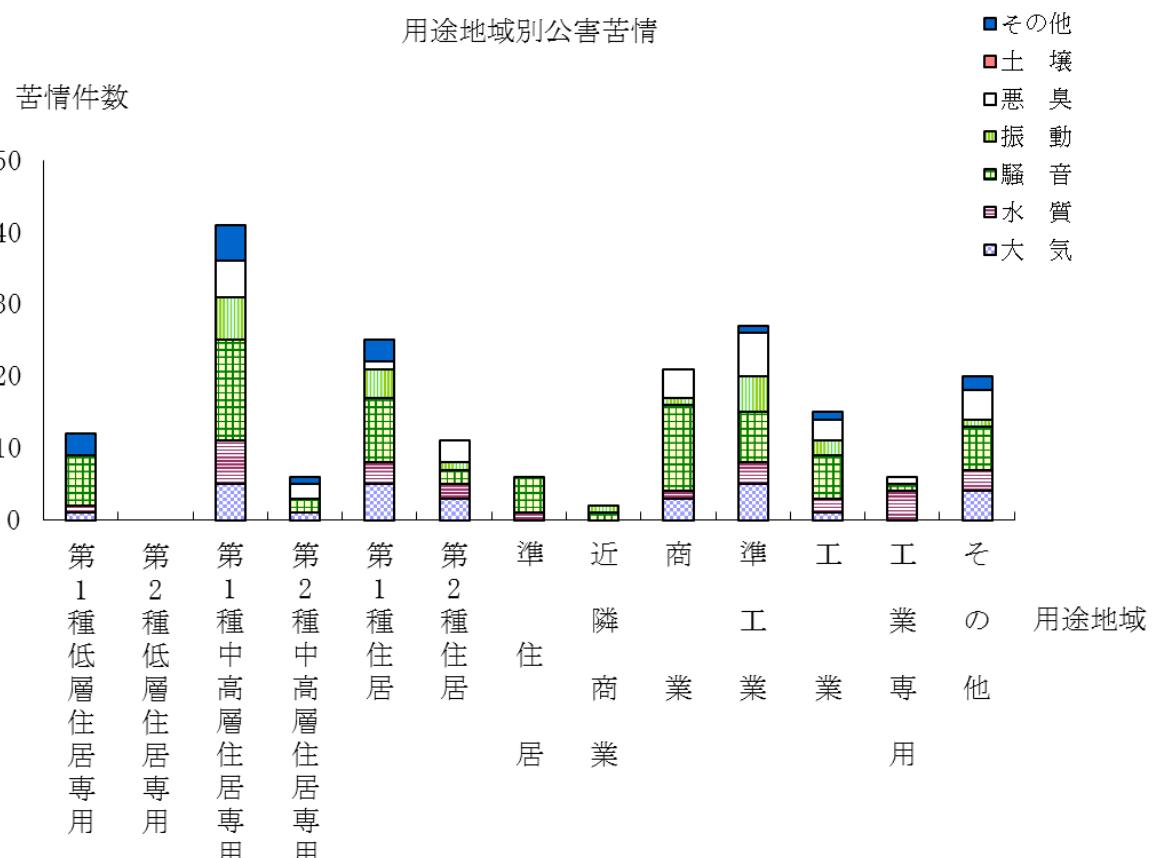
#### (4) 魚類調査

調査年月日	調査場所	採捕魚種名	採捕尾数	使用漁具
令和3年 7月28日	利根川水系伝右川：手代1丁目地先東小橋から手代2丁目山王橋までの区間	クロベンケイガニ	1	うけ（かご網）
		スジエビ	1	
令和3年 8月26日	利根川水系中川：柿木町上之堀樋管付近	モツゴ	3	うけ（かご網）
		ミシシッピアカミミガメ	1	
令和3年 8月26日	利根川水系中川：柿木町下之堀樋管付近	なし	0	
令和3年 9月10日	東京葛西用水：青柳4丁目東京外環道与茂木橋付近	モツゴ	134	
		スジエビ	12	
令和3年 10月22日	利根川水系綾瀬川：長栄3丁目一ノ橋付近	なし	0	

## 5 公害苦情

### (1) 用途地域別公害苦情件数

	大 気	水 質	騒 音	振 動	悪 臭	土 壤	その他	計
第1種低層住居専用	1	1	7	0	0	0	3	12
第2種低層住居専用	0	0	0	0	0	0	0	0
第1種中高層住居専用	5	6	14	6	5	0	5	41
第2種中高層住居専用	1	0	2	0	2	0	1	6
第1種住居	5	3	9	4	1	0	3	25
第2種住居	3	2	2	1	3	0	0	11
準 住 居	0	1	5	0	0	0	0	6
近 隣 商 業	0	0	1	1	0	0	0	2
商 業	3	1	12	1	4	0	0	21
準 工 業	5	3	7	5	6	0	1	27
工 業	1	2	6	2	3	0	1	15
工 業 専 用	0	4	1	0	1	0	0	6
そ の 他	4	3	6	1	4	0	2	20
計	28	26	72	21	29	0	16	192



(2) 発生源別公害苦情件数

発 生 源		大 気	水 質	騒 音	振 動	悪 臭	土 壤	そ の 他	計
製造事業所	食 料 品	0	0	0	0	3	0	0	3
	飲 料 ・ 飼 料 ・ た ば こ	0	0	1	0	2	0	0	3
	繊 維 製 品	0	0	0	0	0	0	0	0
	木 材 ・ 家 具 ・ 木 製 品	0	0	1	1	0	0	0	2
	パ ル ブ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	0	1	1	0	0	0	0	2
	出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連 産 業	0	0	0	0	2	0	0	2
	化 学 工 業 ・ 石 油 ・ 石 炭 製 品	0	1	0	0	0	0	0	1
	プ ラ ス チ ッ ク 製 品	0	0	0	0	0	0	0	0
	ゴ ム 製 品	0	0	0	0	0	0	0	0
	な め し 皮 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮	0	0	0	0	0	0	0	0
	窯 業 ・ 土 石 製 品	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 屬 ・ 金 屬 製 品	0	1	7	1	0	0	0	9
修理工場	機 械 器 具	0	0	0	0	1	0	0	1
	そ の 他	2	0	4	0	0	0	0	6
	修 理 工 場	0	0	0	0	0	0	0	0
	建 築 土 木 工 事	4	4	34	14	0	0	2	58
	交 通 機 関	0	0	0	3	0	0	0	3
	娛 樂 ・ 遊 興 ・ ス ポ ーツ 施 設	0	0	4	1	0	0	0	5
	洗 灌 ・ 理 容 ・ 浴 場 業	2	1	0	0	0	0	1	4
	商 店 ・ 飲 食 店	1	1	0	0	3	0	0	5
	事 務 所	2	0	0	0	0	0	0	2
	家 庭 生 活	4	0	0	0	6	0	2	12
不明	農 地	3	0	0	0	0	0	1	4
	そ の 他	7	5	15	0	6	0	10	43
	不 明	3	12	5	1	6	0	0	27
	合 計	28	26	72	21	29	0	16	192

## 6 水質汚濁

### (1) 環境基準

#### ① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準	項目	基準
カドミウム	0.003mg/L以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ふつ素	0.8mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下

\*達成期間 直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

該当水域 全公共用水域

#### ② 生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
A A	水道1級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—
該当水域	全公共用水域のうち、水域類型ごとに指定する水域 綾瀬川及び中川はC類型 古綾瀬川はD類型					

## (2) 特定事業場及び指定排水工場等に適用される排水基準

① 生活環境項目 (単位 : mg/L (水素イオン濃度及び大腸菌群数を除く))

a 日平均排水量が 10m<sup>3</sup>以上の特定事業場及び指定排水工場等に適用。

上乗せ項目 特 定 施 設		生物化学的 酸素要求量 (BOD)		浮遊物質量 (SS)		フェノール 類
1の2 豚房(総面積50m <sup>2</sup> 以上) 牛房(総面積200m <sup>2</sup> 以上) 馬房(総面積500m <sup>2</sup> 以上)		80 (日間平均60)		150 (日間平均120)		
69	と畜業・死亡獣畜取扱業	既存	新規	既存	新規	
2001	指定地域特定施設 し尿浄化槽(処理対象人員が201～ 500人で指定地域内に設置されるもの)	60	25 (日間平均20)	80 (日間平均70)	60 (日間平均50)	5
72	し尿処理施設 (処理対象人員 500人以下のし 尿浄化槽を除 <)	その他	30	70 (日間平均60)		
73	下水道終末処理施設		25 (日間平均20)	60 (日間平均50)		1
上記以外の特定施設、指定排水施設						

### 上乗せ以外の項目(共通)

水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6	溶解性鉄含有量	10
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (鉱油類含有量)	5	溶解性マンガン含有量	10
		クロム含有量	2
		大腸菌群数(1cm <sup>3</sup> につき個)	日間平均 3,000
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量 (動植物油脂類含有量)	30	窒素含有量 <sup>*1, 2</sup>	120(日間平均60)
		りん含有量 <sup>*1, 2</sup>	16(日間平均8)
銅含有量	3	化学的酸素要求量(COD) <sup>*3</sup> (湖沼に直接排水 する場合に限る)	160 (日間平均120)
亜鉛含有量	2		

\*1 特定事業場(日平均排水量50m<sup>3</sup>以上)に適用される。

\*2 一部の業種については、暫定基準が適用される。

\*3 湖沼に直接排水する場合に適用される。

- ・上乗せ項目について、基準の異なる複数の施設がある場合には、最も厳しい基準を適用する。
- ・水質汚濁防止法施行令別表第174号の共同処理施設については処理対象事業場の業種に属するものとみなして適用する。
- ・既存・新規の施設…平成4年4月1日前に設置された施設(設置の工事含む)を既存、同日以後に設置された施設を新規とする。

b 日平均排水量が  $10\text{m}^3$  未満の下記の特定事業場及び指定排水工場等、及び  
日平均排水量が  $10\text{m}^3$  以上の指定外工場等に適用。

水質汚濁防止法施行令別表第1

- ・第11号：動物系飼料又は有機質肥料製造業の用に供する原料処理施設、洗浄施設等
- ・第66号の4：共同調理場に設置されるちゅう房施設（総床面積 $500\text{m}^2$ 以上）
- ・第66号の5：弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積 $360\text{m}^2$ 以上）
- ・第66号の6から第66号の8：（飲食店関係）
- ・第68号の2：病床数300以上の病院に設置されるちゅう房施設、洗浄施設及び入浴施設
- ・第70号の2：自動車分解整備事業の洗車施設（屋内作業場面積 $800\text{m}^2$ 以上）
- ・第72号：し尿処理施設（501人槽以上のし尿浄化槽等）
- ・指定地域特定施設（201～500人槽のし尿浄化槽）
- ・上記の施設を設置する工場又は事業場から排出される水（公共用水域に排出されものを除く）の処理施設を設置する工場又は事業場

水素付 $\gamma$ 濃度(pH)	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	150(日間平均120)
化学的酸素要求量(COD) 注	160(日間平均120)
浮遊物質量(S S)	180(日間平均150)

(注) COD は湖沼に直接排水する場合に限り適用される。湖沼以外は BOD が適用される。

## ② 有害物質（共通）（単位：mg/L）

公共用水域に排出水を排水するすべての工場又は事業場に適用。

カドミウム及びその化合物	カドミウム	0.03	1, 1-ジクロロエチレン	1
シアノ化合物	シアノ	1	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4
有機リン化合物		1	1, 1, 1-トリクロロエタン	3
鉛及びその化合物	鉛	0.1	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06
6価クロム化合物	6価クロム	0.5	1, 3-ジクロロプロヘン	0.02
ヒ素及びその化合物	ヒ素	0.1	チウラム	0.06
水銀及びアルキル水銀	水銀	0.005	シマジン	0.03
その他の水銀化合物			チオベンカルブ	0.2
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン		0.1
ポリ塩化ビフェニル(PCB)		0.003	セレン及びその化合物	セレン 0.1
トリクロロエチレン		0.1	ほう素及びその化合物*	ほう素 10
テトラクロロエチレン		0.1	ふつ素及びその化合物**	ふつ素 8
ジクロロメタン		0.2	アンモニア、アンモニウム化合物、	100(注)
四塩化炭素		0.02	亜硝酸化合物及び硝酸化合物*	
1, 2-ジクロロエタン		0.04	1, 4-ジオキサン*	0.5

\* 一部の業種については、水質汚濁防止法の暫定基準が適用される。

\*\* 一部の業種については、上乗せ条例の暫定基準が適用される。

(注) 1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が100ミクログラム。

### (3) 特定施設及び指定排水施設

#### ① 特定施設（水質汚濁防止法）届出状況

(令和4年3月31日現在)

番号	業種等	届出事業所数	規制対象事業所数
2	畜産・食料品製造業	2	1
4	保存食料品製造業	1(1)	1
5	調味料製造業	1(1)	0
9	米菓製造業	19(5)	0
11	有機質肥料製造業	1(1)	0
12	動物性油脂製造業	1(1)	0
16	めん類製造業	2	0
17	豆腐・煮豆製造業	3(3)	0
18の2	冷凍調理食品製造業	1	0
19	繊維製品製造業	2(2)	0
23	パルプ・紙又は紙加工品製造業	3	2
23の2	新聞業・他	3(2)	0
27	無機化学製品製造業	4(2)	0
33	合成樹脂製造業	2(2)	0
42	ゼラチン製造業	1(1)	0
46	有機化学工業製品製造業	1	1
50	試薬製造業	1(1)	0
52	皮革製造業	5(5)	0
53	ガラス製品製造業	2(2)	0
54	セメント製品製造業	1	0
55	生コンクリート製造業	2	0
63	金属製品製造業	1	0
64の2	水道用浄水施設	2(1)	0
65	表面処理施設	15(8)	4
66	電気めつき施設	4(4)	2
66の3	旅館業	8(3)	0
66の4	共同調理場	3(3)	0
67	洗たく業	31(9)	0
68	自動フィルム現像洗浄施設	5(3)	0
68の2	病院	1(1)	0
71	自動式車両洗浄施設	37(8)	0
71の2	試験研究機関	3(2)	0
2001	指定地域特定施設	7	7
	計	175(71)	18

※ ( )は公共下水道接続事業場

② 指定排水施設（埼玉県生活環境保全条例）届出状況

(令和4年3月31日現在)

指 定 排 水 施 設	届 出 事 業 所 数	規制対象 事 業 所 数
弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	0	0
共同調理場又は病院に設置されるちゅう房施設	0	0
共同調理場及び病院以外の特定給食施設に設置されるちゅう房施設	2	2
コルゲートマシン	0	0
飲食店に設置されるちゅう房施設	0	0
カット野菜製造業の洗浄施設及び原料処理施設	0	0
計	2	2

(4) 工場・事業場立入指導結果

項目別排水検査結果

項 目	検 体 数	不適合数	不適合率(%)
水素イオン濃度(pH)	23	1	4.3
生物化学的酸素要求量(BOD)	23	1	4.3
化学的酸素要求量(COD)	21	0	参考値
浮遊物質量(SS)	23	0	0.0
シアン化合物(CN)	0	0	0.0
6価クロム(Cr6+)	0	0	0.0
カドミウム(Cd)	0	0	0.0
全クロム(T-Cr)	0	0	0.0
鉛化合物(Pb)	1	0	0.0
銅(Cu)	0	0	0.0
亜鉛(Zn)	1	0	0.0
溶解性鉄(S-Fe)	2	0	0.0
マンガン(Mn)	0	0	0.0
トリクロロエチレン(TCE)	0	0	0.0
テトラクロロエチレン(PCE)	0	0	0.0
全窒素(T-N)	8	0	0.0
全燐(T-P)	8	0	0.0
n-Hex抽出物質(n-Hex)	2	0	0.0
ジクロロメタン(DCM)	0	0	0.0
1,2ジクロロエタン	0	0	0.0
1,1ジクロロエチレン	0	0	0.0
1,1,1-トリクロロエタン	1	0	0.0
ふつ素(F)	1	0	0.0
ほう素(B)	1	0	0.0
アンモニア性窒素	0	0	0.0
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	0	0	0.0

## (5) 河川水質調査結果

河川名		綾瀬川												
地点名		1. 一之橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値	2. 中曾根橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値	
測定項目		平均	最小値	～	最大値			平均	最小値	～	最大値			
	水温(℃)	16.2	2.9	～	28.0	- / 12	-	17.0	3.5	～	28.0	- / 12	-	
	透視度(cm)	35	13	～	77	- / 12	-	33	16	～	55	- / 12	-	
生活環境項目	pH	7.6	7.4	～	7.9	0 / 12	100	-	7.6	7.3	～	8.0	0 / 12	100
	DO(mg/L)	8.4	6.4	～	12.0	0 / 12	100	-	7.8	6.3	～	11.0	0 / 12	100
	BOD(mg/L)	2.1	1.0	～	3.6	0 / 12	100	2.4	2.5	1.4	～	4.4	2 / 12	83
	COD(mg/L)	5.9	3.8	～	7.2	- / 6	-	5.9	5.9	～	8.1	- / 6	-	6.3
	SS(mg/L)	22	4	～	54	1 / 6	83	-	17	7	～	32	0 / 6	100
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	<0.5	～	<0.5	- / 6	-	-	<0.5	<0.5	～	<0.5	- / 6	-
	全窒素(mg/L)	3.1	2.4	～	4.4	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	全リン(mg/L)	0.19	0.15	～	0.23	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
健康項目	カドミウム(mg/L)	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 6	100	-	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 6	100
	全シアン(mg/L)	ND	ND	～	ND	0 / 6	100	-	ND	ND	～	ND	0 / 6	100
	鉛(mg/L)	0.0003	<0.001	～	0.002	0 / 6	100	-	0.001	<0.001	～	0.004	0 / 6	100
	六価クロム(mg/L)	<0.005	<0.005	～	<0.005	0 / 6	100	-	<0.005	<0.005	～	0.007	0 / 6	100
	砒素(mg/L)	0.0008	<0.001	～	0.001	0 / 6	100	-	-	-	～	-	- / -	-
	総水銀(mg/L)	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 6	100	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 6	100
	PCB(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	ジクロロメタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	トリクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	テトラクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	四塩化炭素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	1,3ジクロロプロパン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	チウラム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	シマジン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	チオベンカルブ(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	ベンゼン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	セレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	硝酸性及び 亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	ふつ素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	ほう素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
特殊項目	全クロム(mg/L)	<0.02	<0.02	～	<0.02	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	導電率(mS/m)	35	22	～	58	- / 7	-	-	35	20	～	64	- / 7	-
	塩素イオン(mg/L)	57	29	～	100	- / 4	-	-	46	28	～	89	- / 4	-
	MBAS(mg/L)	0.02	0.01	～	0.04	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-

\*「m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数／総検体数」を示す。

なお、指針値の設定されていない項目については、「-／総検体数」と表示した。

河川名		綾瀬川													
地点名		3. 手代橋			適合率 (%)	BOD COD 75%値	4. 桑袋大橋			適合率 (%)	BOD COD 75%値				
測定項目	平均	最小値	～	最大値			平均	最小値	～	最大値					
水温(℃)	17.7	4.5	～	29.0	- / 12	-	17.1	6.2	～	29.0	- / 12	-			
透視度(cm)	41	24	～	53	- / 12	-	51	32	～	85	- / 12	-			
生活環境項目	pH	7.6	7.4	～	8.0	0 / 12	100	-	7.6	7.4	～	7.8	0 / 12	100	-
	DO(mg/L)	7.2	4.8	～	9.9	1 / 12	92	-	6.9	3.7	～	10.0	2 / 12	83	-
	BOD(mg/L)	2.3	1.4	～	3.8	0 / 12	100	2.5	2.1	1.0	～	3.3	0 / 12	100	2.6
	COD(mg/L)	6.2	4.9	～	9.2	- / 6	-	7.3	5.5	3.6	～	8.4	- / 6	-	5.5
	SS(mg/L)	14	8	～	24	0 / 6	100	-	11	6	～	17	0 / 6	100	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	<0.5	～	<0.5	- / 6	-	-	<0.5	<0.5	～	<0.5	- / 6	-	-
	全窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	3.2	2.4	～	5.4	0 / 4	-	-
	全リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.20	0.130	～	0.31	0 / 4	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
健康項目	カドミウム(mg/L)	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 6	100	-	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 6	100	-
	全シアン(mg/L)	ND	ND	～	ND	0 / 6	100	-	ND	ND	～	ND	0 / 6	100	-
	鉛(mg/L)	0.001	<0.001	～	0.003	0 / 6	100	-	0.002	<0.001	～	0.008	0 / 6	100	-
	六価クロム(mg/L)	<0.005	<0.005	～	<0.005	0 / 6	100	-	<0.005	<0.005	～	<0.005	0 / 6	100	-
	砒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.001	<0.001	～	0.001	0 / 6	100	-
	総水銀(mg/L)	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 6	100	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 6	100	-
	PCB(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	ND	ND	～	ND	0 / 2	100	-
	ジクロロメタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.002	<0.0005	～	<0.002	0 / 2	100	-
	トリクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.001	<0.0005	～	<0.001	0 / 2	100	-
	テトラクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 2	100	-
	四塩化炭素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0002	<0.0002	～	<0.0002	0 / 1	100	-
	1,2-ジ'クロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0004	<0.0004	～	<0.0004	0 / 1	100	-
	1,1-ジ'クロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 1	100	-
	シス-1,2-ジ'クロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 1	100	-
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 1	100	-
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 1	100	-
	1,3ジ'クロロプロパン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0002	<0.0002	～	<0.0002	0 / 1	100	-
	チウラム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0006	<0.0006	～	<0.0006	0 / 1	100	-
	シマジン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 1	100	-
	チオベンカルブ(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0006	<0.0006	～	<0.0006	0 / 1	100	-
	ベンゼン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 1	100	-
	セレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.001	<0.001	～	<0.001	0 / 1	100	-
その他の項目	硝酸性及び 亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	1.9	1.4	～	2.8	0 / 4	100	-
	ふつ素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.12	0.1	～	0.13	0 / 4	100	-
	ほう素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.12	0.08	～	0.22	0 / 4	100	-
	全クロム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.02	<0.02	～	<0.02	0 / 4	-	-
	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
その他の項目	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	導電率(mS/m)	41	25	～	78	- / 7	-	-	52	18	～	170	- / 7	-	-
	塩素イオン(mg/L)	56	27	～	130	- / 4	-	-	125	27	～	400	- / 4	-	-
	MBAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.02	<0.01	～	0.04	- / 4	-	-

\*「m / n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数 / 総検体数」を示す。

なお、指針値の設定されていない項目については、「- / 総検体数」と表示した。

河川名		伝右川												
地点名		5. 伝右橋(上)				適合率 (%)	BOD COD 75%値	6. 男女土橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値	
測定項目		平均	最小値	～	最大値			m / n	平均	最小値	～	最大値		
	水温(℃)	16.7	4.1	～	28.0	- / 12	-	-	16.9	4.1	～	28.0	- / 12	-
	透視度(cm)	28	14	～	41	- / 12	-	-	37	23	～	80	- / 12	-
生活環境項目	pH	7.7	7.5	～	7.9	- / 12	-	-	7.7	7.6	～	7.9	- / 12	-
	DO(mg/L)	7.5	6.0	～	9.0	- / 12	-	-	6.8	4.5	～	11.0	- / 12	-
	BOD(mg/L)	4.2	1.5	～	12.0	- / 12	-	4.8	3.3	1.7	～	7.6	- / 12	-
	COD(mg/L)	5.7	4.3	～	7.7	- / 6	-	6.1	5.3	3.8	～	7.3	- / 7	-
	SS(mg/L)	22	10	～	33	- / 6	-	-	8	6	～	12	- / 7	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	<0.5	<0.5	～	<0.5	- / 6	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	全窒素(mg/L)	3.8	2.4	～	7.0	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	全リン(mg/L)	0.23	0.16	～	0.38	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
健康項目	カドミウム(mg/L)	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 6	100	-	-	-	～	-	- / -	-
	全シアン(mg/L)	ND	ND	～	ND	0 / 6	100	-	-	-	～	-	- / -	-
	鉛(mg/L)	0.01	<0.001	～	0.003	0 / 6	100	-	-	-	～	-	- / -	-
	六価クロム(mg/L)	<0.005	<0.005	～	<0.005	0 / 6	100	-	-	-	～	-	- / -	-
	砒素(mg/L)	<0.001	<0.001	～	0.0010	0 / 6	100	-	-	-	～	-	- / -	-
	総水銀(mg/L)	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 6	100	-	-	-	～	-	- / -	-
	PCB(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	ジクロロメタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	トリクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	テトラクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	四塩化炭素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	1,2-ジ'クロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	1,1-ジ'クロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	シス-1,2-ジ'クロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	1,3ジ'クロロプロペーン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	チウラム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	シマジン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	チオベンカルブ(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	ベンゼン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	セレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
特殊項目	硝酸性及び 亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	ふつ素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	ほう素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	全クロム(mg/L)	<0.02	<0.02	～	<0.02	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
その他の項目	導電率(mS/m)	30	17	～	42	- / 7	-	-	36	18	～	58	- / 7	-
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	MBAS(mg/L)	0.02	<0.01	～	0.05	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-

\*「m / n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数 / 総検体数」を示す。

なお、指針値の設定されていない項目については、「- / 総検体数」と表示した。

河川名		伝右川													
地点名		7. 山王橋			適合率 (%)	BOD COD 75%値	8. 伝右橋(下)			適合率 (%)	BOD COD 75%値				
測定項目		平均	最小値	～	最大値		m / n	平均	最小値	～	最大値	m / n			
	水温(℃)	18.3	6.4	～	31.0	- / 6	-	-	17	4.0	～	30.0	- / 6	-	-
	透視度(cm)	44	34	～	50	- / 6	-	-	41	11	～	83	- / 6	-	-
生活環境項目	pH	7.9	7.7	～	8.1	- / 6	-	-	7.7	7.4	～	8.1	- / 6	-	-
	DO(mg/L)	8.3	7.2	～	10	- / 6	-	-	7.4	5.3	～	11.0	- / 6	-	-
	BOD(mg/L)	2.4	1.6	～	3	- / 6	-	2.7	2.2	1.0	～	3.2	- / 6	-	2.7
	COD(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	5.8	2.5	～	9.0	- / 24	-	6.9
	SS(mg/L)	12	9	～	21	- / 6	-	-	10	5	～	30	- / 24	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	3.3	2.2	～	5.2	- / 4	-	-
	全リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.25	0.14	～	0.4	- / 4	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.022	0.018	～	0.026	0 / 4	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
健康項目	カドミウム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 6	100	-
	全シアン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	ND	ND	～	ND	0 / 6	100	-
	鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.001	<0.001	～	0.002	0 / 12	100	-
	六価クロム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.005	<0.005	～	0.015	0 / 6	100	-
	砒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.001	<0.001	～	0.001	0 / 6	100	-
	総水銀(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 6	100	-
	PCB(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	ND	ND	～	ND	0 / 2	100	-
	ジクロロメタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.002	<0.002	～	<0.002	0 / 6	100	-
	トリクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.001	<0.001	～	0.004	0 / 6	100	-
	テトラクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 6	100	-
	四塩化炭素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0002	<0.0002	～	<0.0002	0 / 2	100	-
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0004	<0.0004	～	<0.0004	0 / 2	100	-
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.002	<0.002	～	<0.002	0 / 2	100	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.004	<0.004	～	<0.004	0 / 2	100	-
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 2	100	-
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0006	<0.0006	～	<0.0006	0 / 2	100	-
	1,3-ジクロロプロパン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0002	<0.0002	～	<0.0002	0 / 2	100	-
	チウラム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0006	<0.0006	～	<0.0006	0 / 4	100	-
	シマジン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 4	100	-
	チオベンカルブ(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.002	<0.002	～	<0.002	0 / 4	100	-
	ベニゼン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.001	<0.001	～	<0.001	0 / 2	100	-
	セレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.001	<0.001	～	<0.001	0 / 2	100	-
その他項目	硝酸性及び 亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	1.8	0.5	～	2.9	0 / 12	100	-
	ふつ素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.11	0.05	～	0.16	0 / 12	100	-
	ほう素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.11	0.02	～	0.30	0 / 12	100	-
	1,4-ジオキサン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.005	<0.005	～	<0.005	0 / 2	100	-
	特殊項目	全クロム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	～	-	- / -	-	-

\*「m / n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数／総検体数」を示す。  
なお、指針値の設定されていない項目については、「-／総検体数」と表示した。

河川名		古綾瀬川												
地点名		9. 古川橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値	10. 越戸橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値	
測定項目		平均	最小値	～	最大値			平均	最小値	～	最大値			
	水温(℃)	16.7	2.7	～	29.0	- / 12	-	17.5	6.7	～	28.0	- / 6	-	
	透視度(cm)	20	5	～	35	- / 12	-	30	19	～	48	- / 6	-	
生活環境項目	pH	7.7	7.4	～	8	0 / 12	100	-	7.5	7.4	～	7.7	0 / 6	100
	DO(mg/L)	8.2	5.6	～	13.0	0 / 12	100	-	7.3	6.2	～	8.4	0 / 6	100
	BOD(mg/L)	3	1.8	～	4.5	0 / 12	100	3.8	3.3	1.5	～	7.9	0 / 6	100
	COD(mg/L)	6.4	5.5	～	8.9	- / 6	-	6.4	-	-	～	-	- / -	-
	SS(mg/L)	26	19	～	37	0 / 6	100	-	12	7	～	18	0 / 6	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	全窒素(mg/L)	5.3	2.2	～	9.1	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	全リン(mg/L)	0.51	0.21	～	1.00	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
健康項目	カドミウム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	全シアン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	六価クロム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	砒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	総水銀(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	PCB(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	ジクロロメタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	トリクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	テトラクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	四塩化炭素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	1,2-ジ'クロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	1,1-ジ'クロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	シス-1,2-ジ'クロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	1,3-ジ'クロロプロパン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	チウラム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	シマジン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	チオベンカルブ(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	ベニゼン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	セレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
その他の項目	硝酸性及び亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	フッ素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	ホウ素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	全クロム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
その他の項目	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	導電率(mS/m)	31	20.0	～	45	- / 7	-	-	35	15	～	65	- / 6	-
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	MBAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-

\*「m / n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数／総検体数」を示す。

なお、指針値の設定されていない項目については、「- / 総検体数」と表示した。

河川名	古綾瀬川						-								
地点名	11. 綾瀬川合流点前				適合率 (%)	BOD COD 75%値	12. 工業団地排水口				適合率 (%)	BOD COD 75%値			
測定項目	平均	最小値	～	最大値			平均	最小値	～	最大値					
水温(℃)	17.8	4.4	～	31.0	- / 24	-	-	19.8	9.8	～	32.0	- / 12	-	-	
透視度(cm)	38	9	～	77	- / 24	-	-	61	34	～	>100	- / 12	-	-	
生活環境項目	pH	7.6	7.2	～	7.9	0 / 24	100	-	7.6	7.2	～	7.9	- / 12	-	-
	DO(mg/L)	7.0	4.2	～	10.0	0 / 24	100	-	6.3	3.5	～	10.0	- / 12	-	-
	BOD(mg/L)	2.9	1.7	～	5.5	0 / 24	100	3.1	15	1.8	～	57	- / 12	-	14.0
	COD(mg/L)	8.5	5.0	～	13	- / 24	-	9.6	10.0	5.4	～	24	- / 6	-	7
	SS(mg/L)	12	6	～	38	0 / 24	100	-	9	6	～	15	- / 6	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.5	<0.5	～	<0.5	- / 6	-	-
	全窒素(mg/L)	3.2	2.3	～	5.0	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全リン(mg/L)	0.24	0.17	～	0.31	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	亜鉛(mg/L)	0.037	0.016	～	0.04	6 / 12	50	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	LAS(mg/L)	0.0120	0.0016	～	0.034	0 / 4	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ノニルフェノール(mg/L)	<0.00006	<0.00006	～	<0.00006	0 / 4	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
健康項目	カドミウム(mg/L)	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 6	100	-	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 6	100	-
	全シアン(mg/L)	ND	ND	～	ND	0 / 6	100	-	ND	ND	～	ND	0 / 6	100	-
	鉛(mg/L)	<0.001	<0.001	～	0.002	0 / 12	100	-	<0.001	<0.001	～	0.001	0 / 12	100	-
	六価クロム(mg/L)	<0.005	<0.005	～	<0.005	0 / 6	100	-	<0.005	<0.005	～	<0.005	0 / 6	100	-
	砒素(mg/L)	<0.001	<0.001	～	0.001	0 / 6	100	-	<0.001	<0.001	～	0.001	0 / 6	100	-
	総水銀(mg/L)	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 6	100	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 6	100	-
	PCB(mg/L)	ND	ND	～	ND	0 / 2	100	-	ND	ND	～	ND	0 / 2	100	-
	ジクロロメタン(mg/L)	<0.002	<0.002	～	0.2	0 / 6	100	-	0.001	<0.002	～	0.004	0 / 12	100	-
	トリクロロエチレン(mg/L)	<0.001	<0.001	～	<0.001	0 / 6	100	-	<0.001	<0.001	～	<0.001	0 / 2	100	-
	テトラクロロエチレン(mg/L)	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 6	100	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 2	100	-
	四塩化炭素(mg/L)	<0.0002	<0.0002	～	<0.0002	0 / 4	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,2-ジ'クロロエタン(mg/L)	<0.0004	<0.0004	～	<0.0004	0 / 4	100	-	<0.0004	<0.0004	～	<0.0004	0 / 4	100	-
	1,1-ジ'クロロエチレン(mg/L)	<0.002	<0.002	～	<0.002	0 / 4	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	シス-1,2-ジ'クロロエチレン(mg/L)	<0.004	<0.004	～	<0.004	0 / 4	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 4	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	<0.0006	<0.0006	～	<0.0006	0 / 4	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,3'ジ'クロロプロパン(mg/L)	<0.0002	<0.0002	～	<0.0002	0 / 4	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	チウラム(mg/L)	<0.0006	<0.0006	～	<0.0006	0 / 4	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	シマジン(mg/L)	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 4	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	チオベンカルブ(mg/L)	<0.002	<0.002	～	<0.002	0 / 4	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ベンゼン(mg/L)	<0.001	<0.001	～	<0.001	0 / 4	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	セレン(mg/L)	<0.001	<0.001	～	<0.001	0 / 2	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
特殊項目	硝酸性及び 亜硝酸性窒素(mg/L)	1.7	1.0	～	2.9	0 / 12	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ふつ素(mg/L)	0.10	0.06	～	0.14	0 / 12	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ほう素(mg/L)	0.18	0.09	～	0.35	0 / 12	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	1,4-ジ'オキサン(mg/L)	<0.005	<0.005	～	<0.005	0 / 2	100	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全クロム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.02	<0.02	～	<0.02	- / 4	-	-
その他 の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	0.6	0.3	～	1.1	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	0.21	0.16	～	0.30	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	導電率(mS/m)	52	26	～	81	- / 24	-	-	43	23	～	61	- / 7	-	-
	塩素イオン(mg/L)	48	21	～	140	- / 24	-	-	67	41	～	90	- / 4	-	-
	MBAS(mg/L)	0.04	0.01	～	0.08	- / 4	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-

\*「m / n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数 / 総検体数」を示す。  
なお、指針値の設定されていない項目については、「- / 総検体数」と表示した。

河川名		毛長川											
地点名		13. 谷塚橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値	14. 水神橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値
測定項目		平均	最小値	～	最大値			平均	最小値	～	最大値		
	水温(℃)	17.2	3.1	～	30.0	- / 12	-	16.4	4.0	～	30.0	- / 24	-
	透視度(cm)	33	17	～	59	- / 12	-	36	7	～	85	- / 24	-
生活環境項目	pH	7.7	7.4	～	7.9	- / 12	-	7.7	7.4	～	8	- / 24	-
	DO(mg/L)	7.6	6.1	～	11.0	- / 12	-	7.4	4.9	～	11.0	- / 24	-
	BOD(mg/L)	2.4	1.4	～	3.1	- / 12	-	2.7	2.6	～	4.9	- / 24	-
	COD(mg/L)	4.7	3.0	～	8.4	- / 6	-	5.3	5.8	～	9.0	- / 24	-
	SS(mg/L)	19	12	～	35	- / 6	-	26	6	～	95	- / 24	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	～	-	- / -	-
	全窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	3.3	2.3	～	5.0	- / 4	-
	全リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	0.24	0.14	～	0.32	- / 4	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	0.026	0.023	～	0.033	1 / 4	75
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	～	-	- / -	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	～	-	- / -	-
健康項目	カドミウム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 6	100
	全ジアン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	ND	ND	～	ND	0 / 6	100
	鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	0.001	<0.001	～	0.003	0 / 12	100
	六価クロム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	<0.005	<0.005	～	<0.005	0 / 6	100
	砒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	<0.001	<0.001	～	0.001	0 / 6	100
	総水銀(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 6	100
	PCB(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	ND	ND	～	ND	0 / 2	100
	ジクロロメタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	<0.002	<0.002	～	<0.002	0 / 6	100
	トリクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	<0.001	<0.001	～	<0.001	0 / 6	100
	テトラクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 6	100
	四塩化炭素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	<0.0002	<0.0002	～	<0.0002	0 / 2	100
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	<0.0004	<0.0004	～	<0.0007	0 / 2	100
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	<0.0002	<0.0002	～	<0.0002	0 / 2	100
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	<0.004	<0.004	～	<0.004	0 / 2	100
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 2	100
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	<0.0006	<0.0006	～	<0.0006	0 / 2	100
	1,3ジクロロプロパン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	<0.0002	<0.0002	～	<0.0002	0 / 2	100
	チウラム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	<0.0006	<0.0006	～	<0.0006	0 / 4	100
	シマジン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 4	100
	チオベニカルプ(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	<0.0002	<0.0002	～	<0.0002	0 / 4	100
	ベンゼン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	<0.001	<0.001	～	<0.001	0 / 2	100
	セレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	<0.001	<0.001	～	<0.001	0 / 2	100
特殊項目	硝酸性及び 亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	1.8	1.0	～	2.9	0 / 12	100
	ふつ素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	0.09	0.06	～	0.13	0 / 12	100
	ほう素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	0.11	0.02	～	0.33	0 / 12	100
	全クロム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	～	-	- / -	-
	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	0.70	0.30	～	1.2	- / 4	-
その他の項目	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	0.21	0.11	～	0.30	- / 4	-
	導電率(mS/m)	31	16	～	68	- / 7	-	36	17.1	～	67	- / 24	-
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	43	6	～	180	- / 24	-
	MBAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	0.04	0.02	～	0.07	- / 4	-

\*「m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数/総検体数」を示す。

なお、指針値の設定されていない項目については、「-／総検体数」と表示した。

河川名	毛長川						河内堀							
地点名	15. 鷺宮橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値	16. 大渕橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値		
測定項目	平均	最小値	～	最大値			平均	最小値	～	最大値				
水温(℃)	17.2	3.1	～	30.0	- / 12	-	-	17.6	6.3	～	28.0	- / 12	-	
透視度(cm)	33	17	～	59	- / 12	-	-	56	34	～	85	- / 12	-	
生活環境項目	pH	7.7	7.4	～	7.9	- / 12	-	-	7.7	7.3	～	8.0	- / 12	-
	DO(mg/L)	7.6	3.1	～	11.0	- / 12	-	-	5.2	2.3	～	8.2	- / 12	-
	BOD(mg/L)	2.4	1.4	～	3.1	- / 12	-	2.7	4.1	1.4	～	9.8	- / 12	-
	COD(mg/L)	4.7	3	～	8.4	- / 6	-	5.3	7.0	3.2	～	8.5	- / 7	8.1
	SS(mg/L)	19	12	～	35	- / 6	-	-	12	2	～	37	- / 7	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	全窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	3.6	2.4	～	5	- / 4	-
	全リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.55	0.17	～	0.95	- / 4	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
健康項目	カドミウム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0003	<0.0003	～	<0.0003	0 / 6	100
	全シアン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	ND	ND	～	ND	0 / 6	100
	鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.001	<0.001	～	0.004	0 / 12	100
	六価クロム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.02	<0.005	～	0.11	1 / 6	83
	砒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.001	<0.001	～	0.002	0 / 6	100
	総水銀(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 6	100
	PCB(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	ND	ND	～	ND	0 / 2	100
	ジクロロメタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.002	<0.002	～	<0.002	0 / 2	100
	トリクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.003	<0.0005	～	0.005	0 / 2	100
	テトラクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	<0.0005	<0.0005	～	<0.0005	0 / 2	100
	四塩化炭素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	1,3ジクロロプロパン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	チウラム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	シマジン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	チオベシカルブ(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	ベンゼン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	セレン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
特殊項目	硝酸性及び 亜硝酸性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	ふつ素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	ほう素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	全クロム(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.04	<0.02	～	0.08	- / 4	-
	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
その他の項目	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	導電率(mS/m)	31	16	～	68	- / 7	-	-	40	21	～	77	- / 7	-
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-
	MBAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.06	0.03	～	0.10	- / 4	-

\*「m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数／総検体数」を示す。

なお、指針値の設定されていない項目については、「-／総検体数」と表示した。

河川名		谷古田用水													
地点名		17. 沢親水公園北				適合率 (%)	BOD COD 75%値	18. 古綾瀬合流点前				適合率 (%)	BOD COD 75%値		
測定項目		平均	最小値	～	最大値			平均	最小値	～	最大値				
水温(℃)		16.5	4.0	～	29.0	- / 12	-	-	21.0	3.5	～	34.0	- / 12	-	-
透視度(cm)		53	24	～	>100	- / 12	-	-	46.6	34	～	59	- / 12	-	-
生活環境項目	pH	7.9	7.4	～	8.4	- / 12	-	-	7.5	7.2	～	7.9	- / 12	-	-
	DO(mg/L)	10	6.1	～	15.0	- / 12	-	-	7.0	5.3	～	8.9	- / 12	-	-
	BOD(mg/L)	1.5	0.7	～	2.2	- / 12	-	1.6	4.5	2.1	～	7.6	- / 12	-	5.1
	COD(mg/L)	4.0	2.9	～	5.3	- / 6	-	4.3	17	13	～	21	- / 7	-	20
	SS(mg/L)	10	2	～	20	- / 6	-	-	8	5	～	17	- / 7	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	3.5	2.6	～	4.8	- / 4	-	-
	全リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.33	0.28	～	0.45	- / 4	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	導電率(mS/m)	28	17	～	50	- / 7	-	-	81	64	～	95	- / 7	-	-
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	MBAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	0.06	0.03	～	0.10	- / 4	-	-

河川名		葛西用水													
地点名		19. 青北橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値	20. 緑橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値		
測定項目		平均	最小値	～	最大値			m / n	平均	最小値	～				
水温(℃)		17.6	3.2	～	30.0	- / 12	-	-	17.6	3.0	～	33.0	- / 12	-	-
透視度(cm)		39.5	12.0	～	83.0	- / 12	-	-	41.6	22.0	～	72.0	- / 12	-	-
生活環境項目	pH	7.7	7.4	～	8.1	- / 12	-	-	8.0	7.5	～	9.1	- / 12	-	-
	DO(mg/L)	8.3	5.1	～	18.0	- / 12	-	-	9.4	6.4	～	18.0	- / 12	-	-
	BOD(mg/L)	2.4	1.1	～	6.00	- / 12	-	2.6	1.7	0.7	～	3.6	- / 12	-	1.9
	COD(mg/L)	6.1	4.1	～	9.2	- / 6	-	7.8	5.3	4.2	～	7.3	- / 6	-	5.9
	SS(mg/L)	12	4	～	20	- / 6	-	-	19	5	～	50	- / 6	-	-
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	全窒素(mg/L)	3.0	1.5	～	6.4	- / 4	-	-	1.4	0.91	～	1.9	- / 4	-	-
	全リン(mg/L)	0.13	0.091	～	0.18	- / 4	-	-	0.12	0.084	～	0.16	- / 4	-	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	導電率(mS/m)	28	19	～	44	- / 7	-	-	29	19	～	55	- / 7	-	-
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	-	～	-	- / -	-	-
	MBAS(mg/L)	0.04	<0.01	～	0.1	- / 4	-	-	0.03	<0.01	～	0.04	- / 4	-	-

\*「m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数／総検体数」を示す。  
なお、指針値の設定されていない項目については、「-／総検体数」と表示した。

河川名		辰井川												
地点名		21. 柳島二の橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値	22. 上町境橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値	
測定項目		平均	最小値	～	最大値			平均	最小値	～	最大値			
	水温(℃)	17.3	5.2	～	28.0	- / 12	-	17.2	3.3	～	30.0	- / 12	-	
	透視度(cm)	35.1	22.0	～	60.0	- / 12	-	37.3	22.0	～	58.0	- / 12	-	
生活環境項目	pH	7.7	7.4	～	8.0	- / 12	-	7.7	7.4	～	8.0	- / 12	-	
	DO(mg/L)	5.3	2.6	～	9.6	- / 12	-	7.0	2.5	～	13.0	- / 12	-	
	BOD(mg/L)	7.0	3.1	～	20	- / 12	-	7.4	4.2	～	19.0	- / 12	-	
	COD(mg/L)	8	5.6	～	11	- / 6	-	9.9	5.4	～	8.6	- / 7	-	
	SS(mg/L)	16	7	～	38	- / 6	-	15	6	～	27	- / 7	-	
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	～	-	- / -	-	
	全窒素(mg/L)	7.5	5.4	～	11	- / 4	-	-	5.0	2.8	～	6.8	- / 4	-
	全リン(mg/L)	1	0.41	～	1.7	- / 4	-	-	0.58	0.18	～	0.81	- / 4	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	～	-	- / -	-	
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	～	-	- / -	-	
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	～	-	- / -	-	
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	～	-	- / -	-	
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	～	-	- / -	-	
	導電率(mS/m)	39	32	～	47	- / 7	-	36	19	～	68	- / 7	-	
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	44	12	～	110	- / 4	-	
	MBAS(mg/L)	0.09	0.06	～	0.14	- / 4	-	0.05	0.04	～	0.07	- / 4	-	

河川名		八条用水												
地点名		23. 笹橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値	24. 境橋				適合率 (%)	BOD COD 75%値	
測定項目		平均	最小値	～	最大値			平均	最小値	～	最大値			
	水温(℃)	17.7	4.6	～	29.0	- / 12	-	17.4	4.0	～	31.0	- / 12	-	
	透視度(cm)	28.7	14.0	～	47.0	- / 12	-	59.5	27.0	～	100.0	- / 12	-	
生活環境項目	pH	7.9	7.5	～	8.5	- / 12	-	8.0	7.4	～	9.0	- / 12	-	
	DO(mg/L)	14.0	6.7	～	23.0	- / 12	-	12.0	7.0	～	21	- / 12	-	
	BOD(mg/L)	2.2	0.9	～	5	- / 12	-	2.8	2.2	～	5.6	- / 12	-	
	COD(mg/L)	5.4	4.2	～	7.0	- / 6	-	6.7	5.0	～	7.0	- / 6	-	
	SS(mg/L)	14	6	～	20	- / 6	-	7	5	～	8	- / 6	-	
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	～	-	- / -	-	
	全窒素(mg/L)	1.7	1.4	～	2.0	- / 4	-	-	1.5	1.2	～	2.0	- / 4	-
	全リン(mg/L)	0.19	0.076	～	0.29	- / 4	-	-	0.15	0.10	～	0.24	- / 4	-
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	～	-	- / -	-	
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	～	-	- / -	-	
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	～	-	- / -	-	
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	～	-	- / -	-	
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	～	-	- / -	-	
	導電率(mS/m)	39	19	～	67	- / 7	-	35	19	～	59	- / 7	-	
	塩素イオン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	-	～	-	- / -	-	
	MBAS(mg/L)	<0.01	<0.01	～	0.03	- / 4	-	0.02	<0.01	～	0.03	- / 4	-	

\*「m/n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数／総検体数」を示す。  
なお、指針値の設定されていない項目については、「-／総検体数」と表示した。

河川名		中川					-				
地点名		25. 中川・柿木グランド			適合率 (%)	BOD COD 75%値	26. 谷古田浄化施設処理水(参考)			適合率 (%)	BOD COD 75%値
測定項目		平均	最小値	～	最大値	m / n	平均	最小値	～	最大値	m / n
	水温(℃)	16.8	4.0	～	30.0	- / 12	-	-	～	-	- / -
	透視度(cm)	26.9	9.0	～	54.0	- / 12	-	-	～	-	- / -
生活環境項目	pH	7.9	7.6	～	8.7	0 / 12	100	-	-	～	- / -
	DO(mg/L)	10.0	7.2	～	16	0 / 12	100	-	-	～	- / -
	BOD(mg/L)	2.8	0.7	～	5.2	0 / 12	100	3.4	-	～	- / -
	COD(mg/L)	5.9	3.7	～	10	- / 6	-	8.0	-	～	- / -
	SS(mg/L)	18	11	～	32	0 / 6	100	-	-	～	- / -
	n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	～	-	- / -
	全窒素(mg/L)	3.6	1.7	～	5.8	- / 4	-	-	～	-	- / -
	全リン(mg/L)	0.32	0.20	～	0.38	- / 4	-	-	～	-	- / -
	亜鉛(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	～	-	- / -
	LAS(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	～	-	- / -
	ノニルフェノール(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	～	-	- / -
その他の項目	アンモニア性窒素(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	～	-	- / -
	リン酸性リン(mg/L)	-	-	～	-	- / -	-	-	～	-	- / -
	導電率(mS/m)	30	21	～	49	- / 7	-	-	～	-	- / -
	塩素イオン(mg/L)	41	20	～	68	- / 4	-	-	～	-	- / -
	MBAS(mg/L)	0.03	<0.01	～	0.04	- / 4	-	-	～	-	- / -

\*「m / n」は、「環境基準値、指針値を越える検体数 / 総検体数」を示す。  
なお、指針値の設定されていない項目については、「- / 総検体数」と表示した。

## (6) 河川底質調査結果

### 河川底質調査結果

調査日 令和3年11月24日

河川名	伝右川	古綾瀬川	毛長川
地点名	伝右橋	綾瀬川合流点前	水神橋
カドミウム (mg/kg)	6.3	1.7	<0.1
鉛 (mg/kg)	130	140	18
六価クロム (mg/kg)	<0.5	<0.5	<0.5
砒素 (mg/kg)	3.8	4.3	2.2
総水銀 (mg/kg)	0.28	0.34	0.04
アルキル水銀 (mg/kg)	<0.01	<0.01	<0.01
P C B (mg/kg)	0.02	0.03	<0.01
銅 (mg/kg)	260	160	49
クロム (mg/kg)	730	160	120
強熱減量 (%)	15	7.9	2.6
含水率 (%)	54	32	27
色相	黒色	黒色	黒褐色
性状	泥	泥	泥・砂
臭気	油臭	油臭	植物臭

## (7) 地下水水質調査結果

水質汚濁防止法第15条に基づく地下水水質調査結果

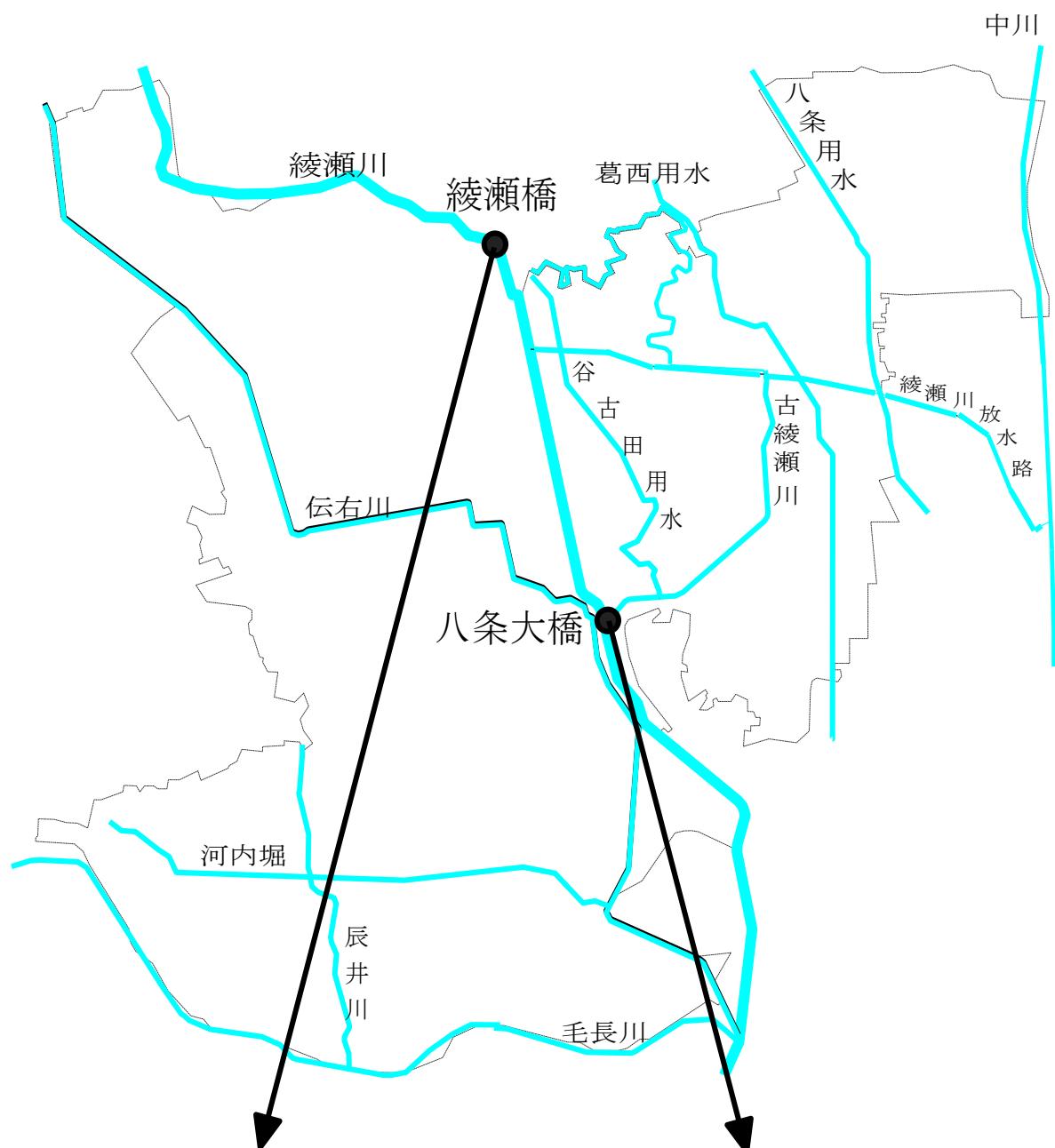
調査日 令和4年2月21日

調査場所 小山

調査項目	単位	井戸	環境基準値
カドミウム (Cd)	mg/L	<0.0003	0.003
全シアン (CN)	mg/L	不検出	検出されないこと
鉛 (Pb)	mg/L	<0.001	0.01
六価クロム (Cr <sup>6+</sup> )	mg/L	<0.005	0.05
砒素 (As)	mg/L	<0.001	0.01
総水銀 (T-Hg)	mg/L	<0.0005	0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	不検出	検出されないこと
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.002
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0.02
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.01
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.04
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.04
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	0.003
チオベニカルブ	mg/L	<0.002	0.02
ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01
セレン	mg/L	<0.001	0.01
硝酸性及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.1	10
ふつ素及びその化合物 (F)	mg/L	0.11	0.03
ほう素及びその化合物 (B)	mg/L	0.07	<0.02
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<.0005

## (8) 綾瀬川の生物調査結果

調査日 令和3年7月7日



綾瀬橋

- ・ヌマチチブ
- ・クロベンケイガニ
- ・スジエビ
- ・ミシシッピアカミミガメ
- ・オタマジャクシ（ウシガエル）
- ・ハイイロゲンゴロウ（幼虫）

八条大橋

- ・ヌマエビ
- ・テナガエビ
- ・クロベンケイガニ
- ・コイ

## (9) 國土交通省直轄一級河川水質現況調査結果(BOD年平均値)

汚濁河川ワースト5(一部ワースト4)

\* 国による評価方法が変わったため、平成23年データから、BOD水質下位ランキングは公表していません。

年次	順位	河川名	都道府県	BOD値(mg/L)	年次	順位	河川名	都道府県	BOD値(mg/L)	年次	順位	河川名	都道府県	BOD値(mg/L)	年次	順位	河川名	都道府県	BOD値(mg/L)	
47	1	綾瀬川	埼玉・東京	55.2	62	1	綾瀬川	埼玉・東京	16.6	11	1	綾瀬川	埼玉・東京	8.4	23	-	綾瀬川	埼玉・東京	3.7	
	2	大和川	奈良・大阪	19.0		2	大和川	奈良・大阪	13.6		2	大和川	奈良・大阪	7.2		24	-	綾瀬川	埼玉・東京	4.2
	3	猪名川	大阪・兵庫	15.5		3	鶴見川	神奈川	8.3		3	鶴見川	神奈川	5.4		25	-	綾瀬川	埼玉・東京	3.8
	4	鶴見川	神奈川	12.9		4	中川	埼玉・東京	6.0		4	中川	埼玉・東京	5.3		26	-	綾瀬川	埼玉・東京	2.5
48	1	綾瀬川	埼玉・東京	36.1		5	揖保川	兵庫	4.9		5	牛淵川	静岡	3.0		27	-	綾瀬川	埼玉・東京	2.2
	2	大和川	奈良・大阪	20.6	63	1	綾瀬川	埼玉・東京	21.3		1	大和川	奈良・大阪	6.7		28	-	綾瀬川	埼玉・東京	2.2
	3	猪名川	大阪・兵庫	15.5		2	大和川	奈良・大阪	11.1		2	綾瀬川	埼玉・東京	6.5		29	-	綾瀬川	埼玉・東京	2.3
	4	鶴見川	神奈川	12.9		3	中川	埼玉・東京	9.3		3	鶴見川	神奈川	5.0		30	-	綾瀬川	埼玉・東京	2.8
49	1	綾瀬川	埼玉・東京	27.5		4	鶴見川	神奈川	7.4		4	中川	埼玉・東京	4.7		R1	-	綾瀬川	埼玉・東京	2.6
	2	大和川	奈良・大阪	18.1		5	揖保川	兵庫	6.5		5	猪名川	大阪・兵庫	3.0		R2	-	綾瀬川	埼玉・東京	2.5
	3	鶴見川	神奈川	13.4	H元	1	綾瀬川	埼玉・東京	14.4		1	綾瀬川	埼玉・東京	6.4		R3	-	綾瀬川	埼玉・東京	2.8
	4	猪名川	大阪・兵庫	11.9		2	大和川	奈良・大阪	9.3		2	大和川	奈良・大阪	5.6						
50	1	綾瀬川	埼玉・東京	20.2		3	揖保川	兵庫	6.8		3	鶴見川	神奈川	5.1						
	2	大和川	奈良・大阪	15.6		4	鶴見川	神奈川	6.7		4	中川	埼玉・東京	4.6						
	3	猪名川	大阪・兵庫	12.0		5	中川	埼玉・東京	5.3		5	猪名川	大阪・兵庫	3.4						
	4	鶴見川	神奈川	10.4	2	1	綾瀬川	埼玉・東京	16.5		1	鶴見川	神奈川	5.5						
51	1	綾瀬川	埼玉・東京	15.9		2	大和川	奈良・大阪	8.5		2	大和川	奈良・大阪	5.5						
	2	大和川	奈良・大阪	13.5		3	鶴見川	神奈川	6.6		3	綾瀬川	埼玉・東京	5.4						
	3	鶴見川	神奈川	10.9		4	揖保川	兵庫	6.3		4	猪名川	大阪・兵庫	4.1						
	4	猪名川	大阪・兵庫	7.5		5	猪名川	大阪・兵庫	4.5		5	中川	埼玉・東京	3.9						
52	1	大和川	奈良・大阪	19.3	3	1	綾瀬川	埼玉・東京	19.5		1	大和川	奈良・大阪	5.3						
	2	綾瀬川	埼玉・東京	19.0		2	大和川	奈良・大阪	9.5		2	綾瀬川	埼玉・東京	4.9						
	3	鶴見川	神奈川	10.6		3	揖保川	兵庫	9.3		3	鶴見川	神奈川	4.3						
	4	揖保川	兵庫	6.2		4	中川	埼玉・東京	7.2		4	中川	埼玉・東京	3.8						
53	1	大和川	奈良・大阪	19.7		5	鶴見川	神奈川	7.0		5	牛淵川	静岡	3.0						
	2	綾瀬川	埼玉・東京	19.0	4	1	綾瀬川	埼玉・東京	22.7		1	綾瀬川	埼玉・東京	5.7						
	3	鶴見川	神奈川	13.8		2	大和川	奈良・大阪	11.1		2	中川	埼玉・東京	4.6						
	4	揖保川	兵庫	7.7		3	揖保川	兵庫	11.0		3	大和川	奈良・大阪	4.6						
	5	鶴見川	神奈川	13.8		4	中川	埼玉・東京	7.6		4	鶴見川	神奈川	4.5						
54	1	大和川	奈良・大阪	13.9		5	鶴見川	神奈川	6.9		5	牛淵川	静岡	2.7						
	2	綾瀬川	埼玉・東京	19.0	5	1	綾瀬川	埼玉・東京	14.1		1	大和川	奈良・大阪	6.4						
	3	鶴見川	神奈川	13.8		2	大和川	奈良・大阪	11.7		2	鶴見川	神奈川	4.7						
	4	揖保川	兵庫	7.3		3	揖保川	兵庫	7.2		3	綾瀬川	埼玉・東京	4.7						
	5	鶴見川	神奈川	13.4		4	中川	埼玉・東京	7.6		4	中川	埼玉・東京	3.7						
55	1	綾瀬川	埼玉・東京	13.8		5	鶴見川	神奈川	7.1		5	猪名川	大阪・兵庫	3.5						
	2	鶴見川	神奈川	12.4	6	1	綾瀬川	埼玉・東京	15.4		1	大和川	奈良・大阪	4.7						
	3	大和川	奈良・大阪	10.9		2	綾瀬川	埼玉・東京	12.9		2	綾瀬川	埼玉・東京	4.6						
	4	揖保川	兵庫	5.1		3	鶴見川	神奈川	7.2		3	鶴見川	神奈川	4.3						
	5	鶴見川	神奈川	13.4		4	中川	埼玉・東京	6.9		4	中川	埼玉・東京	4.2						
56	1	綾瀬川	埼玉・東京	14.4		5	牛淵川	静岡	6.2		5	猪名川	大阪・兵庫	3.4						
	2	鶴見川	神奈川	13.9	7	1	大和川	奈良・大阪	11.7		1	大和川	奈良・大阪	4.7						
	3	大和川	奈良・大阪	12.4		2	綾瀬川	埼玉・東京	10.5		2	綾瀬川	埼玉・東京	4.2						
	4	猪名川	大阪・兵庫	7.3		3	鶴見川	神奈川	9.5		3	中川	埼玉・東京	3.8						
	5	鶴見川	神奈川	16.0		4	中川	埼玉・東京	6.8		4	鶴見川	神奈川	3.6						
57	1	綾瀬川	埼玉・東京	13.6		5	牛淵川	静岡	4.1		5	猪名川	大阪・兵庫	3.3						
	2	大和川	奈良・大阪	9.2	8	1	大和川	奈良・大阪	11.7		1	綾瀬川	埼玉・東京	3.9						
	3	鶴見川	神奈川	5.7		2	綾瀬川	埼玉・東京	10.5		2	大和川	奈良・大阪	3.7						
	4	揖保川	兵庫	5.7		3	鶴見川	神奈川	9.5		3	猪名川	大阪・兵庫	3.6						
	5	鶴見川	神奈川	5.7		4	中川	埼玉・東京	6.3		4	中川	埼玉・東京	3.6						
58	1	綾瀬川	埼玉・東京	15.3		5	猪名川	大阪・兵庫	5.1		5	鶴見川	神奈川	3.2						
	2	大和川	奈良・大阪	12.2	9	1	綾瀬川	埼玉・東京	9.1		1	綾瀬川	埼玉・東京	3.7						
	3	鶴見川	神奈川	7.5		2	大和川	奈良・大阪	8.7		2	中川	埼玉・東京	3.2						
	4	揖保川	兵庫	5.7		3	鶴見川	神奈川	5.8		3	大和川	奈良・大阪	3.2						
	5	鶴見川	神奈川	5.7		4	中川	埼玉・東京	4.7		4	猪名川	大阪・兵庫	3.1						
59	1	綾瀬川	埼玉・東京	14.2		5	猪名川	大阪・兵庫	4.6		5	鶴見川	神奈川	2.7						
	2	大和川	奈良・大阪	13.1	10	1	綾瀬川	埼玉・東京	5.8		1	綾瀬川	埼玉・東京	3.7						
	3	鶴見川	神奈川	8.6		2	鶴見川	神奈川	5.5		2	猪名川	大阪・兵庫	3.3						
	4	揖保川	兵庫	6.8		3	綾瀬川	埼玉・東京	5.5		3	中川	埼玉・東京	3.1						
	5	鶴見川	神奈川	7.2		4	中川	埼玉・東京	3.6		4	大和川	奈良・大阪	2.8						
60	1	綾瀬川	埼玉・東京	13.5		5	牛淵川	静岡	2.8		5	鶴見川	神奈川	2.7						
	2	大和川	奈良・大阪	13.1	21	1	綾瀬川	埼玉・東京	5.8		1	綾瀬川	埼玉・東京	3.7						
	3	鶴見川	神奈川	9.3		2	鶴見川	神奈川	5.6		2	中川	埼玉・東京	3.2						
	4	揖保川	兵庫	7.2		3	綾瀬川	埼玉・東京	5.5		3	大和川	奈良・大阪	3.2						
	5	鶴見川	神奈川	8.2		4	中川	埼玉・東京	3.6		4	猪名川	大阪・兵庫	3.1						
61	1	綾瀬川	埼玉・東京	18.2		5	牛淵川	静岡	2.8		5	鶴見川	神奈川	2.7						
	2	大和川	奈良・大阪	12.9	2															

## 7 大気汚染

### (1) 大気監視システムの歩み

年 度	内 容
昭和49年度	NEC製テレメーター観測装置及び一斉指令受信装置設置 中央局：本庁3階 測定局：保健所局、瀬崎局、新田局 受信局：草加中、草加小、高砂小、高砂保育園、小澤幼稚園
昭和61年度	パソコンを使用したDRAPSシステム（大気汚染常時監視システム）に更新
昭和63年度	DRAPSシステムをバージョンアップ 東京外かく環状道路に対応し、県が草加市（原町）及び和光市に自排局を設置
平成元年度	新田局、瀬崎局を電話回線によりオンライン化
平成2年度	県が草加第2局（国道4号線自排局）とのオンライン化による常時監視を開始
平成3年度	東京外かく環状道路の供用開始 八幡みなみ公園測定局（外環自排局）システム稼働
平成8年度	DRAPSシステムをECODAS32システム（DRAPSシステムのWINDOWS版）に変更 埼玉県政令市等大気監視システムの導入により埼玉県が管理している大気常時監視データが確認可能に
平成11年度	東京外かく環状道路常時監視測定局の八幡みなみ公園測定局を旭町へ移設 移設に伴い名称を旭町測定局に変更
平成13年度	新田局、瀬崎局の測定器を湿式から乾式へ変更
平成17年度	旭町測定局の廃止
平成18年度	権限委譲に伴い、測定局3局が県から移管 草加市西町局、草加市花栗自排局、草加市原町自排局と名称変更 新田局、瀬崎局の廃止
平成19年度	草加市花栗自排局の二酸化硫黄・浮遊粒子状物質計を交換 草加市花栗自排局の一酸化炭素の測定廃止
平成21年度	草加市花栗自排局、草加市原町自排局の窒素酸化物計を交換 草加市西町局の一酸化炭素計を交換 草加市花栗自排局の風向・風速計を交換
平成23年度	草加市原町自排局の風向・風速計を交換

年 度	内 容
平成24年度	草加市西町局の風向・風速計を交換 草加市西町局の二酸化硫黄計を交換 草加市花栗自排局の微小粒子状物質(PM2.5)計を設置
平成25年度	草加市大気汚染常時監視システムをアナログ回線から光回線に改造 草加市花栗自排局、原町自排局の浮遊粒子状物質計を交換
平成26年度	草加市西町局のオゾン計、窒素酸化物計を交換 草加市花栗自排局の風向・風速計を交換
平成27年度	草加市西町局の炭化水素計を交換 草加市花栗自排局の二酸化硫黄・浮遊粒子状物質計を交換 草加市花栗自排局の炭化水素の測定廃止
平成28年度	草加市西町局の温度・湿度計を交換 草加市原町自排局の風向・風速計を交換
平成29年度	草加市西町局の一酸化炭素計、風向・風速計を交換
平成30年度	草加市花栗自排局の窒素酸化物計を交換 市役所本庁舎の解体に伴い本庁舎屋上設置の自動雨水採水器を廃止、同機器を本庁舎西棟屋上へ新設
令和元年度	草加市原町自排局の窒素酸化物計を交換 草加市花栗自排局の風向・風速計を交換
令和2年度	草加市西町局の二酸化硫黄計を交換
令和3年度	草加市西町局の浮遊粒子状物質計を交換 草加市原町自排局の浮遊粒子状物質・風向風速計を交換

## (2) 大気汚染に係る環境基準

対象物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

### (3) 環境基準による大気汚染の評価

- ① 短期的評価（光化学オキシダント、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質）  
二酸化硫黄等の大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、連続してまたは随時に行つた測定結果により、測定を行つた日または時間について環境基準の評価を行います。

この場合、地域の汚染の実情、濃度レベルの時間的変動にてらし、異常と思われる測定値が得られた際においては、測定器の維持管理状況、気象条件、発生源の状況等について慎重に検討を加え、当該測定値が測定器に起因する場合等、地域大気汚染の状況を正しく反映していないと認められる場合には、当然評価対象としません。

なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（上記の評価対象としない測定値を含む）が1日（24時間）のうち4時間こえる場合には、評価対象としません。

#### ② 長期的評価

本環境基準による評価は、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するうえからは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことが必要です。しかしながら、現在の測定体制においては測定精度に限界があること、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を実施します。

- ・二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（1日平均値の2%除外値）

1日平均値である測定値（①の評価対象としない測定値は除く。）につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行います。ただし、1日平均値につき環境基準をこえる日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行いません。

- ・二酸化窒素（98パーセント値評価）

二酸化窒素による大気汚染の評価は、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppmを超える場合は、達成されていないものと評価します。

- ・微小粒子状物質

長期基準（1年平均値）に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準と比較します。また、短期基準（1日平均値）に関する評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準と比較します。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価します。

(4) 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例による有害ガスに係る規制基準

ガスの種類	規制基準	測定方法
アンモニア	50ppm	日本産業規格K0099
フッ素及びフッ素化合物	3ppm	日本産業規格K0105
シアノ化水素	10ppm	日本産業規格K0109
ホルムアルデヒド	10ppm	日本産業規格K0303
硫化水素	10ppm	日本産業規格K0108
塩化水素	25ppm	日本産業規格K0107
塩素	10ppm	日本産業規格K0106
臭素及び臭素化合物	10ppm	日本産業規格K0085 ただし、臭化メチルは日本工業規格K0114又はK0123
窒素酸化物	200ppm	日本産業規格K0104
硫酸（三酸化硫黄を含む）	1mg/Nm <sup>3</sup>	日本産業規格K0103
クロム化合物	1mg/Nm <sup>3</sup>	日本産業規格K0102・65・2
メタノール	左欄に掲げるガスの それぞれの量の合計 につき 200ppm。  ただし、ベンゼンは 50ppm、  トリクロロエチレンは 100ppm、  テトラクロロエチレンは 100ppm。	ベンゼンは日本産業規格K0088、  トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンは日本産業規格K0305、  その他は日本産業規格K0114又はK0123。
イソアミルアルコール		
イソプロピルアルコール		
アセトン		
メチルエチルケトン		
メチルイソブチルケトン		
ベンゼン		
トルエン		
キシレン		
トリクロロエチレン		
テトラクロロエチレン		
酢酸メチル		
酢酸エチル		
酢酸ブチル		
及びヘキサン		

[備考]

- ① フッ素及びフッ素化合物のうちフッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素については、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1に掲げる施設及び埼玉県生活環境保全条例別表第2に掲げる施設に係るものと除く。
- ② 塩化水素、塩素及び窒素酸化物については、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設に係るものと除く。
- ③ 測定点は、工場又は事業場の煙突その他の気体排出口とする。

## (5) 大気測定局・測定項目一覧表

項目 測定局	区分	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	メタン	全炭化水素	風向・風速	温度・湿度
草加市西町	一般	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○
草加市花栗自排	自排	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	—
草加市原町自排	自排	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—

\*一般・・・一般環境大気測定局のことと、一定地域における大気汚染状況の継続的把握、発生源からの排出による汚染への寄与及び高濃度地域の特定、汚染防止対策の効果の把握といった目的が効率的に達せられるように配置されています。

\*自排・・・自動車排出ガス測定局のことと、自動車排出ガスに起因する大気汚染の状況を常時監視するため、交差点、道路及び道路端付近に設置された測定局で、自動車排出ガスによる大気汚染状況が効率的に監視できるよう、道路、交通量等の状況を勘案されて配置されています。

## (6) 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

### ① 二酸化硫黄の年間値

測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準達成○非達成×			
					(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)	短期的評価
草加市西町	一中	362	8,628	0.001	0	0.0	0	0.0	0.007	0.002	○	0	○	○	○	○
草加市花栗自排	準住	364	8,645	0.001	0	0.0	0	0.0	0.005	0.002	○	0	○	○	○	○

(注)「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超える日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数です。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外値該当日に入っている日数分については除外しません。

### ② 二酸化硫黄の経年変化

測定局	年平均値(ppm)					日平均値の2%除外値(ppm)				
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
草加市西町	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
草加市花栗自排	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.004	0.004	0.004	0.003	0.002

## (7) 窒素酸化物(NOx)

### ① 二酸化窒素の年間値

測定局	用途地域	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )											環境基準 ○・ ×			
		有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合					
					(日)	時間	(ppm)	(ppm)	時間	(%)	時間	(%)	日	(%)	(ppm)	日
草加市西町	一中	363	8,639	0.014	0.071	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.033	0	○
草加市花栗自排	準住	363	8,630	0.016	0.086	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.8	0.036	0	○
草加市原町自排	二住	364	8,648	0.017	0.069	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.033	0	○

### ② 二酸化窒素の経年変化

測定局	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )										環境基準 ○・ ×	
	年平均値 (ppm)					日平均値の年間98%値 (ppm)						
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		
草加市西町	0.018	0.016	0.015	0.014	0.014	0.041	0.040	0.033	0.037	0.033	○	
草加市花栗自排	0.021	0.019	0.018	0.017	0.016	0.046	0.043	0.038	0.042	0.036	○	
草加市原町自排	0.022	0.020	0.019	0.018	0.017	0.041	0.041	0.036	0.037	0.033	○	

### ③ 一酸化窒素及び窒素酸化物の年間値

測定局	用途地域	一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )					年平均値 $\frac{NO_2}{NO+NO_2}$	
		有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値		
草加市西町	一中	363	8,639	0.004	0.169	0.027	363	8,639	0.018	0.225	0.055	76.9	
草加市花栗自排	準住	362	8,619	0.009	0.278	0.041	362	8,619	0.025	0.344	0.074	64.6	
草加市原町自排	二住	364	8,648	0.008	0.191	0.036	364	8,648	0.025	0.260	0.069	67.6	

### ④ 一酸化窒素及び窒素酸化物の経年変化

測定局	一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )					年平均値 $\frac{NO_2}{NO+NO_2}$	
	年平均値 (ppm)					年平均値 (ppm)						
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		
草加市西町	0.008	0.005	0.004	0.005	0.004	0.026	0.022	0.019	0.019	0.018		
草加市花栗自排	0.015	0.012	0.010	0.010	0.009	0.036	0.031	0.028	0.028	0.025		
草加市原町自排	0.014	0.012	0.011	0.010	0.008	0.036	0.032	0.030	0.027	0.025		

## (8) 浮遊粒子状物質(SPM)

### ① 浮遊粒子状物質の年間値

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	測定方法	環境基準達成○非達成×	
				日	時間	mg/m <sup>3</sup>	時間			有×・無○	(日)	短期的評価	長期的評価	
草加市西町	358	8,595	0.016	0	0.0	0	0.0	0.142	0.031	○	0	β線吸収法	○	○
草加市花栗自排	357	8,570	0.015	0	0.0	0	0.0	0.122	0.029	○	0	β線吸収法	○	○
草加市原町自排	359	8,600	0.017	0	0.0	0	0.0	0.128	0.033	○	0	β線吸収法	○	○

### ② 浮遊粒子状物質の経年変化

測定局	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )					日平均値の2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )				
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
草加市西町	0.020	0.021	0.018	0.018	0.016	0.043	0.047	0.042	0.041	0.031
草加市花栗自排	0.018	0.018	0.016	0.016	0.015	0.041	0.043	0.039	0.038	0.029
草加市原町自排	0.021	0.021	0.019	0.019	0.017	0.046	0.049	0.045	0.043	0.033

## (9) 微小粒子状物質(PM2.5)

### ① 微小粒子状物質の年間値

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の最高値	日平均値が35.0 μg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の98%値	98%値評価による日平均値が35.0 μg/m <sup>3</sup> を超えた日数	測定方法	環境基準達成○非達成×	
					日	時間	μg/m <sup>3</sup>	μg/m <sup>3</sup>			短期的評価	長期的評価
草加市花栗自排	362	8,663	8.1	24.1	0	0.0	89	20.3	0	β線吸収法	○	

### ② 微小粒子状物質の経年変化

測定局	年平均値 (μg/m <sup>3</sup> )				
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
草加市花栗自排	12	11.3	9.6	9.3	8.1

## (10) 一酸化炭素(CO)

### ① 一酸化炭素の年間値

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	環境基準達成○非達成×	環境基準達成○非達成×	
				(日)	(時間)	(ppm)	(回)						(日)	短期的評価
草加市西町	364	8,655	0.3	0	0.0	0	0.0	1.8	0.5	○	0	○	○	

## ② 一酸化炭素の経年変化

測定局	年平均値 (ppm)					日平均値の2%除外値 (ppm)				
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
草加市西町	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5

## (11) 光化学オキシダント(0x)

### ① 光化学オキシダントの年間値

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準達成○非達成×
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	
草加市西町	362	5,353	0.033	70	296	2	2	0.131	0.048	×

### ② 光化学オキシダントの経年変化

測定局	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)					昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数(日)				
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
草加市西町	334	394	312	229	296	3	3	2	2	2

### ③ 光化学スモッグ注意報等年度別発令回数(県南東部地区)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
予報	3	11	8	7	0	6	4	9	2	2
注意報	4	6	5	7	1	9	7	2	2	2
警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### ④ 光化学スモッグの発令基準

発令区分	発令基準
予報	気象条件及びオキシダント測定値等を検討し、下三欄のいづれかの状態が発生すると予測されるとき。
注意報	草加を含む近隣の測定局において、オキシダント測定値が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。
警報	草加を含む近隣の測定局において、オキシダント測定値が0.20ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。
重大緊急報	草加を含む近隣の測定局において、オキシダント測定値が0.40ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。

## (12) 炭化水素(HC)

### ① 非メタン炭化水素の年間値

測定局	測定時間 （時間）	年平均値 (ppmC)	6～9時における年平均値 (ppmC)	6～9時 時間 日数	6～9時 3時間平均値		6～9時 3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合 (日)	6～9時 3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合 (日)	指針と比較 達成○ 非達成×		
					最高値	最低値					
草加市西町	8,447	0.18	0.19	356	0.80	0.00	121	34.0	55	15.4	×

### ② 非メタン炭化水素の経年変化

測定局	用途地域	非メタン炭化水素														
		年平均値 (ppmC)					6～9時における年平均値 (ppmC)					6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数 (日)				
		H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3
草加市西町	一中	0.18	0.17	0.15	0.16	0.18	0.19	0.18	0.16	0.17	0.19	57	38	34	38	55

### ③ メタン及び全炭化水素の年間値

測定局	メタン						全炭化水素					
	測定時間 （時間）	年平均値 (ppmC)	6～9時における年平均値 (ppmC)	6～9時 時間 日数	6～9時 3時間平均値		測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時における年平均値 (ppmC)	6～9時 時間 日数	6～9時 3時間平均値	
					最高値	最低値					最高値	最低値
草加市西町	8,447	1.99	2.01	356	2.27	1.84	8,447	2.17	2.20	356	3.04	1.91

### ④ 全炭化水素の経年変化

測定局	全炭化水素				
	年平均値 (ppmC)				
	H29	H30	R1	R2	R3
草加市西町	2.14	2.13	2.12	2.13	2.17

(13) 施設の設置状況

(令和4年3月31日現在)

		事業所数	施設数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	68	197
	一般粉じん発生施設	4	5
	特定粉じん発生施設	0	0
ダイオキシン対策特別措置法		5	5
埼玉県生活環境保全条例	指定ばい煙発生施設	30	35
	指定粉じん発生施設	4	13

(14) 立入検査の実施状況

※市のみ（県の事業所数不明）

		立入事業所数	立入施設数	煙道検査数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	※4	37	※0
	一般粉じん発生施設	0	0	0
	特定粉じん発生施設	0	0	0
ダイオキシン対策特別措置法		3	3	0
埼玉県生活環境保全条例	指定ばい煙発生施設	※8	12	※1
	指定粉じん発生施設	0	0	0

(15) 野焼きパトロール実施状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施回数	361	366	364	371	374

※ 平成17年度から消防署で実施

## 8 騒音・振動

### (1) 環境基準(騒音)

#### ① 一般の環境基準

地域の区分		(単位: デシベル)	
時間の区分		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A 地域	第1種低層住居専用地域	55以下	45以下
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
B 地域	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の定めのない地域		
C 地域	近隣商業地域	60以下	50以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

備考 工業専用地域については適用されません。

#### ② 道路に面する地域の環境基準

次表に掲げる地域に該当する地域については、上表によらず次表の基準値とします。

地域の区分	昼間	夜間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帶状の車道部分をいいます。

#### ③ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

(単位: デシベル)

区分	昼間	夜間
屋外	70以下	65以下
窓を閉めた屋内	45以下	40以下

備考 1 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道4車線以上の市町村道、及び、一般自動車道であって都市計画法施行規則7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいいます。

2 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいいます。

3 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときです。

## (2) 要請限度

### ① 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分	(単位: デシベル)	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

備考 a 区域 第1種・第2種低層住居専用地域、  
第1種・第2種中高層住居専用地域  
b 区域 第1種・第2種住居地域、準住居地域、  
用途地域が定められていない地域  
c 区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

### ② 幹線交通を担う道路に近接する空間における自動車騒音の要請限度（特例）

(単位: デシベル)	
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
75	70

### ③ 指定地域内における道路交通振動の要請限度

地域の区分	(単位: デシベル)	
	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第一種区域	65	60
第二種区域	70	65

### (3) 工場等に係る騒音・振動の規制基準

(騒音規制法、振動規制法、埼玉県生活環境保全条例、草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例（以下「市条例」とする。))

地域の区分	時間の区分			騒 音		振 動	
	昼 間	朝・夕	夜 間	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
第1種・第2種低層住居専用地域	50	45	45				
第1種・第2種中高層住居専用地域							
第1種・第2種住居地域	55	50	45	60	55		
準住居地域							
用途地域が指定されていない地域							
近隣商業地域	65	60	50				
商業地域							
準工業地域						65	60
工業地域	70	65	60				
工業専用地域							

備考 1 振動に関しては振動規制法、埼玉県生活環境保全条例は工業専用地域については適用しません。

2 騒音規制に係る時間の区分

朝…午前 6 時から午前 8 時まで 昼…午前 8 時から午後 7 時まで

夕…午後 7 時から午後 10 時まで 夜…午後 10 時から午前 6 時まで

3 振動規制に係る時間の区分

昼…午前 8 時から午後 7 時まで 夜…午後 7 時から午前 8 時まで

### (4) 特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

(騒音規制法、振動規制法、市条例)

規制種別	区域の区分	特 定 建 作 業 の 種 類					振動関係
		騒音関係					
	杭打ち機	びょう 打ち機	さく岩機	空気 圧縮機	コンクリート プラント等		
基準値	1号 2号	85					75
作業禁止時間	1号	午後7時～午前7時					
	2号	午後10時～午前6時					
最大作業時間	1号	10時間／日以内					
	2号	14時間／日以内					
最大作業日数	1号	連続6日以内					
	2号	日曜日及び休日					

備考 1 騒音及び振動の大きさは、特定建設作業を行っている場所の敷地境界線の値です。

2 基準には、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられています。

3 1号区域とは、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、用途地域が定められていない地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち学校、病院等の施設の敷地境界線から80mまでの区域をいいます。

4 2号区域とは、指定地域内のうち前号に掲げる区域以外の区域をいいます。

(5) 廃棄物・原材料等の保管場所、自動車駐車場、トラックターミナルにおける規制  
(埼玉県生活環境保全条例)

地域の区分	時間の区分			(単位: デシベル)	
	昼 間	朝・夕	夜 間	昼 間	夜 間
第1種・第2種低層住居専用地域	50	45	45		
第1種・第2種中高層住居専用地域					
第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域が指定されていない地域	55	50	45	60	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50		
工業地域 工業専用地域	70	65	60	65	60

備考 振動に関しては振動規制法、埼玉県生活環境保全条例は工業専用地域については適用しません。

(6) 深夜営業騒音の規制

(埼玉県生活環境保全条例)

① 音響機器の使用時間の制限

対象区域	対象営業	対象機器
第1種・第2種低層住居専用地域	飲食店	カラオケ装置
第1種・第2種中高層住居専用地域	喫茶店	ステレオセットその他の音響機器
第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域が指定されていない地域	ボーリング場 バッティングセンター ゴルフ練習場 小売店(面積500m <sup>2</sup> 以上) 公衆浴場(保養目的)	拡声装置 録音・再生装置 有線ラジオ放送装置 楽器
近隣商業地域 準工業地域		

午後 11 時から翌日の午前 6 時まで上表の機器の使用が禁止されています。

備考 音響機器から発生する音が営業を行う場所の外部に漏れない場合を除きます。

② 音量の制限

午後 10 時から翌日の午前 6 時まで下表のとおり制限されています。

(単位: デシベル)				
区域の区分	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域	第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域が指定されていない地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域 工業専用地域
規制基準値	45	45	50	50

## (7) 拡声器騒音(商業宣伝)の規制

(埼玉県生活環境保全条例)

### ① 使用基準

地域の区分	時間の区分		(単位: デシベル)	
	午前10時から午後6時まで	固定	移動	午後6時から午前10時まで
第1種・第2種低層住居専用地域	60	70		使用禁止
第1種・第2種中高層住居専用地域				
第1種・第2種住居地域	65	75		
準住居地域				
用途地域が指定されていない地域				
近隣商業地域	75	85		
商業地域				
準工業地域				
工業地域	80	85		
工業専用地域				

### ② 使用方法

	使 用 方 法
固 定	1回の使用は、20分以内で次の使用まで10分以上休む
移 動	学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲約100mでは使用禁止
航空機	原則として使用禁止

## (8) 法、県・市条例届出状況

### ① 騒音規制法に基づく特定施設に係る届出件数

特定施設の種類	設置届出数		廃止届出数		数変更届出数	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1. 金属加工機械	0	0	0	0	0	0
2. 空気圧縮機及び送風機	4	12	1	1	0	0
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	0	0	0	0	0	0
4. 織機	0	0	0	0	0	0
5. 建設用資材製造機械	0	0	0	0	0	0
6. 穀物用製粉機	0	0	0	0	0	0
7. 木材加工機械	0	0	0	0	0	0
8. 抄紙機	0	1	0	0	0	0
9. 印刷機械	0	0	0	0	0	0
10. 合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0	0	0
11. 鑄型造型機	0	0	0	0	0	0
合 計		13		1		0
工 場 実 数	4		1		0	

② 騒音規制法に基づく特定建設作業に係る届出件数

特定建設作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	6
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	30
空気圧縮機を使用する作業	12
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
バックホウ等を使用する作業	23
合 計	71

③ 振動規制法に基づく特定施設に係る届出件数

特定施設の種類	設置届出数		廃止届出数		数変更届出数	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
1. 金属加工機械	0	0	0	0	0	0
2. 圧縮機	3	12	1	1	0	0
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機	0	0	0	0	0	0
4. 織機	0	0	0	0	0	0
5. コンクリートブロックマシン、コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	0	0	0	0	0	0
6. 木材加工機械	0	0	0	0	0	0
7. 印刷機械	0	0	0	0	0	0
8. ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	0	0	0	0	0	0
9. 合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0	0	0
10. 鑄型造型機	0	0	0	0	0	0
合 計		12		1		0
工 場 実 数	3		1		0	

④ 振動規制法に基づく特定建設作業に係る届出件数

特定建設作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	3
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	30
空気圧縮機を使用する作業	12
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
バックホウ等を使用する作業	23
合 計	68

⑤ 埼玉県生活環境保全条例に基づく指定騒音施設に係る届出件数

指定騒音施設の種類	設置届出数		廃止届出数		数変更届出数	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
木材加工機械	0	0	0	0	0	0
合成樹脂用の粉碎機	0	0	0	0	0	0
ペレタイザー	0	0	0	0	0	0
コルゲートマシン	0	0	0	0	0	0
シェイクアウトマシン	0	0	0	0	0	0
ダイカスト機	0	0	0	0	0	0
冷却塔	0	0	1	1	0	0
合 計		0		1		0
工 場 実 数	0		1		0	

⑥ 埼玉県生活環境保全条例に基づく指定騒音作業に係る届出件数

指定騒音作業の種類	届出件数	
	工場数	施設数
金属板のつち打加工を行う作業	0	0
ハンドグラインダーを使用する作業	0	0
電気のこぎり又は電気かんなを使用する作業	0	0
合 計	0	0
工 場 実 数	0	0

⑦ 埼玉県生活環境保全条例に基づく指定振動施設に係る届出件数

指定振動施設の種類	設置届出数		廃止届出数		数変更届出数	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
シェイクアウトマシン	0	0	0	0	0	0
オシレイティングコンベア	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0
工 場 実 数	0		0		0	

⑧ 市条例に基づく特定建設作業に係る届出件数

特定建設作業の種類	届出件数
アースオーガーと併せて杭打機を使用する作業	4
インパクトレンチを使用する作業	6
コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打込作業	5
バイブレーションローラー及びランマーを使用する作業	259
電動工具を使用するはつり作業	19
電力源として発電機を使用する作業	4
原動機を使用する整地作業	4
その他	0
合 计	301

## (9) 自動車交通騒音常時監視結果(面的評価)

### ① 面的評価

評価対象道路				評価区間全体								
路線名	車線数	評価区間の始点住所	評価区間の終点住所	評価対象住居等戸数 ①+②+③+④	昼間・夜間とも基準値以下 ①		昼間のみ基準値以下 ②		夜間のみ基準値以下 ③		昼間・夜間とも基準値超過 ④	
					戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
一般国道4号	4	谷塚	新善町	2,134	1,581	74.1	373	17.5	0	0.0	180	8.4
一般国道4号	4	新善町	長栄	316	295	93.4	10	3.2	0	0.0	11	3.5
平方東京線	2	柿木町	柿木町	21	20	95.2	1	4.8	0	0.0	0	0.0
平方東京線	2	柿木町	柿木町	35	35	83.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
柿木町蒲生線	2	柿木町	柿木町	31	31	99.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
全体(合計)				2,537	1,962	77.3	384	15.1	0	0.0	191	7.5

### ② 交通量・平均走行速度調査

対象路線名	測定時刻	10分間交通量(台/10分間)								平均走行速度(km/時)	
		上り				下り					
		大型I	大型II	小型	二輪	大型I	大型II	小型	二輪	上り	下り
一般国道4号	0:55	2	3	37	4	5	4	28	1	50	56
	4:00	16	9	31	2	22	21	27	1	58	64
	11:10	31	28	134	0	28	31	152	4	42	49
	15:50	14	15	150	11	5	29	162	5	49	49
一般国道4号	1:40	10	9	36	0	13	6	28	2	55	67
	12:30	27	35	148	1	23	37	146	2	42	50
	16:35	16	16	162	8	18	18	144	1	42	53
	22:00	4	3	84	1	11	11	70	1	50	71
平方東京線	2:25	4	5	5	1	1	3	4	1	55	54
	13:30	6	10	51	0	15	19	45	0	44	39
	17:30	4	7	57	0	3	13	86	2	47	38
	23:15	1	2	4	0	0	3	5	0	50	49
平方東京線	2:45	2	1	4	0	4	1	5	2	54	51
	14:00	10	13	39	1	8	20	60	1	44	41
	18:05	2	6	57	1	7	17	91	0	43	40
	23:35	1	3	8	0	2	4	5	1	52	48
柿木町蒲生線	0:05	0	3	3	0	0	5	5	0	46	47
	3:05	0	4	2	0	0	1	4	0	56	44
	14:30	6	16	39	0	1	11	23	2	47	45
	8:30	3	5	74	4	0	2	27	1	42	42

## 9 悪臭

### 悪臭に係る規制基準

#### ① 悪臭防止法

##### a 敷地境界線における規制基準（22 物質）

特定悪臭物質	(ppm)	特定悪臭物質	(ppm)	特定悪臭物質	(ppm)
アンモニア	1	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	スチレン	0.4
メチルメルカプタン	0.002	イソブチルアルデヒド	0.02	キシレン	1
硫化水素	0.02	ノルマルバーレルアルデヒド	0.009	プロピオン酸	0.03
硫化メチル	0.01	イソバーレルアルデヒド	0.003	ノルマル酪酸	0.001
二硫化メチル	0.009	イソブタノール	0.9	ノルマル吉草酸	0.0009
トリメチルアミン	0.005	酢酸エチル	3	イ吉草酸	0.001
アセトアルデヒド	0.05	メチルイソブチルケトン	1		
プロピオンアルデヒド	0.05	トルエン	10		

##### b 煙突等の排出口における規制基準（13 物質）

アンモニア・硫化水素・トリメチルアミン・プロピオンアルデヒド・ノルマルブチルアルデヒド・イソブチルアルデヒド  
ノルマルバーレルアルデヒド・イソバーレルアルデヒド・イソブタノール・酢酸エチル・メチルイソブチルケトン・トルエン・キシレン

##### c 排水中の規制基準（4 物質）

物質名	排出水の流量 (m <sup>3</sup> /s)	排出水の濃度 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001以下	0.03
	0.001を超える0.1以下	0.007
	0.1を超過	0.002
硫化水素	0.001以下	0.1
	0.001を超える0.1以下	0.02
	0.1を超過	0.005
硫化メチル	0.001以下	0.3
	0.001を超える0.1以下	0.07
	0.1を超過	0.01
二硫化メチル	0.001以下	0.6
	0.001を超える0.1以下	0.1
	0.1を超過	0.03

② 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例  
悪臭に係る規制基準(三点比較式臭袋法による)

a 規制基準

規制場所の区分 区域の区分	工場又は事業場の 敷地境界線の地表に おける臭気指数	工場又は事業場の 煙突その他の気体 排出口における 臭気指数	工場又は事業場の 排出水における 臭気指数
第1種区域・第2種区域	臭気指数 10	臭気指数 25	臭気指数 26
第3種区域	臭気指数 13	臭気指数 27	臭気指数 29
第4種区域	臭気指数 15	臭気指数 30	臭気指数 31

[備考]

- 1 この表において「臭気指数」とは、臭気のある空気に無臭の空気を加えて臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍率（臭気濃度）の常用対数値に10を乗じた数値をいう。
- 2 この表において「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」及び「第4種区域」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項に規定する次に掲げる区域をいう。
  - (1) 第1種区域 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域
  - (2) 第2種区域 第1・2種住居地域、準住居地域又は用途地域が定められていない地域
  - (3) 第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
  - (4) 第4種区域 工業地域及び工業専用地域

b 設備基準

悪臭を発生する工場等にあっては、次に掲げる事項を実施すること。

- (1) 工場又は事業場は、悪臭のもれにくい構造の建物とすること。
- (2) 工場又は事業場には、外部に悪臭が排出されないように、吸着法、ガス洗浄法又はこれらと同等以上の効果を有する設備を設置すること。
- (3) 悪臭を発生する施設は、できる限り密閉構造とし、排出ガスは、直接燃焼法、吸着法、ガス洗浄法又はこれらと同等以上の効果を有する脱臭装置を設置すること。
- (4) 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- (5) 悪臭を発生する原材料、製品等は密封容器又は悪臭対策を講じた倉庫等悪臭を発生させない設備に収納しなければならない。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

## 10 ダイオキシン類

### (1) 調査結果

(単位 : 大気pg-TEQ/m<sup>3</sup> 土壌・底質pg-TEQ/g 水質pg-TEQ/L)

調査対象	調査地点	調査日	調査結果	年平均値	環境基準	
大気	保健センター	令和3年7月13日～7月20日	0.020	0.031	年平均値 0.6以下	
		令和4年1月11日～1月18日	0.042			
	新栄児童センター	令和3年7月13日～7月20日	0.011	0.026		
		令和4年1月11日～1月18日	0.040			
	市民活動センター	令和3年7月13日～7月20日	0.022	0.023		
		令和4年1月11日～1月18日	0.024			
河川水質	綾瀬川 (谷古宇橋)	令和3年8月27日	1.2	1.1	年平均値 1.0以下	
		令和4年2月15日	0.97			
	河内堀 (伝右川合流点前)	令和3年8月27日	1.0	0.64		
		令和4年2月15日	0.27			
河川底質	綾瀬川 (谷古宇橋)	令和4年2月15日	2.0	/	年平均値 150以下	
	河内堀 (伝右川合流点前)	令和4年2月15日	25			

- \* ダイオキシン類全体の毒性の強さは、毒性等量（TEQ）で表します。
- \* ダイオキシン類の全体の毒性を評価するためには、その量や濃度を、最も毒性が強い2, 3, 7, 8-TCDDの毒性を1とし、他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算した係数（毒性等価係数:TEF）を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値（毒性等量:TEQ）を用います。
- \* 微量物質の重さの単位

g (グラム)

m g (ミリグラム) = 10<sup>-3</sup> g (千分の1グラム)

μ g (マイクログラム) = 10<sup>-6</sup> g (100万分の1グラム)

n g (ナノグラム) = 10<sup>-9</sup> g (10億分の1グラム)

p g (ピコグラム) = 10<sup>-12</sup> g (1兆分の1グラム)

## (2) 調査結果(経年)

### ① 大気

(単位 : pg-TEQ/m <sup>3</sup> )								
調査地点	時期	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	環境基準
保健センター ※(草加市役所)	夏	0.022	0.019	0.039	0.089	0.015	0.020	年平均値 0.6以下
	冬	0.034	0.077	0.11	0.035	0.039	0.042	
	年平均値	0.028	0.048	0.075	0.062	0.027	0.031	
新栄児童センター	夏	0.015	0.041	0.031	0.017	0.025	0.011	年平均値 0.6以下
	冬	0.027	0.10	0.099	0.044	0.042	0.040	
	年平均値	0.021	0.071	0.065	0.031	0.034	0.026	
市民活動センター	夏	0.032	0.018	0.040	0.033	0.026	0.022	年平均値 0.6以下
	冬	0.031	0.10	0.084	0.042	0.094	0.024	
	年平均値	0.032	0.059	0.062	0.038	0.060	0.023	

※令和元年度からは測定箇所を保健センターに変更

### ② 河川水質

(単位 : pg-TEQ/L)								
調査地点	時期	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	環境基準
綾瀬川 (谷古宇橋)	夏	2.5	3.7	2.7	2.9	1.5	1.2	年平均値 1.0以下
	冬	0.46	0.82	0.54	0.66	0.87	0.97	
	年平均値	1.5	2.3	1.6	1.8	1.2	1.1	
河内堀 (伝右川合流点前)	夏	2.2	1.1	1.1	0.62	0.99	1.0	年平均値 1.0以下
	冬	4.0	0.59	7.3	6.1	1.20	0.27	
	年平均値	3.1	0.85	4.2	3.4	1.1	0.64	

### ③ 河川底質

(単位 : pg-TEQ/g)								
調査地点	時期	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	環境基準
綾瀬川 (谷古宇橋)	冬	2.5	1.8	2.2	1.9	2.6	2.0	年平均値 150以下
河内堀 (伝右川合流点前)	冬	12	21	15	8.8	19	25	

④ 土壤（平成10年度～17年度）

平成10年度

(単位: pg-TEQ/g)

調査地點	調査日	調査結果	環境基準
歴史民俗資料館	H10.7.30	23	暫定 ガイド ライン値 (1000)
原町コミュニティセンター	H10.7.30	18	
川柳文化センター	H10.7.30	52	
柳島コミュニティセンター	H10.7.30	30	
瀬崎コミュニティセンター	H10.7.30	16	
川柳中学校	H10.7.30	0.047	
平均		23	

平成11年度

(単位: pg-TEQ/g)

調査地點	調査日	調査結果	環境基準
新田小学校	H11.8.3	0.34	年平均値 1000 以下
こやま保育園	H11.8.3	5.8	
谷塚中学校	H11.8.3	0.20	
瀬崎中学校	H11.8.3	1.3	
稻荷小学校	H11.8.3	2.2	
草加東高校	H11.8.3	0.48	
総合グランド	H11.8.3	9.4	
平均		2.8	

平成12年度

(単位: pg-TEQ/g)

調査地點	調査日	調査結果	環境基準
新里小学校	H12.8.8	0.022	年平均値 1000 以下
花栗南小学校	H12.8.8	0.029	
八幡小学校	H12.8.8	0.00016	
新栄小学校	H12.8.8	0.12	
平均		0.043	

平成13年度

(単位: pg-TEQ/g)

調査地點	調査日	調査結果	環境基準
長栄小学校	H13.8.8	3.2	年平均値 1000 以下
草加小学校	H13.8.8	0.96	
北谷小学校	H13.8.8	1.9	
青柳小学校	H13.8.8	2.5	
平均		2.1	

平成14年度

(単位: pg-TEQ/g)

調査地點	調査日	調査結果	環境基準
新栄中学校	H14.8.13	13	年平均値 1000 以下
松江中学校	H14.8.13	13	
両新田小学校	H14.8.13	3.4	
栄中学校	H14.8.13	6.6	
八幡北小学校	H14.8.13	1.8	
平均		7.6	

平成15年度

(単位: pg-TEQ/g)

調査地點	調査日	調査結果	環境基準
青柳中学校	H15.8.19	3.1	年平均値 1000 以下
西町小学校	H15.8.19	3.5	
瀬崎小学校	H15.8.19	7.7	
栄小学校	H15.8.19	2.3	
八幡北小学校	H15.8.19	1.4	
平均		3.6	

平成16年度

(単位: pg-TEQ/g)

調査地點	調査日	調査結果	環境基準
草加中学校	H16.8.4	3.0	年平均値 1000 以下
花栗小学校	H16.8.4	0.0023	
氷川小学校	H16.8.4	1.7	
川柳小学校	H16.8.4	0.24	
小山小学校	H16.8.4	0.60	
平均		1.1	

平成17年度

(単位: pg-TEQ/g)

調査地點	調査日	調査結果	環境基準
花栗中学校	H16.8.4	2.4	年平均値 1000 以下
谷塚小学校	H16.8.4	0.28	
花栗小学校	H16.8.4	3.9	
高砂小学校	H16.8.4	0.002	
平均		1.6	

平均値の経年変化

(単位: pg-TEQ/g)

平成10年度	23
平成11年度	2.8
平成12年度	0.043
平成13年度	2.1
平成14年度	7.6
平成15年度	3.6
平成16年度	1.1
平成17年度	1.6

※土壤は市内全小・中学校において環境基準値を大幅に下回ったため、平成17年度で終了。

### (3) 環境基準及び排出基準

#### ① ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法が平成11年7月16日に公布され、平成12年1月15日から施行されました。

#### a 耐容一日摂取量

体重1kg当たり4 pg-TEQ/日

#### b 環境基準

ア 大気 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下

イ 水質 1pg-TEQ/L以下

ウ 土壤 1,000pg-TEQ/g以下

(環境基準が達成されている場合でも、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。)

エ 底質 150pg-TEQ/g以下

#### c 排出ガス及び排出水に関する規制

ア 排出ガス 特定施設及び排出基準値

(単位 : ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

番号	特定施設の種類	新設基準	既設基準	
			平成14年 11月30日まで	平成14年 12月1日から
1	焼結施設 (1 t/h以上)	0.1	2	1
2	製鋼用電気炉 (1,000 kVA以上)	0.5	20	5
3	亜鉛回収用焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉等 (0.5 t/h以上)	1	40	10
4	アルミニウム合金製造用焙焼炉、溶解炉、乾燥炉 (溶解炉 1 t/h以上・乾燥炉 0.5 t/h以上)	1	20	5
5	4 t/h以上	0.1	80	1
	2 t/h以上～4 t/h未満	1		5
	200 kg/h以上～2 t/h未満	5		10
	50 kg/h以上～200 kg/h未満			

注 廃棄物焼却炉 (200 kg/h以上) 及び製鋼用の電気炉は、平成9年12月1日までに設置されたの、それ以外の施設は平成12年1月15日までに設置されたものが既設となります。

## イ 排出水 特定施設及び排出基準値

(単位 : pg-TEQ/L)

番号	特 定 施 設 の 種 類	排出基準
1	クラフトパルプ等の製造の用に供する塩素または塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイト法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設の廃ガス洗浄施設	
4	アルミ繊維の製造の用に供する施設の廃ガス洗浄施設	
5	担体付触媒の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモナーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カブロラクタムの製造の用に供する施設の硫酸濃縮施設等	
8	クロロベンゼン・ジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗及び廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設、廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサンパイレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	10
13	亜鉛の回収の用に供する施設の精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
14	担体付触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	
15	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて、汚水等を排出するもの	
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	
	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類の破壊の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
18	上記1から17及び19の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	上記1から17施設を設置する工場または事業所から排出される水の処理施設	

### ② 埼玉県生活環境保全条例による規制

焼却能力 30kg/h 以上から 200kg/h 未満の小型焼却炉が平成 11 年 4 月 1 日から規制されています。

(単位 : ng-TEQ/m<sup>3</sup>)

焼却能力		新設 (平成11年4月1日以降)	既設 (平成11年3月31日まで)
小型 焼 却 炉	100 kg/h以上 ～ 200 kg/h未満	5 以下	10 以下
	30 kg/h以上 ～ 100 kg/h未満	ダイオキシン類規制なし (ばいじん等の規制のみ)	

## 1.1 放射線

### (1) 市内の空間放射線量測定結果

① 小学校

(単位 : マイクロシーベルト/時間)

No	施設名	測定位置			除染地点数
		地上5cm	地上50cm	地上100cm	
1	草加小学校	0.05	0.04	0.04	1
2	高砂小学校	0.10	0.09	0.08	2
3	新田小学校	0.04	0.03	0.04	2
4	谷塚小学校	0.06	0.06	0.05	2
5	栄小学校	0.08	0.07	0.07	2
6	川柳小学校	0.06	0.05	0.05	3
7	瀬崎小学校	0.05	0.04	0.04	0
8	西町小学校	0.04	0.04	0.04	2
9	新里小学校	0.06	0.06	0.06	6
10	花栗南小学校	0.05	0.04	0.04	2
11	八幡小学校	0.04	0.04	0.04	2
12	新栄小学校	0.04	0.04	0.04	1
13	清門小学校	0.05	0.05	0.05	0
14	稻荷小学校	0.04	0.05	0.05	4
15	氷川小学校	0.05	0.04	0.04	0
16	八幡北小学校	0.07	0.07	0.06	1
17	長栄小学校	0.04	0.04	0.04	0
18	青柳小学校	0.05	0.05	0.04	3
19	小山小学校	0.09	0.08	0.07	1
20	両新田小学校	0.06	0.06	0.06	1
21	松原小学校	0.05	0.05	0.05	0

②中学校

(単位 : マイクロシーベルト/時間)

No	施設名	測定位置			除染地点数
		地上5cm	地上50cm	地上100cm	
1	草加中学校	0.05	0.05	0.05	3
2	栄中学校	0.05	0.04	0.04	6
3	谷塚中学校	0.07	0.07	0.06	5
4	川柳中学校	0.07	0.08	0.07	5
5	新栄中学校	0.05	0.05	0.05	0
6	瀬崎中学校	0.07	0.06	0.06	0
7	花栗中学校	0.04	0.04	0.04	0
8	両新田中学校	0.04	0.04	0.04	3
9	新田中学校	0.07	0.06	0.05	0
10	青柳中学校	0.07	0.06	0.05	0
11	松江中学校	0.06	0.05	0.05	4

③公園、グランド等

(単位 : マイクロシーベルト/時間)

No	施設名	測定位置			除染地点数
		地上5cm	地上50cm	地上100cm	
1	長栄中央公園	0.07	0.07	0.06	0
2	そうか公園	0.06	0.06	0.06	0
3	工業団地公園	0.06	0.07	0.06	1
4	まつばら綾瀬川公園	0.06	0.05	0.06	0
5	柳島治水緑地 スポーツ広場	0.06	0.07	0.06	0
6	瀬崎グランド	0.06	0.06	0.06	1
7	新里グランド	0.06	0.06	0.06	0

#### ④保育園等

(単位 : マイクロシーベルト/時間)

No	施設名	測定位置			除染地点数
		地上5cm	地上50cm	地上100cm	
1	しんえい保育園	0.05	0.06	0.05	0
2	しんぜん保育園	0.05	0.05	0.05	0
3	あさひ保育園	0.05	0.04	0.04	0
4	さかえ保育園	0.05	0.05	0.05	0
5	やはた保育園	0.07	0.06	0.06	0
6	やはた保育園分園	0.05	0.05	0.06	0
7	しのは保育園	0.06	0.06	0.05	0
8	あおやぎ保育園	0.06	0.05	0.05	0
9	やなぎしま保育園	0.06	0.05	0.05	0
10	やつかかみ保育園	0.05	0.05	0.06	0
11	ひかわ保育園	0.06	0.04	0.05	0
12	やつか保育園※1	0.06	0.06	0.06	1
13	たかさご保育園	0.07	0.07	0.05	0
14	あずま保育園	0.07	0.06	0.06	0
15	せざき保育園	0.04	0.05	0.05	1
16	まつばらきた保育園	0.06	0.05	0.06	0
17	こやま保育園	0.04	0.05	0.05	0
18	にしまち保育園	0.05	0.05	0.04	0
19	きたうら保育園	0.05	0.05	0.04	0
20	けやきの森保育園 清門町園	0.04	0.05	0.04	0
21	草加なかよし保育園	0.06	0.06	0.06	0
22	そうか草花保育園	0.05	0.05	0.05	0
23	ハッピーナーサリー	0.05	0.06	0.05	0
24	優優保育園	0.04	0.03	0.05	0
25	かおりPutra保育園	0.07	0.07	0.07	0
26	さくらの実保育園	0.08	0.07	0.06	0
27	さくらの実保育園分園	0.05	0.05	0.05	0
28	ひかり幼稚舎	0.05	0.06	0.06	0
29	めえめえこやぎこども園	0.06	0.07	0.05	0
30	につさとの森保育園	0.06	0.05	0.04	0
31	草加にじいろ保育園	0.05	0.05	0.05	0
32	草加松原どろんこ保育園	0.07	0.06	0.06	2
33	さくらんぼ保育園	0.05	0.05	0.05	0
34	じょうえん保育園	0.03	0.04	0.04	0
35	けやきの森 保育園西町	0.06	0.06	0.05	0
36	さくらんぼ保育園分園 じゅんべりーの木	0.04	0.04	0.04	0
37	ほっぺるランド 草加谷塚	0.04	0.04	0.04	0
38	優優保育園やつか	0.04	0.05	0.04	0
39	草加あおぞら保育園	0.04	0.05	0.05	0
40	あおば学園※2	0.05	0.05	0.05	0
41	新栄児童センター	0.05	0.05	0.05	0
42	氷川児童センター	0.08	0.07	0.06	0
43	住吉児童館	0.06	0.06	0.06	0
44	松原冒険あそび場	0.06	0.07	0.06	0
45	瀬崎三王公園 (せざき冒険あそび場)	0.06	0.06	0.05	0

※1測定場所は「谷塚町保育園仮園舎」

※2測定場所は「まつばら綾瀬川公園南側仮設園舎」

## (2) 給食の放射性物質検査結果

\* 検出下限値 10 ベクレル/kg

### ① 小学校

単位：ベクレル/kg

No	施設名	給 食		
		放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	草加小学校	不検出	不検出	不検出
2	高砂小学校	不検出	不検出	不検出
3	新田小学校	不検出	不検出	不検出
4	谷塚小学校	不検出	不検出	不検出
5	栄小学校	不検出	不検出	不検出
6	川柳小学校	不検出	不検出	不検出
7	瀬崎小学校	不検出	不検出	不検出
8	西町小学校	不検出	不検出	不検出
9	新里小学校	不検出	不検出	不検出
10	花栗南小学校	不検出	不検出	不検出
11	八幡小学校	不検出	不検出	不検出
12	新栄小学校	不検出	不検出	不検出
13	清門小学校	不検出	不検出	不検出
14	稻荷小学校	不検出	不検出	不検出
15	氷川小学校	不検出	不検出	不検出
16	八幡北小学校	不検出	不検出	不検出
17	長栄小学校	不検出	不検出	不検出
18	青柳小学校	不検出	不検出	不検出
19	小山小学校	不検出	不検出	不検出
20	両新田小学校	不検出	不検出	不検出
21	松原小学校	不検出	不検出	不検出

### ② 中学校

単位：ベクレル/kg

No	施設名	給 食		
		放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	草加中学校	不検出	不検出	不検出
2	栄中学校	不検出	不検出	不検出
3	谷塚中学校	不検出	不検出	不検出
4	川柳中学校	不検出	不検出	不検出
5	新栄中学校	不検出	不検出	不検出
6	瀬崎中学校	不検出	不検出	不検出
7	花栗中学校	不検出	不検出	不検出
8	両新田中学校	不検出	不検出	不検出
9	新田中学校	不検出	不検出	不検出
10	青柳中学校	不検出	不検出	不検出
11	松江中学校	不検出	不検出	不検出

③保育園

単位：ベクレル/kg

No	施設名	給 食		
		放射性 ヨウ素131	放射性 セシウム134	放射性 セシウム137
1	しんえい保育園	不検出	不検出	不検出
2	しんぜん保育園	不検出	不検出	不検出
3	あさひ保育園	不検出	不検出	不検出
4	さかえ保育園	不検出	不検出	不検出
5	やはた保育園	不検出	不検出	不検出
6	しのは保育園	不検出	不検出	不検出
7	あおやぎ保育園	不検出	不検出	不検出
8	やなぎしま保育園	不検出	不検出	不検出
9	やつかかみ保育園	不検出	不検出	不検出
10	ひかわ保育園	不検出	不検出	不検出
11	やつか保育園	不検出	不検出	不検出
12	たかさご保育園	不検出	不検出	不検出
13	あずま保育園	不検出	不検出	不検出
14	せざき保育園	不検出	不検出	不検出
15	まつばらきた保育園	不検出	不検出	不検出
16	こやま保育園	不検出	不検出	不検出
17	にしまち保育園	不検出	不検出	不検出
18	きたうら保育園	不検出	不検出	不検出
19	けやきの森保育園 清門町園	不検出	不検出	不検出
20	草加なかよし保育園	不検出	不検出	不検出
21	そうか草花保育園	不検出	不検出	不検出
22	ハッピーナーサリー	不検出	不検出	不検出
23	優優保育園	不検出	不検出	不検出
24	かおりPutra保育園	不検出	不検出	不検出
25	さくらの実保育園	不検出	不検出	不検出
26	ひかり幼稚舎	不検出	不検出	不検出
27	めえめえこやぎこども園	不検出	不検出	不検出
28	につさとの森保育園	不検出	不検出	不検出
29	草加にじいろ保育園	不検出	不検出	不検出
30	じょうえん保育園	不検出	不検出	不検出
31	さくらんぼ保育園	不検出	不検出	不検出
32	草加松原どろんこ保育園	不検出	不検出	不検出
33	ほっぺるランド草加谷塚	不検出	不検出	不検出
34	けやきの森保育園西町園	不検出	不検出	不検出
35	優優保育園 やつか	不検出	不検出	不検出
36	草加あおぞら保育園	不検出	不検出	不検出
37	につさとの風保育園	不検出	不検出	不検出
38	あおば学園	不検出	不検出	不検出

## 12 草加の公害・環境行政のあゆみ

年 月	内 容
昭和38年7月	工業用水法の指定地域に指定される
昭和44年4月 昭和44年5月	市民部衛生課に公害係設置(職員3人) 騒音規制法の指定地域に指定される
昭和45年4月 昭和45年7月 昭和45年12月	市民部安全課公害係になる(職員4人) 県南地域に初めて光化学スモッグ発生 草加市公害対策審議会設置
昭和46年10月	市民生活部公害課になる(職員9人)
昭和47年4月	草加市公害防止施設整備資金融資制度施行
昭和47年12月	大気汚染自動測定局設置 草加市生活環境保全に関する基本条例制定
昭和48年4月 昭和48年5月	草加市公害防止条例制定 草加市光化学スモッグ対策要綱制定 草加市公害監視員制度制定
昭和48年9月 昭和48年10月	自動車騒音調査実施 三点比較式臭袋法による測定開始(悪臭)
昭和49年4月 昭和49年5月 昭和49年7月 昭和49年8月 昭和49年10月 昭和49年11月	大気汚染テレメータシステム稼働 草加市光化学スモッグ対策要綱改正 環境騒音調査実施 公害分析室完成、河川水質調査を始める 三点比較式臭袋法NHK取材 自動車騒音調査実施
昭和50年11月	悪臭・有害ガス発生工場調査
昭和51年4月	綾瀬川浄化対策協議会発足
昭和51年9月	F工場に対し、操業停止命令 三点比較式臭袋法NHK取材
昭和52年3月 昭和52年10月	草加市公害防止条例一部改正 振動規制法に基づき規制対象地域として指定される
昭和53年3月 昭和53年5月	工場集団化事業に着手 県南7市、硫黄酸化物総量規制実施
昭和53年9月 昭和53年10月	環境経済部公害課になる(職員15人) 環境騒音調査実施 大気汚染調査実施(二酸化窒素)
昭和55年3月	外かく環状道路に係る環境調査実施

昭和56年4月	工場集団化事業完了
昭和56年7月	水質総量規制実施
昭和56年10月	国及び関係都県市首長による綾瀬川浄化対策懇談会実施
昭和56年12月	綾瀬川再生計画検討委員会設置
昭和57年8月	環境経済部環境保全課になる(職員14人)
昭和57年11月	快適な環境づくりモデル市町村に指定される
昭和58年9月	河川浄化モデル実験施設設置、モデル地区での簡易浄化柵設置
昭和60年3月	谷古田ミニ親水公園完成 家庭雑排水対策として沈殿柵設置
昭和61年3月	草加市野鳥・植生調査報告書策定(～S63.3) 草加市自然生態系公園基本構想策定
昭和61年6月	河川懇談会発足(綾瀬川一級河川水質ワースト1脱却を目指して)
昭和61年11月	第1回快適環境シンポジウム開催(～H元.10第4回)
昭和62年3月	辰井川水質浄化施設設置
昭和62年11・12月	草加市自然生態系公園基本計画策定 市内3町会で生活排水対策の実践活動実施
昭和63年3月	草加市自然生態系公園実施計画策定 『そうかの自然観察ガイド』発行
昭和63年9月	エコロジカル・シティづくり手引き(自然と共生するまちづくり)研究会発
平成元年2月	エコロジカル・シティづくり手引き・事例集作成
平成元年3月	綾瀬川(北部)・辰井川河川清掃実施
平成元年5月	綾瀬川ウォッキング開催
平成元年9月	綾瀬川流域クリーン大作戦実施(第1回目) 主催:綾瀬川一級河川水質ワースト1脱却を目指しての河川懇談会
平成元年10月	消費者展に参加(以後毎年実施)
平成2年1月	谷古田ミニ親水公園改修工事
平成2年2月	綾瀬川バードサンクチュアリ完成
平成2年3月	市内製紙工場3社と水質汚濁防止協定締結
平成2年4月	千葉県柏市環境保全課との職員交流研修(4～6月)
平成2年5月	悪臭の測定方法改正、ツバメ生息調査
平成2年10月	第5回私たちの環境を考える市民の集い開催(～H5.6第7回)
平成3年3月	綾瀬川ウォッキングパンフレット作成
平成3年4月	市民生活部環境課となる(職員11人)
平成3年6月	地球環境問題に関するワーキンググループを設置
平成3年10月	環境にやさしい行動の日実施
平成3年12月	東京外かく環状道路環境常時監視施設運営基金設立 東京外かく環状道路環境常時監視施設(八幡南測定局)完成

平成4年1月	東京外かく環状道路環境測定開始
平成4年2月	電気自動車(軽バンタイプ)1台購入
平成4年7月	綾瀬川放水路北一条完成
平成4年10月	学校給食用牛乳パック再資源化モデル事業実施
平成4年11月	東京外かく環状道路の一般道開通(高速部分及び産業道路以西の一般道) そうか環境フェア'92開催
平成5年3月	草加市公害防止施設整備資金融資条例一部改正
平成5年6月	東京外かく環状道路の一般道開通(産業道路以東部分)
平成5年10月	電気自動車を県より貸与
平成6年2月	河川懇談会発展的解散、綾瀬川清流ルネッサンス21地域協議会へ
平成6年3月	草加市地球環境問題に係わるワーキンググループ報告書(案)まとまる 地球環境問題に関する啓発パンフレット作成
平成6年4月	草加浄化施設稼働
平成6年7月	第1回ホタルと音楽の夕べそうか公園にて開催
平成6年11月	第1回綾瀬川清流ルネッサンス21地域協議会開催
平成7年5月	廃食油を利用した石けん製造器購入
平成7年7月	綾瀬川水質浄化キャンペーン'95夏中学生サミット開催 (第1回子ども環境サミット)
平成7年9月	皮革排水に係わる排水処理検討委員会設置
平成7年11月	自然観察レポーター制度開始
平成8年4月	綾瀬川水質浄化キャンペーン'95秋(綾瀬川左岸広場)開催 皮革排水に係わる対策について県と共同で指導強化 併せて排水処理施設整備に要する費用一部助成
平成8年5月	草加市綾瀬川をきれいにする会発足
平成8年7月	綾瀬川16年ぶりに建設省直轄河川の水質ワースト1を脱却
平成8年8月	谷古田用水に県が浄化施設設置
平成8年11月	第2回子ども環境サミット
平成9年5月	みずウォークin綾瀬川
平成9年11月	ツバメ生息調査 第3回子ども環境サミット
平成10年4月	谷古田用水に工業用水導水開始
平成10年5月	環境基本計画策定開始
平成10年9月	タンポポ調査・野草観察会
平成10年10月	環境基本計画に係わる市民事業者アンケート調査
平成10年11月	環境基本計画に係わる環境ウォッチング「みどりの調査」 環境基本計画策定フォーラム開催 第4回子ども環境サミット開催
平成11年2月	環境情報紙「エコ・そうか」創刊
平成11年6月	環境共生都市宣言を行い記念式典開催 講演 北野大氏「地球環境を救う新しいライフスタイルへ」
平成11年7月	資源、自然エネルギーの有効活用募集開始 (住宅用太陽光システム及び雨水貯留施設) 天然ガス車2台導入
平成11年10月	環境保全活動リーダー養成講座、グリーンコンシューマリーダー養成講座開始
平成11年11月	東京外かく環状道路環境常時監視施設の八幡南測定局を旭町へ移設 第5回子ども環境サミット 環境ミュージカル「地球はつらいよ」上演
平成11年12月	大気汚染についての二酸化窒素簡易調査 草加市公害防止施設整備資金融資条例一部改正

平成12年3月	草加市環境基本条例制定 草加市環境基本計画策定
平成12年4月	草加市環境にやさしい庁内率先実行計画策定 草加市環境共生都市宣言推進委員会発足 公害対策審議会廃止 環境審議会設置
平成12年5月	環境共生都市宣言推進事業 講演 大山のぶ代氏「地球環境にやさしい暮らし方」
平成12年6月	低公害車2台（ハイブリッド車）購入 第6回子ども環境サミット開催テーマ「地球温暖化防止、わたしたちにできること」
平成12年7月	環境共生都市宣言推進事業 講演 田部井淳子氏（登山家）「世界の山々をめざして」
平成12年8月	第1回綾瀬川再生21事業 「水辺から空から綾瀬川を見直そう」開催 綾瀬川再生21事業 河川浄化ミュージカル「瓶ヶ森の河童」の上演
平成13年6月	第7回子ども環境サミット開催 テーマ「暮らしの中から考える省エネルギーと地球温暖化」
平成13年11月	草加市野鳥・植生等調査報告書まとまる 低公害車購入補助募集開始
平成13年12月	環境共生都市宣言推進事業 講演 山本コウタロー氏「ぼくのエコロジー」
平成14年1月	第8回子ども環境サミット開催 テーマ「ストップ！地球温暖化」 第2回綾瀬川再生21事業「水辺から空から綾瀬川を見直そう」開催 葛西用水に工業用水導水開始
平成14年3月	綾瀬川清流ルネッサンスⅡ行動計画策定 「そうかの自然ー身近な動植物たちー」発行
平成14年4月	市役所本庁舎屋上緑化完成
平成14年7月	環境共生都市宣言推進事業 講演 畑正憲氏「人と動物、その内なる自然」
平成14年8月	荒川から埼玉高速鉄道（地下鉄）の下部を利用し綾瀬川・伝右川・毛長川への導水開始
平成14年11月	第9回子ども環境サミット開催 テーマ「知ろう・守ろう・そうかの自然」
平成14年12月	第3回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
平成15年2月	IS014001の認証取得
平成15年3月	草加浄化施設廃止 低公害車購入補助廃止
平成15年7月	東京外かく環状道路環境常時監視施設運営基金廃止 屋上緑化設置費補助募集開始
平成15年8月	環境共生都市宣言推進事業 講演 森田正光氏「異常気象と環境破壊」
平成15年11月	第10回子ども環境サミット開催 テーマ「みんなが主役 地球のみらい」 草加市公害防止条例を草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例に全部改正
平成16年3月	第4回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催 辰井川へ見沼代用水から試験的導水開始
平成16年4月	
平成16年7月	
平成16年8月	
平成16年9月	
平成16年11月	
平成16年12月	

平成17年3月	草加市環境基本計画改定
平成17年4月	草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例施行
平成17年7月	環境共生都市宣言推進事業 講演 藤田弓子氏「いつも何かにときめいていよう～身近な環境・自然」 第1回生きものふれあいフェスタ開催
平成17年8月	第11回子ども環境サミット開催
平成17年11月	第5回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
平成18年4月	家庭版の環境ISO「草加 わが家の環境宣言」開始
平成18年7月	第2回生きものふれあいフェスタ開催
平成18年8月	第12回子ども環境サミット開催
平成18年11月	第6回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
平成18年12月	草加市公害防止施設整備資金融資条例一部改正
平成19年1月	環境共生都市宣言推進事業「第1回環境フェア」開催
平成19年3月	太陽光発電システム設置費補助廃止
平成19年4月	高効率給湯器等購入補助募集開始 アイドリングストップ機能付自動車購入・アイドリングストップ装置装着補助募集開始 「草加市綾瀬川をきれいにする会」と「草加市環境共生都市宣言推進委員会」が合併し「草加環境推進協議会」発足
平成19年6月	「不都合な真実」上映会開催
平成19年7月	第3回生きものふれあいフェスタ開催
平成19年8月	第13回子ども環境サミット開催
平成19年9月	草加市公害防止施設整備資金融資条例一部改正
平成19年11月	第7回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
平成20年2月	環境共生都市宣言推進事業「第2回環境フェア」開催
平成20年7月	草加市地域省エネルギー・ビジョン策定 草加市町会連合会、草加商工会議所、草加市商店連合事業協同組合及び草加環境推進協議会が行ったライトダウンキャンペーンを支援
平成20年8月	第4回生きものふれあいフェスタ開催
平成20年11月	第14回子ども環境サミット開催
平成20年12月	第8回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催 環境共生都市宣言推進事業「第3回環境フェア」開催
平成21年2月	草加市地域省エネルギー・ビジョン重点テーマに係る詳細ビジョン策定 葛西用水へ冬期の試験通水開始
平成21年6月	環境共生都市宣言10周年記念事業「第4回環境フェア」・「第9回綾瀬川再生21事業」映画「ウォーリー」上映
平成21年7月	新リサイクルセンター完成（10月より稼働） 太陽光発電システム設置費補助を再開 深夜化スタイル社会実験 in SOKA実施
平成21年8月	草加市町会連合会、草加商工会議所、草加市商店連合事業協同組合及び草加環境推進協議会が行った第2回ライトダウンキャンペーンを支援 第5回生きものふれあいフェスタ開催 第15回子ども環境サミット開催

平成22年3月	市役所屋上に太陽光発電システム設置 地球温暖化対策基金設立
平成22年4月	草加市環境基本計画（第3版）改定
平成22年6月	改正土壤汚染対策法施行
平成22年7月	環境共生都市宣言推進事業「第5回環境フェア」開催・映画「ウルルの森の物語」上映
平成22年8月	草加市町会連合会、草加商工会議所、草加市商店連合事業協同組合及び草加環境推進協議会が行った第3回ライトダウンキャンペーンを支援
平成22年11月	第6回生きものふれあいフェスタ開催 第16回子ども環境サミット開催 第10回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
平成23年2月	葛西用水への工業用水導水廃止
平成23年3月	東日本大震災発生 東京電力福島第一原子力発電所事故発生 アイドリングストップ機能付自動車購入・アイドリングストップ装置装着補助廃止
平成23年6月	空間放射線量測定開始
平成23年7月	第7回生きものふれあいフェスタ開催 アナログテレビ放送から地上デジタル放送に完全移行
平成23年8月	第17回子ども環境サミット開催
平成23年9月	放射線測定器2台購入
平成23年10月	埼玉県東南部地域放射線対策協議会設立
平成23年11月	放射線定点測定開始 第11回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催 環境共生都市宣言推進事業「第6回環境フェア」開催・映画「KIZUKI」上映
平成23年12月	放射線量計31台購入（放射線量計市民に貸し出し開始）
平成24年2月	ISO14001の認証返上
平成24年3月	綾瀬川清流ルネッサンス連絡会発足 草加市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定
平成24年5月	地球温暖化対策基金廃止 給食の放射性物質検査開始
平成24年7月	環境共生都市宣言推進事業「第7回環境フェア」開催 第8回生きものふれあいフェスタ開催
平成24年8月	第18回子ども環境サミット開催
平成24年11月	第12回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
平成25年3月	草加市土砂等の堆積の規制に関する条例制定
平成25年6月	環境共生都市宣言推進事業「第8回環境フェア」開催・映画「ライフ」上映
平成25年7月	「草加市土砂等の堆積の規制に関する条例」施行
平成25年9月	第9回生きものふれあいフェスタ開催
平成25年10月	第19回子ども環境サミット開催
平成25年11月	古綾瀬自然ひろば完成 第13回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
平成26年2月	子育て支援センター・さかえ保育園にBEMSを設置
平成26年3月	屋上緑化補助廃止、高効率給湯器補助見直し（エコジョーズ、エコキュート廃止、太陽熱利用給湯器、地中熱利用給湯器、家庭用コーナーネーションシステム及び燃料電池給湯器補助に特化）
平成26年4月	H E M S 及び家庭用蓄電池補助開始
平成26年6月	環境共生都市宣言推進事業「第9回環境フェア」開催・映画「北極のナヌー」上映
平成26年8月	第20回子ども環境サミット開催
平成26年10月	川柳小学校内に「川柳野鳥の森ビオトープ」が完成
平成26年11月	第14回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催

平成27年4月	次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリット自動車）補助開始
平成27年6月	環境共生都市宣言推進事業「第10回環境フェア・第47回消費生活展」合同開催・映画「世界の果ての通学路」上映
平成27年8月	埼玉エコタウンプロジェクト展開エコタウンに谷塚駅西口地域指定
平成27年11月	第21回子ども環境サミット開催 第15回綾瀬川再生21事業「水辺から綾瀬川を見直そう」開催
平成28年2月	市役所第二庁舎屋上に太陽光発電システム・蓄電池システム設置
平成28年3月	谷古田用水浄化施設運用停止
平成28年4月	第二次草加市環境基本計画策定
平成28年5月	第三次草加市環境にやさしい庁内率先実行計画策定 草加市公害防止施設整備資金融資条例廃止
平成28年6月	東埼玉資源環境組合第二工場稼働 環境共生都市宣言推進事業「そうか環境とくらしフェア2016」開催
平成28年11月	街なか緑化事業開始（公共施設及び環境とくらしフェアでゴーヤの配布） 市民参加による「そうか生きもの調査」開始 第16回綾瀬川再生21事業開催
平成29年2月	谷塚小学校・谷塚文化センターに、太陽光発電システム・蓄電池設置
平成29年4月	給食の放射線検査室をリサイクルセンターから本庁舎に移転
平成29年6月	街なか緑化事業（公共施設及び草加マルイでゴーヤを配布）
平成29年8月	「平成29年度夏休み綾瀬川探検隊」開催
平成29年10月	環境共生都市宣言推進事業「そうか環境とくらしフェア2017」開催
平成29年11月	第17回綾瀬川再生21事業開催
平成29年12月	そうか公園修景池南側「池の水せんぶ抜く大作戦」実施 草加環境推進協議会創立10周年記念事業 「そうかの自然マップ」の発行 綾瀬川左岸広場にクヌギの植樹を実施
平成30年5月	そうか公園修景地北側「池の水せんぶ抜く大作戦」実施
平成30年6月	生物多様性講演会開催 埼玉エコタウンプロジェクト協定期間満了
平成30年7月	街なか緑化事業（公共施設及び草加マルイでゴーヤの配布）
平成30年11月	生物多様性講演会開催 第18回綾瀬川再生21事業開催 環境共生都市宣言推進事業「そうか環境とくらしフェア2018」開催
平成31年3月	生物多様性講演会開催 生物多様性そうか戦略策定 子育て支援センター・さかえ保育園BEMS運用停止
令和元年6月	街なか緑化事業（公共施設及び草加マルイでゴーヤの配布）
令和元年7月	本庁舎屋上太陽光発電システム撤去（本庁舎建替）
令和元年8月	草加市夏のボランティアスクール－川で自転車をさらっちゃおう！－大作戦－開催
令和元年10月	生物多様性講演会開催 第19回綾瀬川再生21事業開催
令和元年11月	環境共生都市宣言事業「そうか環境とくらしフェア2019」開催
令和2年3月	第二次草加市環境基本計画（第二版）策定 草加市役所エコ計画－第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－策定
令和2年6月	街なか緑化事業（コミュニティセンター7か所でゴーヤの配布）
令和2年10月	綾瀬川、古綾瀬川及び伝右川で「綾瀬川流域クリーン大作戦」を縮小開催
令和3年4月	埼玉県東南部地域5市1町「ゼロカーボンシティ」共同宣言

## 用語説明

### 【あ行】

#### アイドリングストップ

自動車を利用する際に、停車中に積極的にエンジンを切ることで CO<sub>2</sub>排出の削減や省エネルギー推進を図ります。

#### アスベスト

天然に産する非常に細かい鉱物繊維の総称（髪の毛の約 5 千分の 1）。アスベスト繊維（石綿）を肺に吸い込むことで悪性中皮腫や肺がんを起こす発がん性があります。

#### 一般環境大気測定局（一般局）

大気汚染防止法第 22 条の規定に基づき大気汚染の状況を常時監視するための測定局であって、地域全体の汚染状況を把握するための測定局です。特定の工場等の影響を受けない地点に設置しています。

#### 一酸化炭素（CO）

無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生します。人体への影響は、呼吸器から入った一酸化炭素が血液中のヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害し、頭痛、めまい、意識障害、酸素欠乏症等を引き起します。主な発生源は、自動車の排出ガスです。

#### 温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスをいいます。温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンガス等があります。

### 【か行】

#### 化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物が酸化剤（過マンガン酸カリウム等）によって分解される時、酸化剤の酸素をいくら消費するか、その消費酸素量をいいます。化学的酸素要求量は、海等の有機物による汚濁の程度を示す指標の 1 つで、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示しています。

#### 環境基準

環境基本法により国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準を指します。環境基準は行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なります。

#### 気候変動適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用することです。既に起こり

つつある影響の防止・軽減のために直ちに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための長中期的施策があります。

#### グリーン購入

環境への負荷が少ない商品やサービスを優先して購入することを指します。

#### グリーンコンシューマ推進活動

自然を大切にし、環境に配慮して、①環境に影響の少ない商品、②健康にやさしい商品、③ごみの少ない商品を選んで購入することを普及・啓発する活動をいいます。

#### 公害

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染・水質汚濁・土壤汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭（以上を典型 7 公害という）によって人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいいます。

#### 光化学オキシダント（Ox）

太陽光線（紫外線）によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾン等のオキシダント酸化性物質の集合体で、その影響は、眼や気道の粘膜刺激等の健康被害のほか、植物の葉の組織破壊等広範囲に及びます。

#### 光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素類等の一次汚染物質が、強い太陽光の紫外線により光化学反応をおこし、酸化力の強いオゾンや種々の過酸化物（光化学オキシダント）、酸ミスト等を生成し、ガス状及び液体粒子状物質の混じり合ったスモッグを形成します。このスモッグは、眼や呼吸器の粘膜を刺激したり、また農作物等に被害をもたらします。

#### 公共下水道

主として市街地の下水を排除し、または処理するため地方公共団体が管理する下水道を指します。

#### コンポスト

土壤改良効果を持つ有機資材のことです。台所からでる生ごみや落ち葉等からも作ることができ、家庭菜園や盆栽等の肥料として利用できます。

### 【さ行】

#### 最終処分場

ガラス・金属等の不燃ごみやプラスチック等の焼却不適ごみを、埋め立て等により処分する場所を指します。特に都市部における廃棄物の増加に伴い、最終処分場の容量が不足しており、新規用地の確保が問題となっています。

#### 再生可能エネルギー

自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギーのことです。石油や石炭等の化石エネルギーと異なり CO<sub>2</sub>を排出しないため、クリーンなエネルギーです。太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱及びバイオ

マスが再生可能エネルギーとして規定されています。

### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類等「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同法施行令で定める合計 19 種類の廃棄物をいいます。産業廃棄物は、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者又は地方公共団体等に処理を委託しなければならないとされています。

### 酸性雨

工場、自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質がいったん大気中で酸化されて、酸化物が生成されますが、さらにその酸化物が雨水に取り込まれて生じる pH5.6 以下の雨をいいます。

### 三点比較式臭袋法

悪臭を人の鼻（嗅覚）で測定するいわゆる官能試験法の一種です。悪臭を含む空気が入っている袋 1 つと、無臭の空気だけ入っている袋 2 つ、計 3 つの袋の中から、試験者に悪臭の入っている袋をあててもらう方法です。悪臭を次第にうすめながら、臭わなくなるまでこれをくり返し、何倍にうすめれば区別がつかなくなるかを算出し、その値の常用対数値に 10 を乗じた数値を「臭気指数」とします。

### 指針値

環境基本法に基づく環境基準値が定められない成分について、指針により、目安となる値を定めています。例えば、大気汚染物質である炭化水素では、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」によって指針値が示されています。

### 次世代自動車

ガソリン自動車やディーゼル自動車等従来の自動車と比べて、環境への負荷を低減させる新技術を搭載した自動車のことをいいます。プラグインハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車等があります。

### 自然エネルギー

太陽光、水力、風力、地熱等自然の活動によって生み出されるエネルギーを指します。

### 自動車騒音

自動車の運行に伴い発生する騒音で、主な発生源はエンジン音・排気音及びタイヤと路面の摩擦音です。

### 自動車排出ガス測定局（自排局）

大気汚染防止法第 22 条の規定に基づき大気汚染の状況を常時監視するための測定局であって、自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の状況を把握するための測定局です。交差点、道路及び道路端付近に設置しています。

### 循環型社会

環境への負荷の低減を図るために、資源やエネルギーのリサイクルやリユースに配慮したシステムを有する社会をいいます。例えば、雨水の地中かん養や中水利用等の水の循環への配慮、生ごみの堆肥化、古紙や缶のリサイクル等資源の循環等の仕組みや設備を備えたり、大気の循環を促す風の通り道や緑地の配置に配慮した都市構造を有する社会をいいます。

### 省エネルギー

石油等の有限なエネルギー資源の消費を極力少なくすることをいいます。エネルギーの有限性が叫ばれる中、事業活動や市民の日常生活レベルにおいて取組が行われています。

### 生産緑地

市街化区域内において公害の防止または災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地法により指定された農地を指します。地区に指定されると税制上の優遇措置等が受けられますが、地区内では建築物等の新築または増築や宅地造成等の土地の形質の変更等はできないことになります。

### 生物化学的酸素要求量（BOD）

水中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいいます。生物化学的酸素要求量は、河川水等の有機物による汚濁の程度を示す指標の 1 つで、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示しています。

### 生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりの事をいいます。生物多様性条約では、「すべての生物の間の変異性を指すものとし、種内の多様性、種間の多様性および生態系の多様性を含む」と定義されています。

### 【た行】

#### ダイオキシン類

有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランにコプラナー-PCB を含めた物質の総称。

#### 炭化水素（HC）

炭素(C)と水素(H)からなる有機化合物の総称。発生源は主として自動車の燃料の未燃ガソリンそのものと、自動車の排気ガス中の不完全燃焼によって発生する炭化水素の 2 種類に分類できます。炭化水素は窒素酸化物と混合した場合は強烈な日射により光化学スモッグを生成します。

### 地球温暖化

温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地表面の気温が上昇してしまうこと。

### 窒素酸化物（NOx）

窒素と酸素の化合物の総称。窒素酸化物（NOx）は、燃料その他の物質の燃焼に伴って発生します。

大気中には多くの種類のものが存在しますが、主に一酸化窒素( $\text{NO}$ )と二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )が大気汚染に関係しています。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の一つでもあります。

### 都市公園

国営公園と地方公共団体が設置する都市公園(街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等)があります。

### トリクロロエチレン

近年、各地で地下水汚染を起こした有機塩素系化学物質のことを指します。金属部品洗浄、半導体製造工程等で使われています。人体への影響は肝機能の低下が知られています。

### 【な行】

#### 二酸化硫黄 ( $\text{SO}_2$ )

石油や石炭等の硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生します。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそく等の原因となったことで知られています。

#### 二酸化窒素 ( $\text{NO}_2$ )

石油や石炭等の窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生します。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素の形で生成され、これが大気中に放出された後、酸素と結びついて二酸化窒素となります。二酸化窒素は呼吸器系に好ましくない影響を与えます。

### 【は行】

#### バードサンクチュアリ

野鳥を中心とした野生生物が安心して生息できる場所として確保された土地を指します。

#### 廃棄物

その物を占有している者が自ら利用、または他人に有償で売却することができないため不用となつた物をいいます。廃棄物の中には、主として家庭から発生する野菜くず等の一般廃棄物と、主として工場から発生する汚泥等の産業廃棄物の2つに大別されます。

#### パートナーシップ

市民・事業者・市等、これまで各々の目的に応じた生活や事業等を行い、時には相反する関係にもなってきた主体が、地域単位で環境保全やまちづくり等共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取組を行うときの協調的関係を指します。(協働)

#### ビオトープ

ドイツ語で Bio (生物)、Top (所) を意味し、学術上生物圏の地域的な基本単位を示し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられます。

#### ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるよう

に見える現象をいいます。ヒートアイランド現象は、都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、加えて都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルト等に覆われて乾燥化した結果、夜間気温が下がらないことにより発生します。特に夏には、エアコンの排熱が室外の気温をさらに上昇させ、また、上昇した気温がエアコンの需要をさらに増大させるという悪循環を生み出しています。

#### 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が  $2.5 \mu\text{m}$ (マイクロメートル)以下の微小な粒子をいいます。

#### 浮遊状物質 (SS)

生活環境項目の1つで、水中に懸濁している物質のうち、濾過によって水から分離できる物質を指します。単位は  $\text{mg/L}$  で表示され数値が大きいほど透明性が低下します。

#### 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中の粒子状物質のうち、粒径  $0.01\text{mm}$  以下の粒子状物質を指します。浮遊粒子状物質は人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすことがあるため、環境基準が設定されています。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもあります。

#### 放射線

放射性元素が崩壊する際放出される粒子線や電磁波の総称。放射性元素から出たものでない粒子線や電磁波、宇宙線等も含みます。

#### 放射能

放射性物質が放射線を出す現象または性質のことです。

### 【や行】

#### 屋敷林

防風、防火のため屋敷の周囲にめぐらされた樹林を指します。

#### 有害化学物質

フロンや有機塩素系化合物、ダイオキシン類等、環境中での分解性が著しく低く、人体に悪影響を及ぼす物質を指します。

#### 溶存酸素量 (DO)

溶存酸素量とは、水中に溶け込んでいる酸素量を指します。清水中には通常  $7 \sim 10\text{mg/L}$  程度含まれていますが、有機物による汚濁が進行すると汚濁物質が酸素を消費するため溶存酸素量は減少します。

#### 要請限度

自動車交通騒音、交通振動が一定の限度を超えており道路周辺の生活環境が著しく損なわれているときは、市町村長から公安委員会に対して、道路交通法の規定による交通規制の措置をとるべきことを要請できるとされており、この騒音、振動の限度を要請限度といいます。

## 【英数】

### BEMS (ベムス)

ビルエネルギー管理システムの略で、ビルの照明や空調設備等のエネルギー消費の効率化を図るシステムのことです。建物内に配した各種センサーにより温度や湿度等を感じし、室内環境に合わせて機器や設備の運転を最適に制御・管理するものです。

### Bq (ベクレル)

放射性核種の壊変数が 1 秒につき 1 個であるときの放射能の量のことであり、1 秒間に何個の原子核が壊変するかを示しています。

### dB (デシベル)

騒音・振動の大きさの感じたは、振幅、周波数等によって異なります。騒音・振動の大きさは、物理的に測定した振幅の大きさに周波数による感覚補正を加味して、dB で表します。

### HEMS (ヘムス)

住宅用エネルギー管理システムの略で、住宅内のエネルギー消費機器や発電設備を情報ネットワークでつなぎ、各機器の運転を最適な状態に制御して省エネルギーをトータルで実現するための次世代のシステムのことです。

## ISO14000 シリーズ

環境管理に関する国際的な規格のことです。事業体がそれぞれの活動の中で環境問題との関わりを考え、環境行動の改善を継続的に実施するシステムを自ら構築し、そのシステムの構築と運用を公正な第三者（審査登録機関）が評価します。

### ng (ナノグラム)

10 億分の 1 グラム

### NOx

「窒素酸化物」参照

### Nm<sup>3</sup>

0°C、1 気圧の状態に換算した 1m<sup>3</sup> ガス量を表します。

### pg (ピコグラム)

1 兆分の 1 グラム

### pH (ピーエイチ、ペーハー)

水素イオン濃度をいいます。河川や海域での水質判定項目になっています。7 が中性、これより高い場合はアルカリ性、低い場合は酸性と定義されています。

### SV (シーベルト)

放射線量を表す線量等量の単位であり、吸収する放射線エネルギーの人体への影響度を表します。

### TEQ (毒性等量)

ダイオキシン類は多くの異性体が存在し、毒性もそれぞれに異なるため、最も毒性の強い 2,3,7,8

—四塩化ジベンゾパラジオキシン (2,3,7,8-TCDD) の毒性に換算して表わしていることを示すものです。

### VOC (揮発性有機化合物)

常温常圧で大気中で気体状となる有機化合物の総称です。具体例としてはトルエン、ベンゼン、フロン類、ジクロロメタンなどを指し、これらは溶剤、燃料として重要な物質であることから、幅広く使用されています。環境中に放出されると、健康被害を引き起こすことがあります。

## ○ 草加市環境基本条例

平成 12 年  
条例第 18 号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第6条）

#### 第2章 環境の保全等に関する基本的な施策等

（第7条—第24条）

#### 第3章 環境審議会（第25条—第32条）

#### 附則

私たちのまち草加は、綾瀬の川の流れと草加松原をシンボルとして、歴史と文化を築き発展してきた。

都市としての発展に伴う人口の急増や工場の進出により、水質汚濁、大気汚染、悪臭など様々な公害問題が発生したが、公害防止対策を進め、その解決に努めてきた。

しかし、近年になり、生活排水による水質汚濁、自動車の排気ガスによる大気汚染、廃棄物の増大、緑の減少など、都市・生活型の環境問題が拡大するとともに、ダイオキシン類など新たな有害物質の問題が発生している。

私たちの社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさを高める一方、資源やエネルギーを大量に消費し、自然の再生能力や浄化能力を越えるような規模となり、その結果すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壤及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していくなければならない。

私たちは、共に力を合わせ、環境の保全及び創造を推進し、「人と自然が共に生きるまち そうか」をつくるため、ここに、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものという。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

##### （基本理念）

第3条 環境の保全等は、現在及び将来の市民がうるおいと安らぎのある恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、すべての者が環境への負荷を低減するため、自主的かつ積極的に行動することによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

##### （市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

##### （事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。
- (2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。
- (3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を使用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

##### （市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

#### 第2章 環境の保全等に関する基本的な施策等

##### （施策の策定等に当たっての環境への配慮）

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全等について配慮するものとする。

##### （環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、草加市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全等に関する長期的な目標、総合的な施策の大綱その他環境の保全等に関する必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公示するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

##### （環境基本計画との整合）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(報告書の作成)

第10条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関する講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(事業等に係る環境への配慮)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行なう事業者が、当該事業を実施するに際し、その事業が環境に配慮されたものとなるよう必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制措置)

第12条 市は、公害(放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染によるものを除く。)の原因となる行為及び環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に關し、必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第13条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等のための適切な措置をとることを助長するため、必要があると認められるときは、適正な助成措置を講ずるように努めるものとする。

(資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進)

第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、事業者及び市民に対し、資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進を図るものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用の推進に努めるものとする。  
(環境教育及び環境学習の推進等)

第15条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(民間団体等の環境の保全等に関する活動の促進)

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行なう環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、第15条の教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第18条 市は、環境の保全等の施策に、市民の意見を反映することができるよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視、巡回、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境監査)

第20条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行なう環境監査に關し調査研究を行うとともに、その普及に努めるものとする。

(民間団体等との連携)

第21条 市は、環境の保全等に関する施策が民間団体等の積極的な参加と協働により効果的に推進されるようその連携に努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第22条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調

整し、推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境の保全)

第23条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、国、埼玉県及び関係機関と連携して、地球環境の保全に關し、技術及び情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取り組みが必要とされる環境の保全等の施策の策定及び実施に當たっては、国、埼玉県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第25条 環境保全等に関する基本的事項を審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、草加市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第26条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に關すること。
- (2) 公害防止に關すること。
- (3) 自然保護に關すること。
- (4) 地球環境に關すること。
- (5) その他環境の保全等に關し必要なこと。

(組織)

第27条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係団体の役職員
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第30条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第31条 審議会は、所掌事項に關し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第32条 第25条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年5月1日から施行する。

以下 略

# ○草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例

平成16年  
条例第31号

改正 平成17年3月28日条例第8号

草加市公害防止条例（昭和48年条例第22号）の全部を改正する。

## 目次

第1章	総則
第1節	目的及び定義（第1条・第2条）
第2節	市の責務（第3条—第7条）
第3節	事業者の責務（第8条—第11条）
第4節	市民の責務（第12条）
第2章	公害発生源の規制
第1節	規制基準（第13条）
第2節	特定工場等の設置の手続等（第14条—第29条）
第3節	工場及び事業場に対する命令等（第30条—第33条）
第4節	事故時等の措置等（第34条）
第5節	特定建設作業（第35条—第38条）
第3章	土壤汚染等の対策（第39条—第41条）
第4章	都市生活型公害の防止
第1節	生活騒音の防止（第42条・第43条）
第2節	生活排水による水質汚濁の防止（第44条—第46条）
第3節	生活悪臭の防止（第47条・第48条）
第4節	生活環境の保全（第49条—第52条）
第5章	地球環境の保全
第1節	温暖化物質の排出抑制（第53条—第55条）
第2節	酸性雨原因物質の排出抑制（第56条・第57条）
第3節	オゾン層破壊物質の排出防止（第58条）
第6章	雑則（第59条—第62条）
第7章	罰則（第63条—第67条）
附則	
第1章	総則
第1節	目的及び定義

### （目的）

第1条 この条例は、草加市環境基本条例（平成12年条例第18号。以下「基本条例」という。）第12条の規定により、公害の原因となる行為等に関する必要な規制を行うとともに、市、事業者及び市民の責務並びに環境の保全に必要な措置を定めることにより、公害を防止し、環境への負荷を低減して、現在から将来にわたる市民の健康と安全を確保することを目的とする。（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。
- (2) 環境への負荷 基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。
- (3) 特定工場 別表第1に掲げる工場又は事業場をいう。
- (4) 特定作業場 別表第2に掲げる作業場をいう。
- (5) 特定建設作業 別表第3に掲げる建設作業をいう。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものと除く。
- (6) 公害関係法令 環境基本法（平成5年法律第91

号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）その他規則に定めるものをいう。

- (7) 開発関係法令 農地法（昭和27年法律第229号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (8) 設置者等 施設の設置者、管理者、占有者及び所有者（第29条の規定によりその地位を承継した者を含む。）をいう。
- (9) 特定有害物質 埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）第76条に規定する特定有害物質をいう。

### 第2節 市の責務

#### （基本的責務）

第3条 市は、市民の健康で快適な暮らしを確保するため、あらゆる施策を通じて公害を防止するとともに、環境への負荷を総合的に低減させるように努めなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たって、市民及び事業者の意見を尊重するとともに、それらの参画及び協働が促進されるように努めなければならない。

#### （調査及び研究）

第4条 市は、公害の防止、環境の状況の把握その他の環境への負荷の低減に関する施策の策定に必要な調査及び研究に努めなければならない。

#### （監視及び測定）

第5条 市は、公害の防止、環境の状況の把握その他の環境への負荷の低減に関する施策を適正に実施するために必要な監視及び測定を実施しなければならない。

#### （情報の提供）

第6条 市は、公害の防止及び環境への負荷の低減を行うため、必要な情報を公表しなければならない。

#### （中小企業者に対する支援）

第7条 市は、中小企業者の公害防止施設の整備を促進するため、その施設の設置又は改善等について必要な資金の助成、技術的な助言その他必要な支援に努めるものとする。

### 第3節 事業者の責務

#### （基本的責務）

第8条 事業者は、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、この条例に違反しない場合であっても、公害の防止について最善の努力をしなければならない。

3 事業者は、市が実施する公害の防止その他の環境への負荷の低減に関する施策に積極的に参画し、協力しなければならない。

#### （管理及び監視）

第9条 事業者は、公害の発生源を厳重に管理するとともに、公害の発生状況を常時監視しなければならない。

#### （研究開発）

第10条 事業者は、環境への負荷の低減に必要な技術の研究開発に努めなければならない。

#### （公害防止協定の締結）

第11条 事業者は、公害防止に関する協定を市と締結するよう努めなければならない。

### 第4節 市民の責務

#### （基本的責務）

第12条 市民は、日常生活に伴って生ずる公害の防止

に努め、市が実施する公害の防止その他の環境への負荷の低減に関する施策に積極的に参画し、協力しなければならない。

## 第2章 公害発生源の規制

### 第1節 規制基準

(規制基準の遵守等)

第13条 工場又は事業場は、次の各号に定める規制基準（以下「規制基準」という。）を超える騒音、振動、有害ガス及び悪臭を発生させてはならない。

(1) 騒音に係る規制基準 別表第4

(2) 振動に係る規制基準 別表第5

(3) 有害ガスに係る規制基準 別表第6

(4) 悪臭に係る規制基準 別表第7

2 市長は、前項の規制基準を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、基本条例第25条に規定する草加市環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

### 第2節 特定工場等の設置の手続等

(特定工場等の設置許可の申請)

第14条 特定工場又は特定作業場（以下「特定工場等」という。）を新たに設置しようとする者は、規則で定めるところにより、当該特定工場等の設置の工事前に次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及びその代表者の氏名）
- (2) 特定工場等の名称及び所在地
- (3) 業種並びに作業の種類及び方法
- (4) 建物の名称、構造及び配置
- (5) 施設の名称、構造及び配置
- (6) 原材料、燃料及び用水の種類並びにそれらの使用量
- (7) 使用する水の排水先
- (8) 公害の防止の方法に関する計画
- (9) その他規則で定める事項

2 前項第8号の計画は、当該特定工場等に係る同項第3号から第7号までに掲げる事項についてあらかじめ十分に検討し、当該特定工場等において生ずるおそれがあると認められる公害（地盤の沈下によるものを除く。以下この節において同じ。）について総合的な防止の方法を講じようとするものでなければならない。

3 第1項の申請をしようとする者（草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（平成17年条例第8号）別表第1第4項に定める特定工場等を設置しようとする者に限る。）は、第1項の申請の前に、同条例第20条から第28条までに規定する手続等を行わなければならない。

4 第1項の申請をした者（以下「申請者」という。）は、申請に係る計画を中止したときは、その日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

5 申請者は、次条第1項の審査済証の交付を受けた後でなければ、当該特定工場等の設置の工事を行うことができない。

(平17条例8・一部改正)

(設置の審査)

第15条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、当該申請に係る特定工場等が、次の各号のいずれにも該当するときは、特定工場等の設置に係る審査済証（以下「審査済証」という。）を申請者に交付しなければならない。

(1) 公害関係法令並びに埼玉県生活環境保全条例に定める基準及び規制基準に適合すること。

(2) この条例及び開発関係法令の規定に違反しないこと。

2 前項の審査済証には、公害防止のため必要な限度において、条件を付すことができる。

3 第1項の審査済証の有効期限は、交付の日が属する年から起算して3年間とする。ただし、市長が認める場合は有効期限を延長することができる。

4 市長は、原則として、前条第1項の申請があつた日から起算して60日以内に、第1項の審査済証交付の可否を決定し、申請者に通知しなければならない。  
(完成届)

第16条 前条第1項の審査済証の交付を受けた者は、当該特定工場等の設置の工事が完成した日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。  
(設置の許可等)

第17条 市長は、前条の規定による届出があつた場合において、当該申請に係る特定工場等が、次の各号のいずれにも該当するときは、許可をしなければならない。

- (1) 公害関係法令並びに埼玉県生活環境保全条例に定める基準及び規制基準に適合すること。
- (2) この条例及び開発関係法令の規定に違反しないこと。
- (3) 第15条第2項の条件に適合すること。
- (4) 第15条第3項の有効期限内に前条の届出があること。

2 市長は、前項の許可に際し、許可の審査に必要な限度において、検査を行うものとする。

3 市長は、原則として、前条の届出があつた日から起算して30日以内に、第1項の許可の可否を決定し、申請者に通知しなければならない。

4 申請者は、第1項の許可を受けた後でなければ、当該特定工場等の作業場を使用してはならない。  
(変更許可の申請)

第18条 前条第1項の許可を受けた者は、当該特定工場等に係る第14条第1項第3号から第8号までに掲げる事項（規則で定める軽微な変更を除く。）を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該特定工場等の変更の工事前に申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第14条第3項及び第4項の規定は、前項の申請に準用する。この場合において、同条第4項中「審査済証」とあるのは「変更審査済証」と、「設置」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。  
(変更の審査)

第19条 市長は、前条第1項の申請があつた場合において、第15条第1項各号のいずれにも該当するときは、特定工場等の変更に係る審査済証（以下「変更審査済証」という。）を申請者に交付しなければならない。

2 前項の変更審査済証には、公害防止のため必要な限度において、条件を付すことができる。

3 第15条第3項及び第4項の規定は、第1項の場合において準用する。この場合において、これらの規定中「審査済証」とあるのは「変更審査済証」と読み替えるものとする。  
(変更の完成届)

第20条 前条第1項の変更審査済証の交付を受けた者は、当該特定工場等の変更の工事が完了した日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。  
(変更の許可等)

**第21条** 市長は、前条の規定による届出があった場合において、第17条第1項各号のいずれにも該当するときは、許可をしなければならない。この場合において、同項第3号中「第15条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、同項第4号中「第15条第3項」とあるのは「第19条第3項」の規定により準用される第15条第3項」と読み替えるものとする。

- 2 第17条第2項から第4項までの規定は、前項の許可に準用する。この場合において、同条第4項中「当該特定工場等」とあるのは「当該特定工場等の当該変更に係る部分」と読み替えるものとする。

(軽微な変更の届出)

**第22条** 第17条第1項の許可を受けた者は、当該特定工場等に係る第14条第1項第1号、第2号若しくは第9号の事項の変更又は第18条第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、当該変更をした日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の失効)

**第23条** 第28条の届出があったとき、又は工場若しくは事業場がこの条例の特定工場等に該当しなくなつたときは、当該特定工場等に係る第17条第1項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し)

**第24条** 市長は、特定工場等の設置者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定工場等に係る第17条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 詐欺その他不正な手段により、第17条第1項又は第21条第1項の許可を受けたとき。  
(2) 第31条の規定による命令に違反したとき。  
(3) 第34条第4項の規定による命令に違反したとき。  
(4) 第17条第1項の許可の日から起算して3年以内に使用を開始せず、又は3年以上引き続き休止している場合で、当該特定工場等の使用を開始し、又は再開する見込みがないとき。

(手数料)

**第25条** 第17条第1項又は第21条第1項の許可を申請しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

(1) 特定工場等の設置の場合

ア 特定工場等の作業場の床面積等の合計が100平方メートル以下のもの 1件につき3,000円

イ 特定工場等の作業場の床面積等の合計が100平方メートルを超える300平方メートル以下のもの 1件につき5,000円

ウ 特定工場等の作業場の床面積等の合計が300平方メートルを超える500平方メートル以下のもの 1件につき8,000円

エ 特定工場等の作業場の床面積等の合計が500平方メートルを超えるもの 1件につき10,000円

(2) 特定工場等の変更の場合 1件につき3,000円

- 2 市長は、特定工場等の設置又は変更が公害の防止を目的とするものであるときその他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

- 3 既納の手数料は、申請事項の変更若しくは申請の取下げ又は不許可の場合においてもこれを還付しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(現況届)

**第26条** 特定工場等の設置者等は、市長が指定する年から3年ごとに、当該年の4月1日から30日以内において、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及びその代表者の氏名)  
(2) 特定工場等の名称及び所在地  
(3) ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生状況及びその防止方法  
(4) その他市長が必要と認める事項  
(表示板の掲示)

**第27条** 第17条第1項の許可を受けた者は、当該特定工場等の名称、許可年月日その他規則で定める事項について記載した表示板を、当該特定工場等における公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 2 前項の表示板を掲示した者は、当該表示板に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、当該事項を書き換えなければならない。

- 3 第1項の表示板を掲示した者は、当該特定工場等を廃止したとき、又は当該特定工場等が特定工場等に該当しなくなったとき、若しくは第24条の規定により許可を取り消されたときは、速やかに表示板を撤去しなければならない。

(廃止の届出)

**第28条** 第17条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定工場等を廃止したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

**第29条** 第17条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る特定工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定工場等に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。

- 2 第17条第1項の許可を受けた者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る特定工場等を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

- 3 前2項の規定により第17条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。第1項に規定する特定工場等の借り受けが終了したときも、また同様とする。

**第3節 工場及び事業場に対する命令等**

(改善勧告)

**第30条** 市長は、工場又は事業場が規制基準に違反していると認めるときは、工場又は事業場の設置者等に対し、期限を定めて当該工場又は事業場の建物及び施設の構造若しくは配置、公害の防止方法又は作業の方法等について必要な改善を行うよう勧告することができる。

(改善命令又は一時停止命令)

**第31条** 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき、又は特定工場等の設置者等が第21条第1項の規定による許可を受けないで第14条第1項第3号から第8号までに掲げる事項を変更したときは、その者に対し、期限を定めて当該改善を行うよう命じ、又はその施設の使用若しくは作業の一時停止を命ずることができる。

(操業停止命令等)

**第32条** 市長は、第17条第1項の許可を受けないで特定工場等を設置した者、第21条第1項の許可を受

けないで第14条第1項第3号から第8号までに掲げる事項を変更した者又は第24条の規定により特定工場等の設置の許可を取り消された者に対し、当該特定工場等の作業場の使用の全部又は一部の停止、施設の除却その他公害防止のために必要な措置をとることを命ずることができる。

(改善措置の届出)

第33条 第30条又は第31条の規定により、改善勧告又は改善命令を受けた者は、その勧告又は命令による改善の措置を完了した日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第4節 事故時等の措置等

第34条 工場又は事業場の設置者等は、工場又は事業場の施設、設備等の故障、破損その他の事故において、公害の原因となる物質等により、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、直ちにその事故について応急措置を講ずるとともに、事故の復旧に努めなければならない。

2 工場又は事業場の設置者等は、前項の事故を発生させたときは、直ちに規則で定めるところにより、その事故の状況等を市長に報告しなければならない。

3 工場又は事業場の設置者等は、前項の規定による報告をしたときは、速やかにその事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置に関する計画書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項に規定する事故を発生させた者が同項の応急の措置を講じていないと認めるとき、又は同様の事故を再発させるおそれがあると認めるときは、当該者に対し、応急の措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

第5節 特定建設作業

(実施の届出)

第35条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及びその代表者の氏名）
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の場所
- (4) 特定建設作業の時間及び実施の期間
- (5) 騒音、振動及び排出ガス等の防止の方法
- (6) その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(規制基準の遵守等)

第36条 特定建設作業を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別表第4及び別表第5に定める規制基準を遵守すること。
- (2) 土砂その他土ぼこりの発生原因となる物を、みだりに路上その他周辺に飛散、流出等させないこと。
- (3) 低排出ガスの建設機械等を使用し、排出ガスの低減に努めること。

(改善勧告)

第37条 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音、振動等が規制基準に適合しないことにより、当該特定

建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれ、又は著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態等を除去するために必要な限度において、騒音、振動等の防止方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を勧告することができる。

2 市長は、特定建設作業を行う者が前条第2号の規定に違反していると認められるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態等を除去するために必要な限度において、作業方法の改善、飛散等した土砂等の除去その他必要な措置を勧告することができる。

(改善命令)

第38条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、当該者に対し、期限を定めて、同項の事態等を除去するために必要な限度において、騒音、振動等の防止方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

第3章 土壤汚染等の対策

(土壤汚染等対策指針の作成)

第39条 市長は、土壤からの特定有害物質の大気中への飛散又は当該土壤に起因する地下水の汚染による人の健康に係る被害を防止するため、土壤及び地下水の汚染の調査並びに対策に関する指針（以下「土壤汚染等対策指針」という。）を定めるものとする。

(土地の改変時における改変者の措置)

第40条 規則で定める面積以上の土地について規則で定める行為による改変（以下「改変」という。）をしようとする者（以下「土地改変者」という。）は、あらかじめ、土壤汚染等対策指針に基づき、その改変をしようとする土地（以下「改変予定地」という。）における特定有害物質を取り扱っていた工場又は事業場の設置の状況等を調査し、その結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告により、当該改変予定地の土壤が汚染されているおそれがあると認めるときは、土地改変者に対し、土壤汚染等対策指針に基づき、当該土壤の汚染の状況を調査し、その結果を市長に報告するよう求めることができる。

3 土地改変者は、前項の規定による調査の結果、当該改変予定地の土壤の特定有害物質の濃度が規則で定める基準を超えていることが判明したときは、当該改変予定地の改変に伴う汚染の拡散を防止するため、土壤汚染等対策指針に基づき、汚染した土壤の拡散防止に関する計画（以下「汚染拡散防止計画」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

4 前項の規定により汚染拡散防止計画の提出をした土地改変者は、汚染拡散防止計画の内容を誠実に実施しなければならない。

5 第3項の規定により汚染拡散防止計画の提出をした土地改変者は、汚染の拡散防止の措置が完了したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(勧告)

第41条 市長は、前条の規定に違反をしている者があると認めるときは、当該者に対し、期限を定めて、当該違反をしている事項を是正するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

第4章 都市生活型公害の防止

第1節 生活騒音の防止

(生活騒音の防止)

第42条 何人も、自らの責任と相互の協力により、住宅内及びその周囲において、家庭用機器、住宅用設備

又は音響機器から発生する騒音その他の日常生活に伴って発生する騒音（以下「生活騒音」という。）を防止し、良好な近隣関係の形成と静穏な生活環境の保全に努めるとともに、市が実施する生活騒音の防止に関する施策に協力しなければならない。

（生活騒音対策に関する指針）

第43条 市長は、市民が行う生活騒音を防止する取組を支援するため、生活騒音対策に関する指針を定め、これを公表するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

第2節 生活排水による水質汚濁の防止  
（生活排水による水質汚濁の防止）

第44条 何人も、公共用水域の水質を保全するため、自らの責任において、調理くず及び廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うことにより、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水（以下「生活排水」という。）による水質汚濁の防止に努めるとともに、市が実施する生活排水対策に関する施策に協力しなければならない。

（浄化槽の適正管理）

第45条 水質汚濁の防止に努めるため、浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽以外のものを含む。）を使用している者は、当該浄化槽を適正に維持管理し、生活排水を適正に処理しなければならない。

（生活排水対策に関する指針）

第46条 市長は、市民が行う生活排水による水質汚濁を防止する取組を支援するため、生活排水対策に関する指針を定め、これを公表するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

第3節 生活悪臭の防止

（生活悪臭の防止）

第47条 何人も、自らの責任と相互の協力により、住宅内及びその周囲から発生する悪臭その他の日常生活に伴って発生する悪臭（以下「生活悪臭」という。）を防止し、良好な近隣関係の形成と快適な環境の保全に努めるとともに、市が実施する生活悪臭の防止に関する施策に協力しなければならない。

（生活悪臭対策に関する指針）

第48条 市長は、市民が行う生活悪臭を防止する取組を支援するため、生活悪臭対策に関する指針を定め、これを公表するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

第4節 生活環境の保全

（資材等の適正管理）

第49条 資材、廃材、土砂、廃棄物等の所有者、管理者又は占有者（以下第51条において「所有者等」という。）は、悪臭、ほこり、崩壊、飛散、土壤への浸透等により、近隣の生活環境を害さないよう適正に管理しなければならない。

（屋外作業に伴う騒音及び振動の防止）

第50条 事業者は、屋外において、資材、貨物等の積卸し、運搬用機器の使用、自動車の運行等騒音又は振動を伴う作業を行う場合は、騒音又は振動のより少ない作業方法への変更、防音設備の設置、作業時間の配慮、作業を行う者への教育及び指導等を行うことにより、近隣の生活環境を害さないよう騒音又は振動の発生を防止する措置を講じなければならない。

（指導及び勧告）

第51条 市長は、所有者等又は事業者が、前2条の規定に反して近隣の生活環境を著しく害していると認めるときは、当該者に対し、その事態の改善に必要な措

置をとるよう指導するものとする。

2 市長は、前項の指導に従わない者に対し、その事態の改善に必要な措置をとるよう勧告することができる。

（光害の防止による夜間の生活環境の保全）

第52条 何人も、夜間（午後11時から翌日の午前6時までをいう。）において、光量、配光、色、点滅等により、みだりに近隣の夜間の生活環境を害してはならない。

第5章 地球環境の保全

第1節 温暖化物質の排出抑制

（市民の温暖化物質の排出抑制）

第53条 市民は、地球の温暖化を防止するため、自らの責任と相互の協力により、日常生活における温暖化物質の排出の抑制に努めなければならない。

（事業者の温暖化物質の排出抑制）

第54条 事業者は、事業活動を行うに当たり、地球の温暖化を防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、おおむね次に掲げるところにより温暖化物質の排出の抑制に努めなければならない。

（1）燃料の燃焼の合理化を図ること。

（2）加熱、冷却、伝熱等の合理化を図るとともに、放射、伝導等による熱の損失を防止すること。

（3）廃熱を回収し、利用すること。

（4）温暖化物質を排出する設備の効率的な使用を行うこと。

（温暖化物質の排出抑制に関する指針）

第55条 市長は、事業者が行う温暖化物質の排出の抑制に係る取組を支援するため、温暖化物質の排出の抑制に関する指針を定め、これを公表するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

第2節 酸性雨原因物質の排出抑制

（酸性雨原因物質の排出抑制）

第56条 事業者は、酸性雨の発生を抑制するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、酸性雨の原因となる窒素酸化物、硫黄酸化物等の排出の抑制に努めなければならない。

（酸性雨に係る調査及び研究）

第57条 市長は、酸性雨の発生状況を監視するとともに、その調査及び研究に努めなければならない。

第3節 オゾン層破壊物質の排出防止

第58条 何人も、オゾン層の破壊を防止するため、自らの責任と相互の協力により、オゾン層を破壊する物質の適切な回収、処理等を行い、大気中への排出を防止しなければならない。

第6章 雜則

（報告及び検査等）

第59条 市長は、この条例の目的を達成するために必要な限度において、公害を発生させ、若しくは発生させるおそれのある者に対し、必要な報告を求め、又は市の職員にその者の工場、事業場その他の場所に立ち入り、必要な検査若しくは調査をさせることができる。

2 前項の規定により、立入検査又は調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項に規定する者又はその関係人は、正当な理由なく、同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

4 第1項の規定による立入検査及び調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。（公表）

**第60条** 市長は、公害関係法令又は埼玉県生活環境保全条例若しくはこの条例の規定に違反して著しく公害を発生させている者があるときは、必要に応じ、その旨を公表しなければならない。

2 市長は、前項の公表に当たり、あらかじめ環境審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の公表に当たり、あらかじめ公表される者に対し通知をして、その者に意見を述べる機会を与えるなければならない。

4 第1項の公表の方法、前項の通知の方法等は、規則で定める。

**第61条** 市長は、公害の防止及び環境への負荷の低減のため、次に掲げる事項（事業者の競争上の地位その他正当な利益を侵害する情報を除く。）を公表しなければならない。

(1) 特定工場等の設置許可等の状況

(2) 特定工場等の設置許可等の取消しの状況

(3) 事故時等の措置に関する第34条第2項の報告及び同条第3項の計画書

(4) 土地改変時における特定有害物質に関する第40条第1項及び第5項の報告並びに同条第3項の汚染拡散防止計画

(5) 公害の防止及び環境保全に関する調査並びに監視の結果、明らかになった状況

2 前項の公表の方法は、規則で定める。

(委任)

**第62条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 罰則

(罰則)

**第63条** 次の各号の一に該当する者は、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(1) 第31条又は第32条の規定による命令に違反した者

(2) 第34条第4項の規定による命令に違反した者

**第64条** 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第4項の規定に違反した者

(2) 第21条第2項(第17条第4項の規定を準用する場合によるものに限る。)の規定に違反した者

**第65条** 次の各号の一に該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項の審査済証の交付を受けないで、特定工場等の設置の工事を行った者

(2) 第19条第1項の変更審査済証の交付を受けないで、特定工場等の変更の工事を行った者

(3) 正当な理由なく第34条第2項又は第3項の報告等をせず、又は虚偽の報告等をした者

(4) 第38条の規定による命令に違反した者

(5) 第59条第3項の規定に違反し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

**第66条** 次の各号の一に該当する者は、100,000円以下の罰金に処する。

(1) 第22条、第26条、第28条、第29条第3項、第33条又は第35条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第27条の規定に違反した者

(両罰規定)

**第67条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第63条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例（以下「新条例」という。）の施行の際、現に改正前の草加市公害防止条例（昭和48年条例第22号。以下「旧条例」という。）第16条第1項若しくは第17条第1項の規定による特定工場若しくは特定作業場（以下「旧特定工場等」という。）の設置の許可又は変更の許可（以下「旧特定工場等の設置許可等」という。）を受けている者は、旧特定工場等の設置許可等を受けた工場又は事業場が新条例の特定工場等に該当していないときを除き、当該旧特定工場等について、新条例第17条第1項の許可又は第21条第1項の変更の許可を受けているものとみなす。

3 施行日前にした旧条例第30条の規定に基づく届出については、なお従前の例による。

4 附則第2項及び前項に定めるもののほか、施行日前に旧条例の規定に基づき行われた申請、報告、届出その他の行為及び市長が行った勧告、命令その他の行為は、新条例の相当規定に基づき行われたものとみなす。この場合において、当該行為が行われた日に新条例の相当規定に基づく行為が行われたものとみなす。

5 施行日前にした行為及びこの附則においてなお従前の例によることとされた場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則（平成17年条例第8号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

以下略

# ○草加市土砂等の堆積の規制に関する条例

平成25年  
条例第10号

## (目的)

第1条 この条例は、土砂等の堆積に関し、必要な規制を行うことにより、無秩序な土砂等の堆積を防止し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂、岩石その他土地の堆積に供されるもので廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 土砂等の堆積 埋立て、盛土その他土地への土砂等の堆積をいう。
- (3) 防護壁 堆積した土砂等の周囲に設置する土砂等の流出及び崩壊を防ぐための構造を有するものをいう。

## (市の責務)

第3条 市は、無秩序な土砂等の堆積を防止するため、必要な施策を総合的に推進するとともに、土砂等の堆積を監視する体制の整備に努めなければならない。

## (土砂等の堆積を行う者の責務)

第4条 土砂等の堆積を行う者は、その堆積に係る土砂等の流出、崩壊その他の災害、事故等を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、土砂等の堆積を行う土地の周辺の生活環境の保全に配慮しなければならない。

## (土地所有者等の責務)

第5条 土地の所有者、管理者又は占有者は、無秩序な土砂等の堆積により、土砂等の流出、崩壊その他の災害、事故等を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、土砂等の堆積を行う土地の周辺の生活環境の保全に配慮し、当該土地を適正に管理しなければならない。

## (土砂等の堆積の許可)

第6条 土砂等の堆積を行おうとする者は、申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の堆積については、この限りでない。

- (1) 土砂等の堆積に係る土地の区域の面積が500平方メートル未満の土砂等の堆積又は土砂の堆積（埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）第2条第4号に規定されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る土地の区域の面積が3,000平方メートル以上の土砂の堆積
- (2) 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂等の堆積で当該事業の区域における土砂等のみを用いて行うもの
- (3) 法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂等の堆積
- (4) 国又は地方公共団体が行う土砂等の堆積
- (5) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂等の堆積
- (6) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂等の堆積
- (7) 前各号に掲げるもののほか、無秩序な土砂等の堆積のおそれがないものとして規則で定める土砂等の堆積

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土砂等の堆積に係る土地の区域の所在及び面積
- (3) 土砂等の堆積の目的
- (4) 土砂等の堆積に係る工事の元請負人（当該土砂等の堆積を行おうとする者から直接工事を請け負う者をいう。）
- (5) 最大堆積時において土砂等の堆積に用いる土砂等の数量
- (6) 最大堆積時における土地の形状
- (7) 土砂等の堆積の完了時における土地の形状
- (8) 周辺の生活環境の保全のための方策
- (9) 排水施設その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- (10) 前号に掲げるもののほか、災害、事故等の防止のためによる措置
- (11) 土砂等の堆積を行う期間
- (12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の申請書には、当該申請に係る土砂等の堆積に係る土地の区域を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

## (住民への周知)

第7条 前条第1項の許可の申請をした者は、その概要を当該申請に係る土砂等の堆積に係る土地の区域の周辺の住民に周知させるよう努めなければならない。

## (許可の基準等)

第8条 市長は、第6条第1項の許可の申請があつた場合において、申請書の内容が、次に掲げる事項について、土砂等の流出、崩壊その他の災害、事故等を防止する上で必要な規則で定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 最大堆積時及び土砂等の堆積の完了時において堆積する土砂等の高さ及び法面の勾配
- (2) 排水施設、防護壁その他の施設
- (3) 地形、地質又は周囲の状況に応じて配慮すべき事項又は講すべき措置

2 市長は、第6条第1項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該許可の申請に係る同条第2項第4号に規定する元請負人が第1号に該当するときは、同条第1項の許可をしないことができる。

- (1) 申請書に係る土砂等の堆積を実施するために必要な資力及び信用があると認められないとき。
- (2) 申請書に係る土砂等の堆積の実施を妨げる権利を有する者の同意を得ていないとき。

3 市長は、第6条第1項の許可の申請をした土砂等の堆積に関わる者が、草加市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者であるときは、第6条第1項の許可をしてはならない。

4 市長は、第6条第1項の許可について、当該許可に係る土砂等の堆積を行う土地の周辺の生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

5 第6条第1項ただし書各号に規定する土砂等の堆積については、第1項の基準を準用する。ただし、規則で定めた土砂等の堆積については、この限りでない。

## (変更の許可)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る同条第2項第2号

から第4号まで、第6号、第7号、第9号及び第10号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならぬ。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可の場合に準用する。

(変更の届出)

第10条 許可事業者は、当該許可に係る第6条第2項第1号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第5号及び第8号に掲げる事項の変更並びに前条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 許可事業者が、不正な手段により第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 許可事業者が、第6条第1項の許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る土砂等の堆積に着手しなかったとき。
- (3) 許可事業者が、第6条第1項の許可に係る土砂等の堆積に着手した日後1年を超える期間引き続き土砂等の堆積を行っていないとき。
- (4) 許可事業者が、第8条第1項の基準に適合しない土砂等の堆積を行ったとき。
- (5) 許可事業者が、第8条第4項(第9条第2項において準用する場合を含む。)の条件に違反したとき。
- (6) 許可事業者が、第9条第1項の規定に違反して同項に規定する変更の許可を受けないで土砂等の堆積を行ったとき。
- (7) 許可事業者が、第17条第1項の規定による命令に違反したとき。
- (8) 第6条第1項の許可を受けた土砂等の堆積に関する者が、草加市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者であったとき。

(標識の掲示)

第12条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積を行っている間、当該土砂等の堆積に係る土地の区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(関係書類の閲覧)

第13条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の堆積を行っている間、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを、当該土砂等の堆積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(着手の届出)

第14条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積に着手したときは、着手した日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(定期報告)

第15条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間を3月ごとに区分した各期間(最後に3月末満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。以下この項において同じ。)ごとに、当該各期間の経過後20日以内に、当該各期間内に搬入した土砂等の採取場所及び当該採取場所ごとの数量並びに当該許可に係る土砂等の堆積の高さ及び堆積量を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告には、土砂等の採取場所の責

任者の発行した当該採取場所を証明する書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(完了等の届出)

第16条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の堆積を完了したときは、完了した日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。当該土砂等の堆積を廃止した場合も、同様とする。

(措置命令)

第17条 市長は、許可事業者が当該許可(第9条第1項の許可を受けた者にあっては、その許可)を受けた土砂等の堆積に関する事項に従って土砂等の堆積を行っていないと認めるときは、当該許可事業者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して土砂等の堆積を行った者(当該土砂等の堆積を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の堆積を行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。)に対し、土砂等の堆積の中止を命じ、又は期限を定めて、土砂等の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土地所有者等に対する勧告等)

第18条 市長は、土砂等の堆積が行われた土地において、土砂等の流出、崩壊その他の災害、事故等により、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生ずるおそれがあると認めるとときは、その土地の所有者、管理者又は占有者に対し、土砂等の流出、崩壊その他の災害、事故等を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(報告の徵収等)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の堆積を行う者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出をさせることができる。

(立入検査)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の堆積を行う者の事務所、事業所又は土砂等の堆積の場所に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して土砂等の堆積を行った者

(2) 第17条第2項の規定による命令に違反した者

第23条 第17条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条の規定に違反して標識を掲示しなかった者
- (2) 第15条第1項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第19条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (4) 第20条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第25条 第10条、第14条又は第16条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第22条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に土砂等の堆積を行っている者は、この条例の施行の日から起算して3月間（その期間内に第6条第1項の許可の申請をしたときは、許可又は不許可の処分があるまでの間）は、同項の規定にかかわらず引き続き当該土砂等の堆積を行うことができる。

## 主な担当課一覧 ※環境課は除く

内容	所属	内容	所属
【第2部 環境の保全と創造に関して講じた施策】		4 リサイクルの推進	
第1章 水環境の保全と創造		(1) 草加市のリサイクル施設	廃棄物資源課
1 水質浄化対策の推進		(2) 最終処分	
2 公共下水道の推進と生活排水対策		(3) 資源回収団体の育成	
(1) 公共下水道の普及促進	下水道課	(4) 市役所庁内のごみのリサイクルと分別収集	庶務課
(2) 凈化槽の適正管理指導	廃棄物資源課	(5) 剪定枝・刈り草堆肥化	廃棄物資源課
第2節 親水空間の創造・維持管理の推進		(6) 特定建設資材の再資源化の推進	公共建築課
1 多自然川づくりの推進	河川課	第3節 気候変動適応策の推進	
2 河川環境の維持管理の推進		1 気候変動に伴う適応策の推進	
(1) 河川愛護キャンペーン(河川環境展)		(1) クールオアシス	健康づくり課
第2章 身近な自然の保全と創造		(2) 閑水時における節水の周知	水道総務課
第1節 生きものと共生するまちづくりの推進		第4章 生活環境の保全	
2 生きものの生育・生育環境の保全		第1節 公害防止対策の推進	
(1) 水とみどりのネットワークの形成	道路整備課	1 公害防止対策の推進	
(2) 外来種対策	くらし安全課	(3) 道路環境の改善	道路整備課、交通対策課
第2節 みどりの保全と創出		第2節 快適なまちなみの形成	
1 公園整備や公共用地の緑化の推進	みどり公園課	1 環境美化対策の推進	
2 民有地内の緑化対策の推進		(1) ポイ捨て・犬粪放置の防止	くらし安全課
(1) 緑地保全事業	みどり公園課	(2) ごみの不法投棄防止	廃棄物資源課
(2) 生産緑地の指定	都市農業振興課・都市計画課	2 まちなみ景観の向上	
(3) 開発等に伴う緑化	みどり公園課・開発審査課	(1) 開発行為	都市計画課・開発審査課
3 緑化活動への支援	みどり公園課	(2) 路上駐輪の抑制	交通対策課
第3章 低炭素社会の推進		第5章 環境に配慮した行動の実践と拡大	
第1節 省エネルギー・創エネルギーの推進		第1節 学校・地域における環境教育・環境学習の推進	指導課
1 温室効果ガス排出量削減対策の推進		1 学校における環境教育の推進	
(4) 都市照明のLED化	交通対策課	(1) 小中学校における環境教育	指導課
2 資源・エネルギーの有効活用の推進		(2) 教職員への環境教育研修と学習教材の活用	
(3) エコドライブ、アイドリング・ストップ	庶務課	(3) 学校給食用牛乳パック等再資源化事業	廃棄物資源課
4 低炭素型まちづくりの推進		2 地域における環境学習の推進	
(1) エコ建築への誘導	開発審査課	(3) 環境図書の充実	中央図書館
(3) 公共交通の利用促進	交通対策課	(5) 市民講師や職員による出前講座	指導課
(4) シェアサイクルの利活用促進		第2節 環境に配慮した行動及び生活の実践	
第2節 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進	廃棄物資源課	3 環境に配慮した活動への支援	
1 ごみの減量化と分別収集の普及、啓発		(2) 有機農産物の生産振興と生産者への支援	都市農業振興課
2 環境にやさしい消費者の育成及び支援	くらし安全課		

## ご意見・ご感想をお聞かせください

「草加の環境 令和4年版」をご覧いただき、ありがとうございました。  
皆さまからのご意見・ご感想をお待ちしております。  
今後の参考とするためですので、個別情報を公開することはありません。

提出先：草加市市民生活部環境課

提出方法：次のいずれかの方法で提出してください

☆郵送 〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号

草加市市民生活部環境課

☆FAX 048-922-1030

☆E-mail kankyoka@city.soka.saitama.jp

様式：自由な様式でご連絡ください。参考様式は次のとおりです。

草加の環境への意見

◎ 以下は、差し支えない範囲でご記入ください。参考以外の目的には使用いたしません。

氏名		電話	
住所		E-mail	

# 草加市環境基本条例－前文－

私たちのまち草加は、綾瀬の川の流れと草加松原をシンボルとして、歴史と文化を築き発展してきた。

◆  
都市としての発展に伴う人口の急増や工場の進出により、水質汚濁、大気汚染、悪臭など様々な公害問題が発生したが、公害防止対策を進め、その解決に努めてきた。

◆  
しかし、近年になり、生活排水による水質汚濁、自動車の排気ガスによる大気汚染、廃棄物の増大、緑の減少など、都市・生活型の環境問題が拡大するとともに、ダイオキシン類など新たな有害物質の問題が発生している。

◆  
私たちの社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさを高める一方、資源やエネルギーを大量に消費し、自然の再生能力や浄化能力を越えるような規模となり、その結果すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

◆  
もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

◆  
私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壤及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していくかなければならない。

◆  
私たちは共に力を合わせ、環境の保全及び創造を推進し、「人と自然が共に生きるまち そうか」をつくるため、ここに、この条例を制定する。



市ホームページ

## 草加の環境

令和5年(2023年)3月発行

編集・発行 草加市市民生活部環境課

〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号

Tel 048-922-1519 Fax 048-922-1030

E-mail : kankyoka@city.soka.saitama.jp



埼玉県東南部地域5市1町  
「ゼロカーボンシティ」共同宣言  
(令和3年(2021年)4月26日)

表紙以外はリサイクルペーパーを使用  
(古紙パルプ配合率：100%  
白色度 : 80%)